

令和6年度

山形県こども・若者白書

山形県

第1部 こども・若者の現状

第1章 こども・若者の人口

1	こども・若者の人口推移	1
2	地域別のこども・若者人口	2
3	若者の県外流出の状況	3

第2章 こども・若者の生活習慣と意識・行動

1	こどもの意識	4
2	こども・若者の活動状況	4
(1)	児童生徒によるボランティア活動の状況	4
(2)	YY ボランティア活動の状況	5
(3)	主な少年団体とその加入状況	5
(4)	青年の団体・グループとその加入状況	6

第3章 こども・若者をめぐる社会環境の変化

1	情報化社会の進展状況	7
2	こども・若者を取り巻く有害環境等	7
(1)	SNS に起因する事犯の被害児童数の推移（全国）	7
(2)	SNS に起因する福祉犯被害児童数	8
(3)	小・中・高校生を対象とした犯罪・声かけ等事案	8
(4)	薬物犯罪の状況	9

第4章 若者の労働

1	若者の就労状況	11
(1)	産業別就労人口	11
(2)	若者の就業状態	12
(3)	雇用者（役員を除く）の雇用形態	13
(4)	若年男女別の現金給与額の状況	14
(5)	若者の失業率の推移	14
2	新規学卒者の状況	15
(1)	高等学校卒業者の状況	15
(2)	新規学校卒業者の職業紹介状況	15
(3)	新規高等学校卒業者の産業別・規模別新規求人受理状況	16

第5章 困難を有するこども・若者

1	若年無業者（ニート）の状況	17
(1)	若年無業者の割合	17
(2)	新卒無業者の状況	17
2	ひきこもり等の状況	18
(1)	困難を有する若者に関するアンケート調査	18
(2)	ひきこもりに関する推計（内閣府推計値）	19
(3)	ひきこもり等の相談件数	19
3	不登校の状況	20
(1)	学校数及び児童・生徒数	20
(2)	小・中・高等学校における長期欠席の児童・生徒数	20
(3)	不登校の要因	22
4	高等学校における中途退学の状況	23

(1) 中途退学者数と割合の推移	23
(2) 中途退学の理由	23
5 障がいのあるこども・若者の状況	24
(1) 身体障がい児・知的障がい児の数	24
(2) 県発達障がい者支援センターにおける相談件数	24
6 少年非行の状況	25
(1) 非行少年等の概況	26
(2) 犯罪少年（刑法）	26
(3) 犯罪少年（特別法）	27
(4) 触法少年（刑法）	28
(5) ぐ犯少年	28
(6) 不良行為少年	29
7 いじめの状況	30
8 暴力行為の状況	31
9 こどもの貧困の状況	31
(1) こどもの貧困率（全国）	31
(2) 就学援助を受けている児童・生徒数	32
(3) こども食堂（地域食堂）の実施箇所数	32
10 こどもの虐待の状況	33
(1) 児童虐待の状況	33
(2) 児童虐待の内容	33
11 自殺の状況	34
(1) 自殺者数の推移	34
(2) 男女別の自殺の状況	34

第2部 こども・若者育成支援施策の実施状況

第1章 令和6年度における主な取組み

1 こども・若者の育成と自立に向けた支援	35
(1) 子ども知事室	35
(2) 青少年健全育成県民運動の展開	35
(3) インターネット環境に関する取組み	37
(4) 有害環境浄化の取組み	38
(5) 立入調査状況	40
(6) 危険薬物規制の取組み	40
2 若者が活躍できる環境づくりの推進	41
(1) 審議会における若者委員登用の推進	41
(2) 若者支援コンシェルジュ事業	41
(3) やまがた若者情報発信事業	42
(4) 若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業	42
(5) やまがた若者応援大使	43
(6) 若者のオンライン対話事業	43
(7) やまがた魅力発信アンバサダー事業	43
(8) 輝く県民活躍大賞	44
3 困難を有するこども・若者や家族への支援	45
(1) 若者相談支援拠点の設置・運営	45
(2) こども・若者支援のネットワークの形成	45

第2章 こども・若者の健全育成に関する施策の実施状況

参考資料

1	こども基本法	50
2	子ども・若者育成支援推進法	54
3	山形県青少年健全育成条例	60
4	山形県青少年健全育成審議会運営細則	75
5	山形県子ども・若者支援協議会設置要綱	76
6	山形県青少年専門員設置要綱	79
7	いじめ防止対策推進法	80
8	山形県いじめ防止対策の推進に関する条例	88
9	山形県いじめ防止基本方針	91
10	令和6年度青少年のための環境づくり懇談会申し合わせ事項	94
11	山形県青少年育成県民会議の取組み	96
12	「大人が変われば子どもも変わる」県民運動について	97
13	令和6年度“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の展開について	105
14	令和6年度“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動啓発ポスター	113
15	令和7年度市町村青少年行政担当課名簿	114
16	令和7年度子ども・若者に係る窓口一覧	115
17	各種法令による青少年の呼称及び年齢区分	116
18	毎月第3日曜日は「家庭の日」	117

■ 本書の位置付け

本書は、山形県青少年健全育成条例第6条の8に基づき、本県の青少年及び青少年を取り巻く環境の状況並びに青少年の健全な育成に関する施策の実施状況を取りまとめ、県民の皆様に広く紹介するために作成するものです。

また、掲載内容は、令和7年3月に策定した「山形県こども・子育て笑顔プラン」を考慮しています。

■ 用語の説明

本書は、0歳から40歳未満までの者を対象とします。

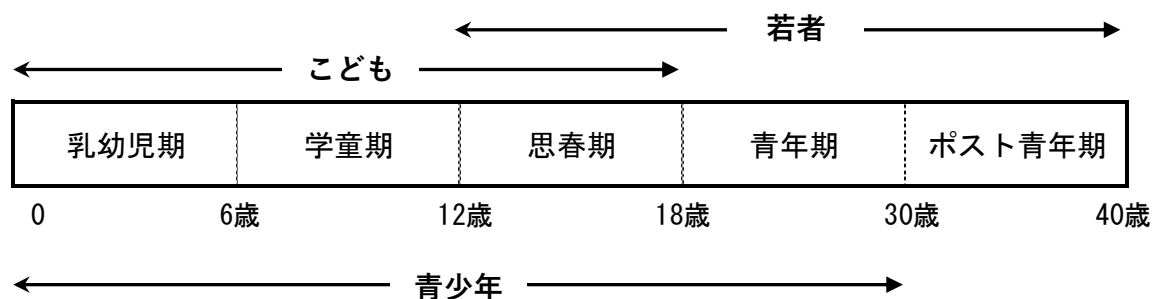
○「こども・若者」の呼称について

こども：乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため、「青少年」に代えて「こども・若者」という言葉を用いています。

- ・ 乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。
- ・ 学童期は、小学生の者。
- ・ 思春期は、中学生からおおむね18歳までの者。
- ・ 思春期の者は、こどもから若者への移行期として、施策により、こども、若者それぞれに該当する場合があります。
- ・ 青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者。
- ・ ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者。



第1部 こども・若者の現状

第1章 こども・若者の人口

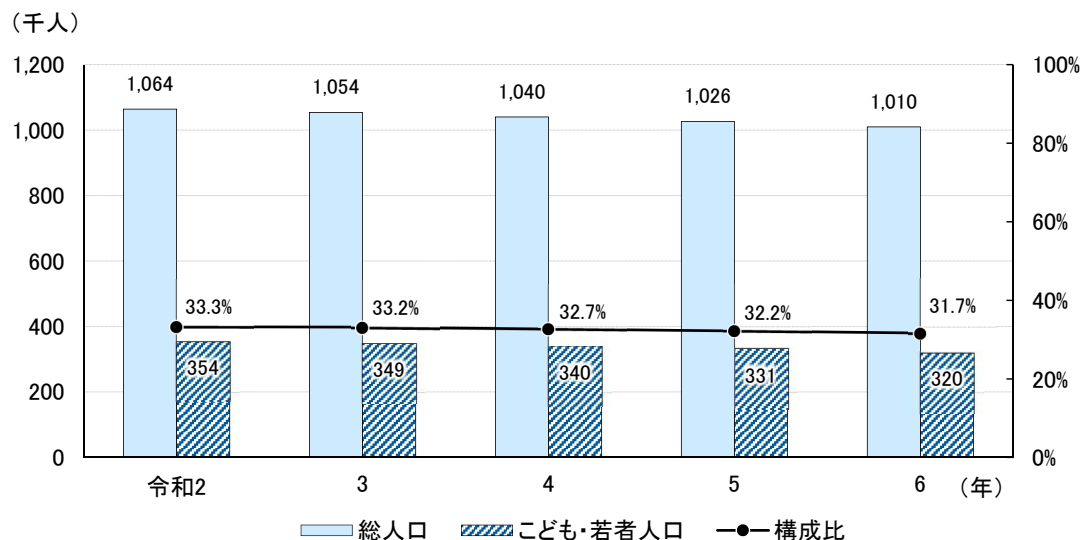
1 こども・若者の人口推移

令和6年10月1日現在の本県の総人口は1,010,776人であり、このうちこども・若者（0～39歳）の人口は、320,968人で、総人口の31.8%を占めている。

人口に占めるこども・若者の割合は年々減少しており、令和6年は令和2年より1.5ポイントの減少となっている。

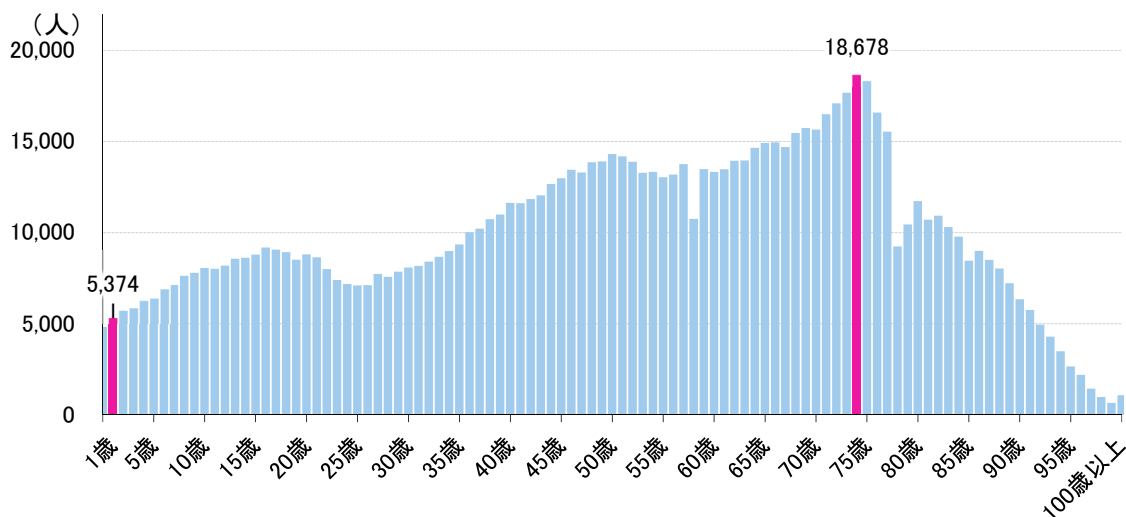
また、年齢ごとの人口を見ると、令和6年10月1日現在の1歳の人口は5,374人と、最も多い74歳の人口18,678人の約3割程度となっている。

図表1-1 こども・若者人口及び総人口に占める割合の推移



資料：山形県統計企画課「山形県社会的移動人口調査」

図表1-2 年齢別人口（令和6年10月1日現在）



資料：山形県統計企画課「令和6年山形県社会的移動人口調査」

2 地域別のこども・若者人口

令和6年のこども・若者人口（0～39歳）の地域別割合は、市部が83.8%、郡部が16.2%となっている。

また、総人口に占めるこども・若者人口の割合は、県全体が31.8%に対して、市部は32.8%、郡部は27.2%となっている。市町村別では、東根市が38.9%で最も高く、西川町が22.1%で最も低い。

図表1-3 こども・若者人口及び総人口に占める割合（地域別）
（令和6年10月1日現在）

（単位：人）

区分 市町村	総人口	こども・若者人口（ポスト青年期を含む）									こども・若者 人口の 割 合	こども・若者 人口の 地域別 割 合
		0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳			
総数	1,010,776	320,968	28,152	35,870	41,443	44,485	40,017	37,373	42,324	51,304	31.8%	100%
村山地域	510,188	171,347	15,459	19,157	21,362	23,094	22,351	20,083	22,678	27,163	33.6%	53.4%
最上地域	64,602	17,823	1,491	2,103	2,636	2,791	1,740	1,693	2,314	3,055	27.6%	5.6%
置賜地域	189,033	59,893	4,823	6,428	7,756	8,333	8,160	7,412	7,601	9,380	31.7%	18.7%
庄内地域	246,953	71,905	6,379	8,182	9,689	10,267	7,766	8,185	9,731	11,706	29.1%	22.4%
市部計	819,831	269,065	23,933	29,504	33,757	36,332	34,681	32,627	35,867	42,364	32.8%	83.8%
山形市	239,986	84,978	7,589	8,825	10,061	11,006	12,379	10,771	11,401	12,946	35.4%	26.5%
米沢市	76,961	26,537	2,023	2,468	3,102	3,393	4,602	3,954	3,268	3,727	34.5%	8.3%
鶴岡市	115,172	34,777	3,176	3,908	4,626	5,162	3,760	3,909	4,627	5,609	30.2%	10.8%
酒田市	94,167	26,769	2,263	2,965	3,560	3,635	3,080	3,228	3,699	4,339	28.4%	8.3%
新庄市	32,075	9,904	880	1,102	1,350	1,499	1,056	1,073	1,315	1,629	30.9%	3.1%
寒河江市	38,921	13,468	1,367	1,616	1,750	1,761	1,491	1,429	1,770	2,284	34.6%	4.2%
上山市	27,152	7,258	593	743	999	1,051	900	867	978	1,127	26.7%	2.3%
村山市	20,602	5,534	454	634	734	881	652	536	743	900	26.9%	1.7%
長井市	24,826	7,591	634	895	1,002	999	877	858	1,067	1,259	30.6%	2.4%
天童市	60,568	21,629	2,093	2,673	2,688	2,780	2,454	2,486	2,912	3,543	35.7%	6.7%
東根市	47,492	18,458	1,825	2,213	2,210	2,355	2,144	2,225	2,474	3,012	38.9%	5.8%
尾花沢市	13,179	3,122	228	378	510	541	317	271	385	492	23.7%	1.0%
南陽市	28,730	9,040	808	1,084	1,165	1,269	969	1,020	1,228	1,497	31.5%	2.8%
郡部計	190,945	51,903	4,219	6,366	7,686	8,153	5,336	4,746	6,457	8,940	27.2%	16.2%
山辺町	13,032	4,048	364	497	566	657	443	344	486	691	31.1%	1.3%
中山町	10,127	2,899	230	357	381	447	329	309	351	495	28.6%	0.9%
河北町	16,422	4,518	328	583	660	709	567	365	536	770	27.5%	1.4%
西川町	4,394	969	76	108	128	188	131	79	109	150	22.1%	0.3%
朝日町	5,608	1,281	109	141	184	214	140	108	168	217	22.8%	0.4%
大江町	6,891	1,816	101	213	294	267	237	181	224	299	26.4%	0.6%
大石田町	5,814	1,369	102	176	197	237	167	112	141	237	23.5%	0.4%
金山町	4,511	1,217	91	160	176	220	100	114	150	206	27.0%	0.4%
最上町	7,174	1,697	117	215	312	297	134	118	201	303	23.7%	0.5%
舟形町	4,545	1,083	96	114	168	195	94	77	131	208	23.8%	0.3%
真室川町	6,376	1,511	109	190	237	245	141	114	209	266	23.7%	0.5%
大蔵村	2,673	681	50	89	127	104	54	41	82	134	25.5%	0.2%
鮭川村	3,526	859	86	112	144	111	85	67	116	138	24.4%	0.3%
戸沢村	3,722	871	62	121	122	120	76	89	110	171	23.4%	0.3%
高畠町	20,933	6,569	545	792	962	981	668	677	836	1,108	31.4%	2.0%
川西町	13,258	3,559	304	428	509	571	421	297	424	605	26.8%	1.1%
小国町	6,417	1,727	123	178	250	328	163	179	211	295	26.9%	0.5%
白鷹町	11,900	3,250	253	373	500	529	337	306	386	566	27.3%	1.0%
飯豊町	6,008	1,620	133	210	266	263	123	121	181	323	27.0%	0.5%
三川町	7,237	2,354	239	338	330	291	187	269	318	382	32.5%	0.7%
庄内町	18,596	5,276	472	637	731	762	496	553	729	896	28.4%	1.6%
遊佐町	11,781	2,729	229	334	442	417	243	226	358	480	23.2%	0.9%

資料：山形県統計企画課「令和6年山形県社会的移動人口調査」

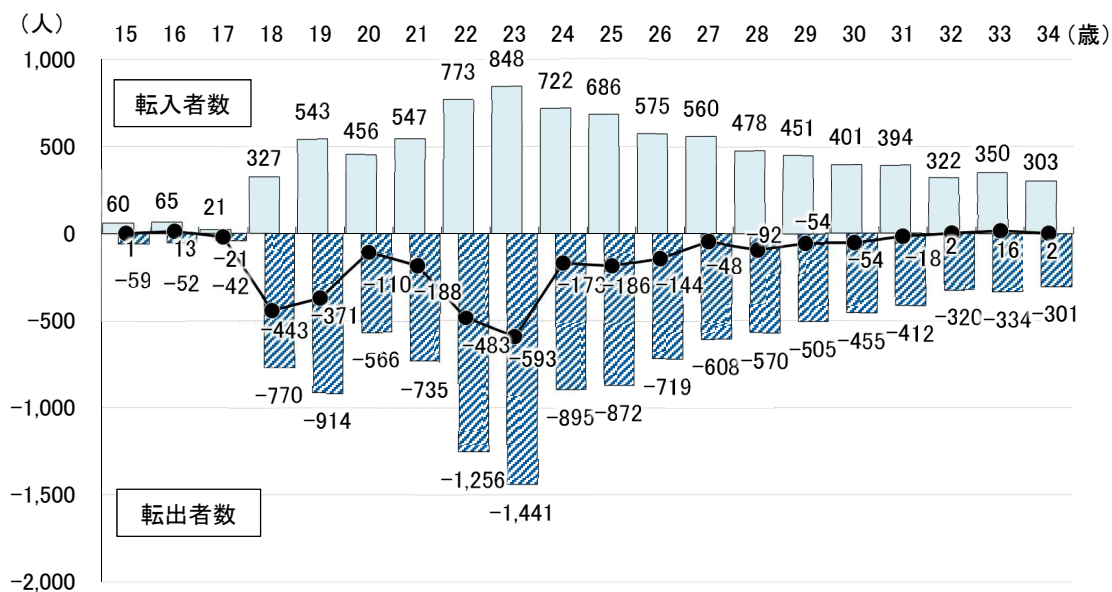
3 若者の県外流出の状況

令和5年10月から令和6年9月までの県外からの転入者数は14,604人、県外への転出者数17,749人で、3,145人の転出超過となっている。

県外への転出者のうち、15歳から34歳までが11,826人で全体の6割以上を占めており、県外からの転入者数は8,882人で2,944人の転出超過となっている。

県外への転出者数を年齢別でみると、23歳が1,441人と最も多く、次いで22歳が1,256人、19歳が914人と続いており、高校や大学等の卒業や就職を迎える若者層の県外流出傾向が際立っている。

図表1－4 年齢別県外転入・転出者数（令和5年10月～令和6年9月）



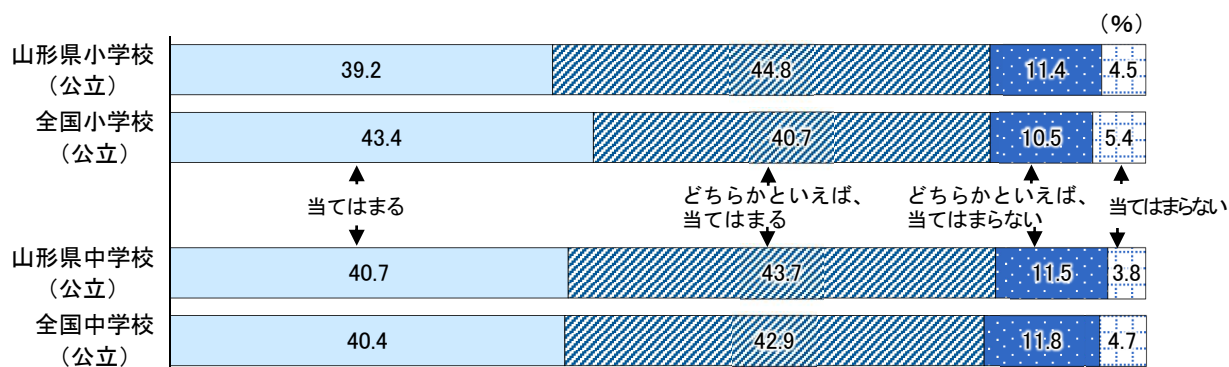
資料：山形県統計企画課「令和6年山形県社会的移動人口調査」

第2章 こども・若者の生活習慣と意識・行動

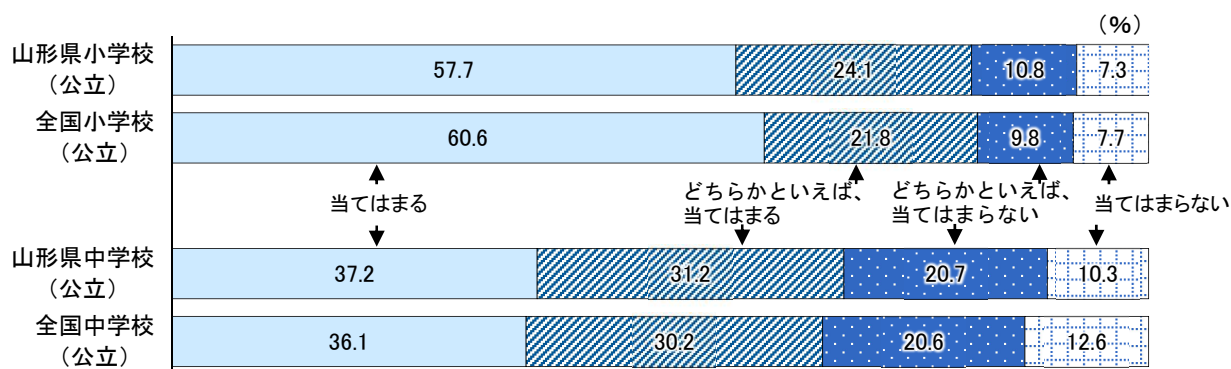
1 こどもの意識

自分には良いところがあると思う児童生徒の割合、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合はともに全国と比して同程度かやや高い状況となっている。

図表2-1 自分にはよいところがあるか



図表2-2 将来の夢や目標を持っているか



2 こども・若者の活動状況

(1) 児童生徒によるボランティア活動の状況

本県の児童生徒がボランティア活動に従事する率は全国平均に比べて高くなっている。

図表2-3 ボランティア活動の行動者率

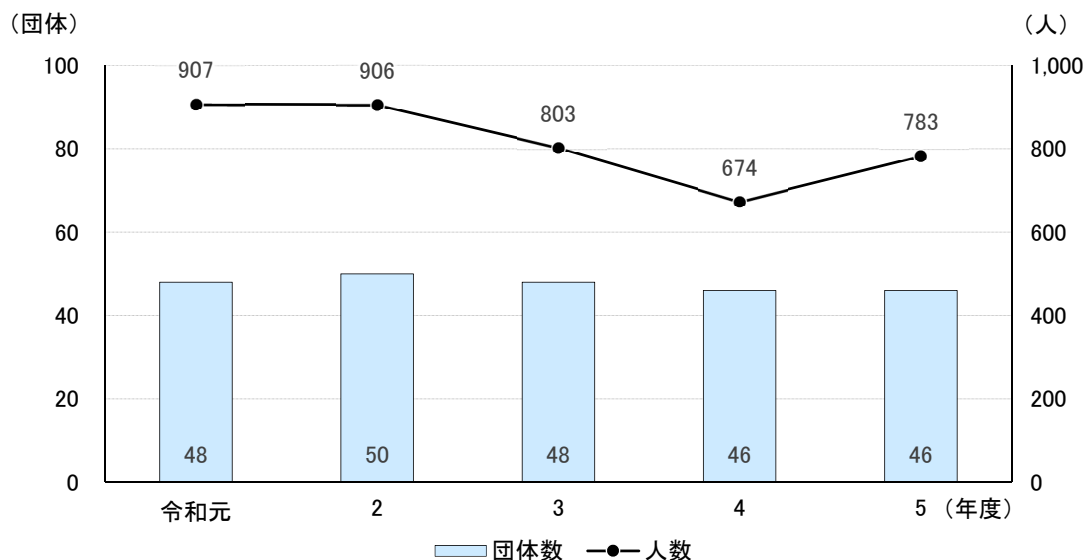
		全国		県	
		男子	女子	男子	女子
令和3年	小学生	12.1	12.1	26.2	20.3
	中学生	12.5	12.5	19.5	23.4
	高校生	10.4	12.6	25.0	22.3
平成28年	小学生	25.5	26.1	37.8	32.7
	中学生	24.9	29.0	43.1	47.9
	高校生	18.3	24.4	28.4	34.7

資料：総務省「平成28年、令和3年社会生活基本調査」

（２）ＹＹ ボランティア活動の状況

本県の市町村や地域住民によって運営され、地元の青少年が学校の枠を超えて集まり活動している「ＹＹ ボランティア」は全国的にも珍しく多様な活動が見られ、令和5年度の団体数は46団体、団員数は783人となっている。

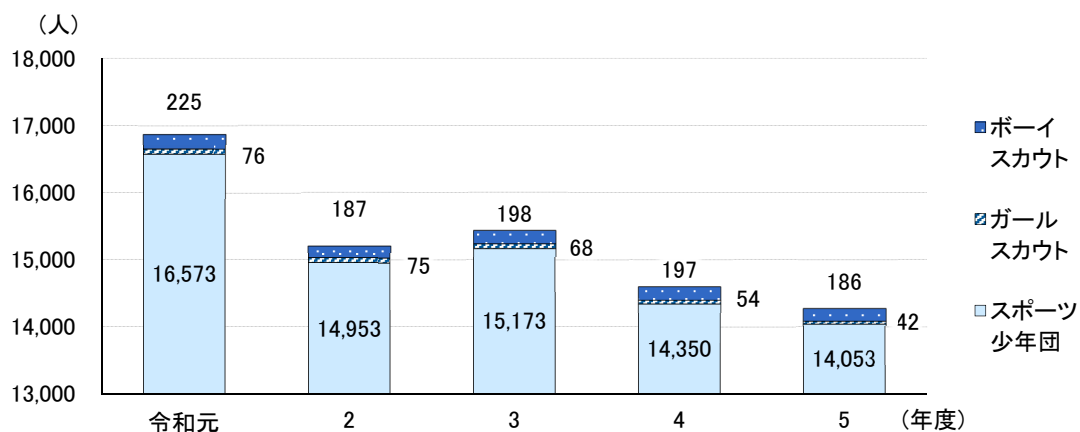
図表２－４ ＹＹ ボランティアサークルの推移



（３）主な少年団体とその加入状況

少年の自主的な健全育成等に関する主な組織として、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団などがある。主な少年団体の加入者は減少傾向にある。

図表２－５ 主な少年団体の加入者の状況



※「ガールスカウト」の人数は少女会員数を記載（就学前1年生から高校生年代まで）

資料：「ボーイスカウト、ガールスカウト」は山形県生涯教育・学習振興課
「スポーツ少年団」は日本スポーツ協会 HP

(参考)

ボーイスカウト

「世界スカウト機構憲章」に基づき、日本におけるボーイスカウト運動を普及し、その運動を通じて青少年の優れた人格を形成し、かつ国際友愛精神の増進を図り、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(「(公財) ボーイスカウト日本連盟」HP引用)

ガールスカウト

少女と若い女性が自分自身と他の人々の幸福と平和のために責任ある市民として、自ら考え、行動できる人となるようにする。

(「(公社) ガールスカウト日本連盟」HP引用)

スポーツ少年団

日本スポーツ少年団は、本会の目的に従い、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の身心の健全な育成に資することを目的とする。

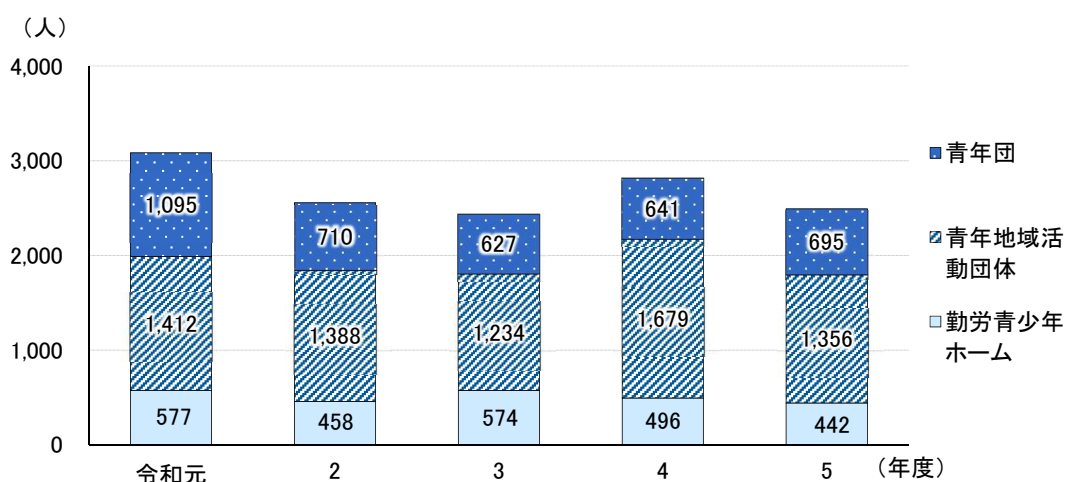
(「(公財) 日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団設置規定」HP引用)

(4) 青年の団体・グループとその加入状況

青年の自主的な団体・グループは、青年団や青年地域活動団体、勤労青少年グループなどがある。

令和5年度の青年の団体・グループの加入者は、令和4年度と比較して、323人減少した。

図表2-6 主な青年の団体・グループの加入者の状況



資料：「青年団」、「青年地域活動団体」は山形県生涯教育・学習振興課
「勤労青少年ホーム」は山形県雇用・産業人材育成課

(参考)

青年団

町や村など地縁的なつながりを基にして組織された団体。

青年地域活動団体

おおむね高等学校卒業以後にあたる者を中心として組織した団体。

勤労青少年ホーム

勤労青少年の様々な相談・指導を行うと共に、余暇の有効活用を支援する事業を行う施設。県内には2市（寒河江・天童）に設置されている。

第3章 こども・若者をめぐる社会環境の変化

1 情報化社会の進展状況

全国におけるインターネットを利用したことがある人の割合は、86.2%（総務省「令和5年通信利用動向調査」）となっている。

情報化社会の進展は、生活の利便性を向上させるとともに、新たな知的価値や産業を創造する一方で、人間関係などに負の影響を及ぼすほか、こどもや若者が犯罪の被害者あるいは加害者となる恐れがある。

2 こども・若者を取り巻く有害環境等

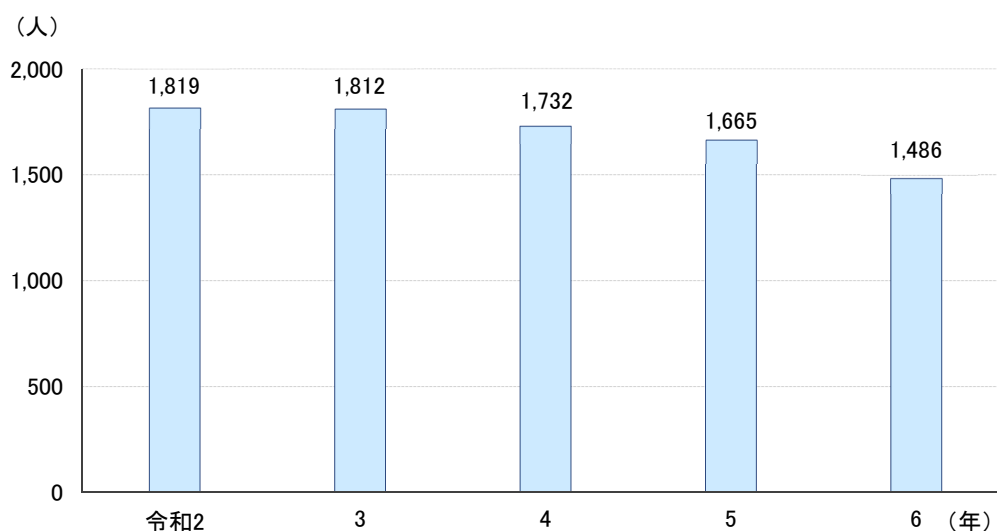
（1）SNS※に起因する事犯の被害児童数の推移（全国）

令和6年の全国のSNSに起因した事件の被害児童数は1,486人で、前年に比べて179人減少している。

こどもや若者がネット上の犯罪・トラブル等に巻き込まれないことはもちろんのこと、安心してインターネットを利用できるよう、学校現場・地域における対策が求められている。

※SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービスの略。登録するとインターネット上で友人などと交流することができる。

図表3-1 SNSに起因する事犯の被害児童数の推移（全国）



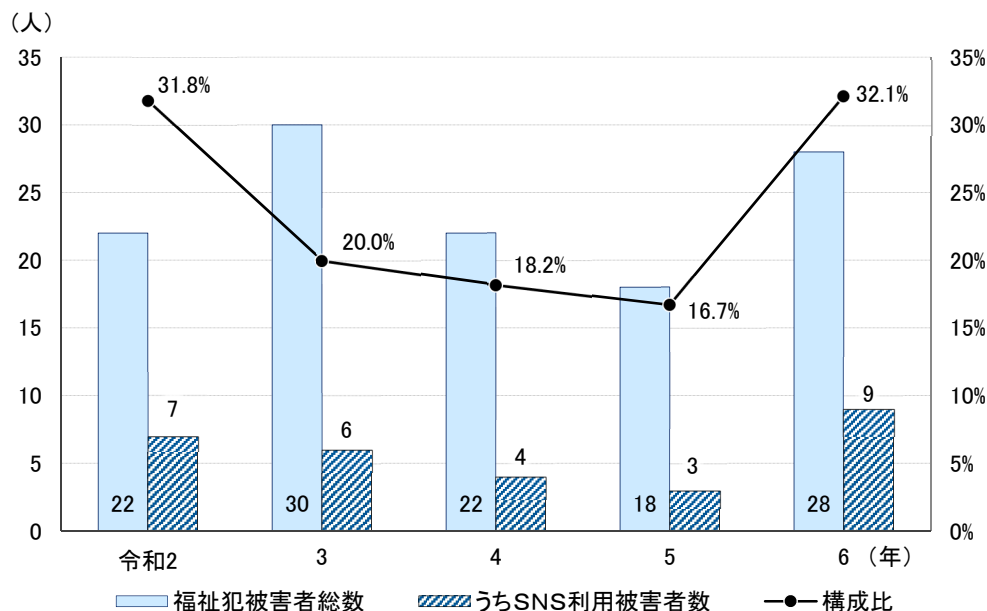
資料：警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

(2) SNS に起因する福祉犯*被害児童数

令和6年は福祉犯被害のうちSNSを介した被害が9件（前年比+6件）あり、SNSを介した被害の構成比は32.1%（前年比+15.4ポイント）となっている。

※福祉犯とは、児童福祉法違反や児童買春等の少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。

図表3-2 SNS に起因する福祉犯被害児童数の推移

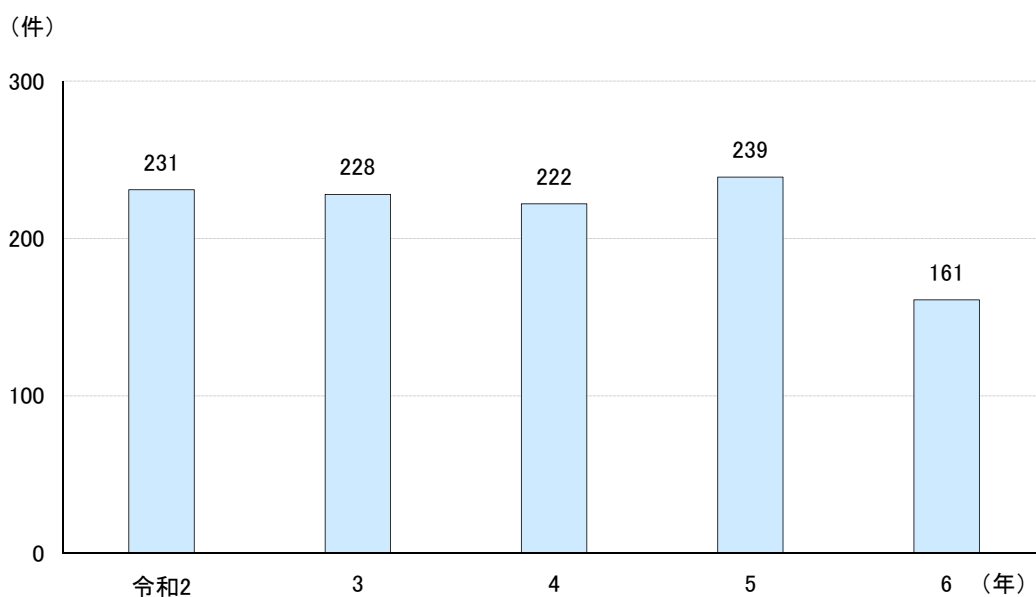


資料：山形県警察本部人身安全少年課

(3) 小・中・高校生を対象とした犯罪・声かけ等事案

令和6年の小・中・高校生の登下校時等の声かけ等事案数は161件で、前年に比べて78件減少している。

図表3-3 小・中・高校生を対象とした犯罪・声かけ等事案件数の推移

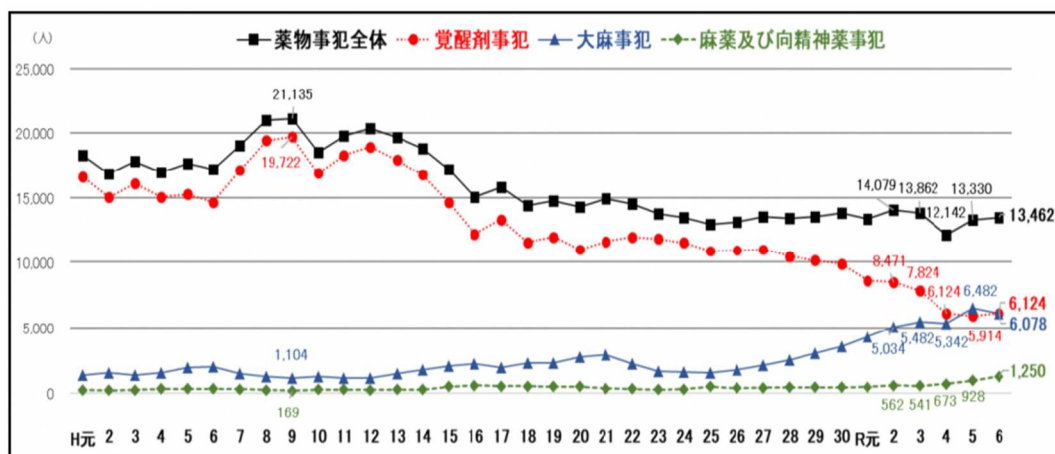


資料：山形県警察本部人身安全少年課「こどもを対象とした犯罪・声かけ等の取扱状況」

(4) 薬物犯罪の状況

薬物犯罪については、全国では前年と比較して大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯が増加している。本県では、前年と比較して覚醒剤事犯が増加し、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯は減少している。大麻事犯を年齢別にみると、20代以下の若年層の割合が高くなっている。

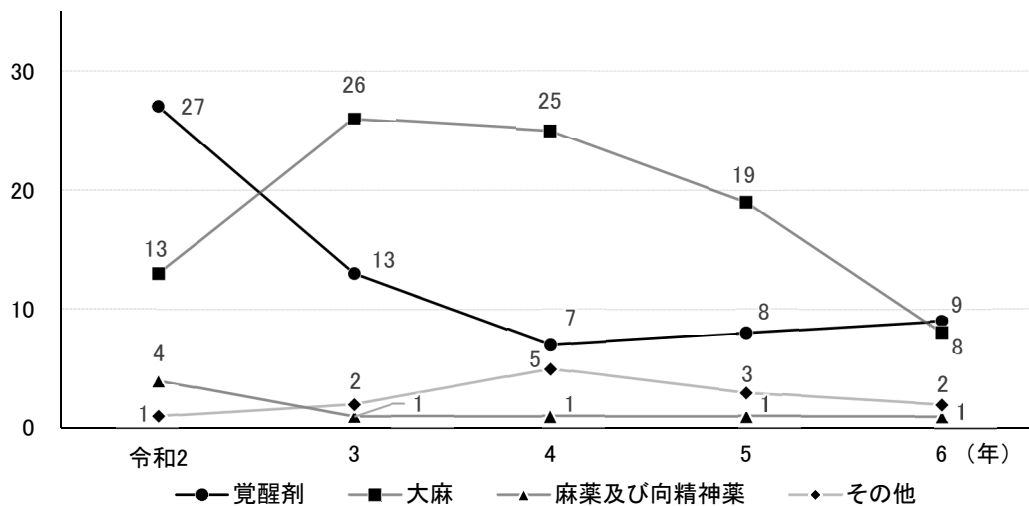
図表 3-4 薬物事犯別検挙人員の推移（全国）



注：薬物事犯全体には、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯の検挙人員のほか、あへん事犯の検挙人員を含む。

図表 3-5 薬物事犯別検挙人員の推移

(人)

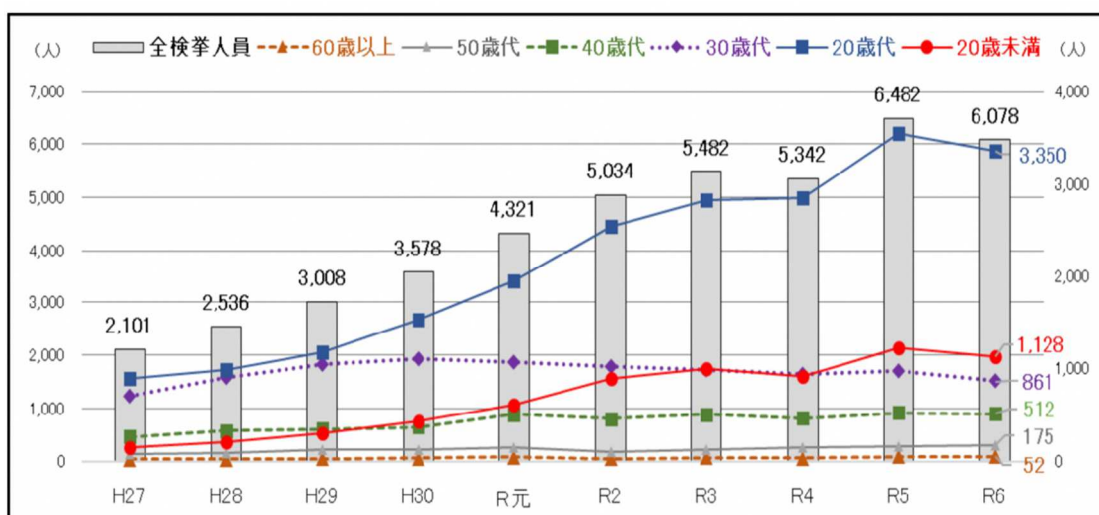


※その他はあへん法違反、医薬品医療機器等法違反、麻薬特例法違反を計上。

※令和3年までは、薬物事犯以外の罪での検挙も含む。

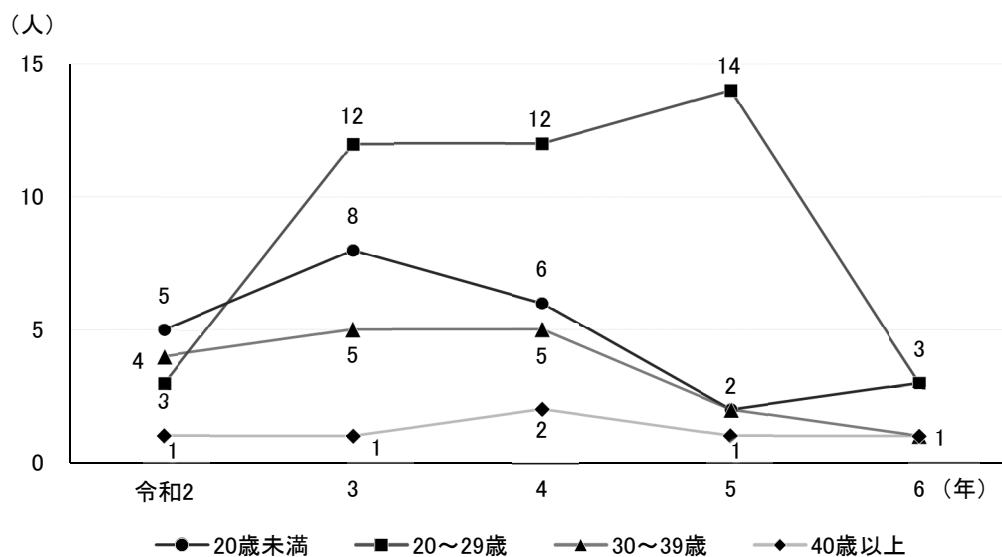
資料：山形県警察本部組織犯罪対策課

図表 3－6 大麻事犯年齢別検挙人員の推移（全国）



資料：警察庁「組織犯罪の情勢」

図表 3－7 大麻事犯年齢別検挙人員の推移



※令和3年までは、薬物事犯以外の罪での検挙も含む。

資料：山形県警察本部組織犯罪対策課

第4章 若者の労働

1 若者の就労状況

(1) 産業別就労人口

令和2年10月1日現在の国勢調査の結果によると、15～34歳の就業者数は111,253人で、5年前（平成27年）の123,203人と比較して、11,950人減少している。内訳は、15～24歳の就業者数で1,660人、25～34歳の就業者数で10,290人の減少となっている。

産業別で最も就業者数が多いのは、製造業の25,382人で、次いで医療、福祉の17,664人、卸売・小売業の16,245人となっている。

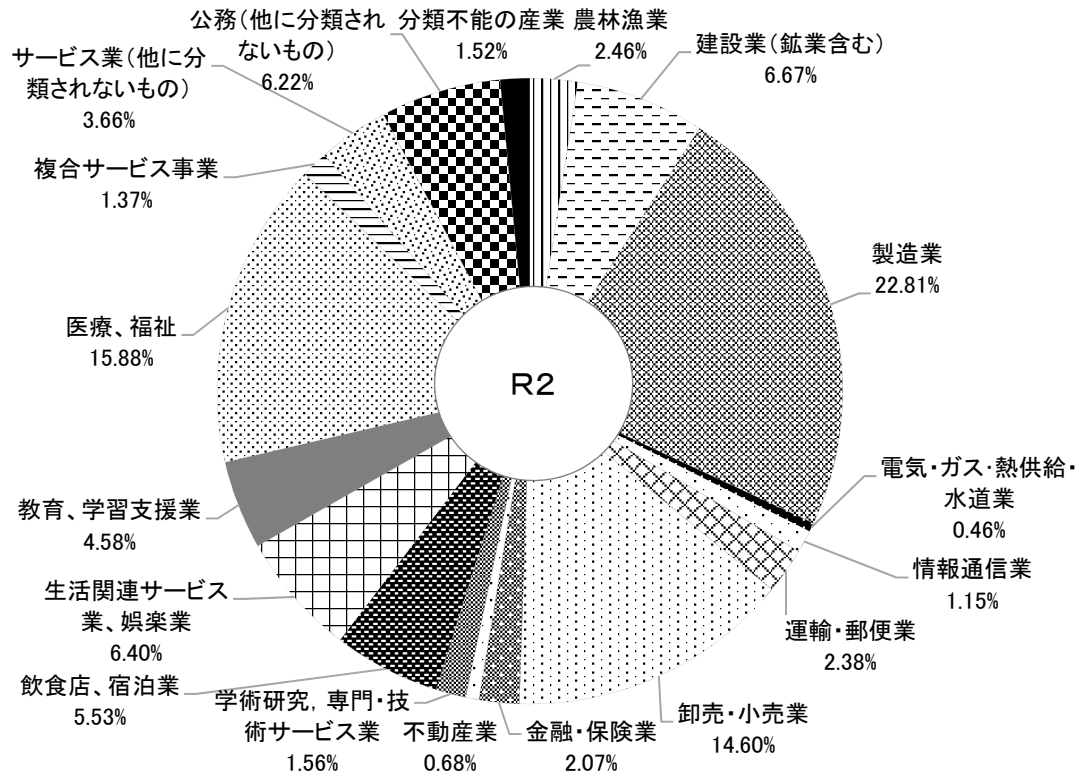
就業者数の推移を産業別にみると、第1次産業で403人減少、第2次産業で4,241人減少、第3次産業で9,612人減少している。

図表4-1 15～34歳人口の産業別就労人口

産 業	令和2年				平成27年				増減		
	就業者数(人)			産業別構成比(%)	就業者数(人)			産業別構成比(%)	15～24歳	25～34歳	計
	15～24歳	25～34歳	計		15～24歳	25～34歳	計				
総 数	32,735	78,518	111,253	100%	34,395	88,808	123,203	100%	▲ 1,660	▲ 10,290	▲ 11,950
第1次産業	農業	559	1,917	2.23%	599	2,275	2,874	2.33%	▲ 40	▲ 358	▲ 398
	林業	47	151	0.18%	47	162	209	0.17%	0	▲ 11	▲ 11
	漁業	35	23	0.05%	11	41	52	0.04%	24	▲ 18	6
第2次産業	鉱業	7	18	0.02%	7	23	30	0.02%	0	▲ 5	▲ 5
	建設業	2,238	5,165	6.65%	2,534	6,419	8,953	7.27%	▲ 296	▲ 1,254	▲ 1,550
	製造業	8,055	17,327	22.81%	7,781	20,287	28,068	22.78%	274	▲ 2,960	▲ 2,686
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	144	368	0.46%	183	333	516	0.42%	▲ 39	35	▲ 4
	情報通信業	347	933	1.15%	290	1,036	1,326	1.08%	57	▲ 103	▲ 46
	運輸・郵便業	629	2,018	2.38%	687	2,498	3,185	2.59%	▲ 58	▲ 480	▲ 538
	卸売・小売業	5,509	10,736	14.60%	5,811	13,975	19,786	16.06%	▲ 302	▲ 3,239	▲ 3,541
	金融・保険業	551	1,756	2.07%	685	1,907	2,592	2.10%	▲ 134	▲ 151	▲ 285
	不動産業	193	567	0.68%	268	730	998	0.81%	▲ 75	▲ 163	▲ 238
	学術研究、専門・技術サービス業	399	1,331	1.56%	411	1,553	1,964	1.59%	▲ 12	▲ 222	▲ 234
	飲食店、宿泊業	3,258	2,890	6.148	3,297	3,911	7,208	5.85%	▲ 39	▲ 1,021	▲ 1,060
	生活関連サービス業、娯楽業	1,004	6,116	7.120	1,377	3,206	4,583	3.72%	▲ 373	2,910	2,537
	教育、学習支援業	1,519	3,573	5.092	1,192	3,317	4,509	3.66%	327	256	583
	医療、福祉	4,089	13,575	17,664	4,742	15,305	20,047	16.27%	▲ 653	▲ 1,730	▲ 2,383
	複合サービス事業	413	1,111	1,524	411	1,550	1,961	1.59%	2	▲ 439	▲ 437
	サービス業(他に分類されないもの)	1,039	3,028	4,067	1,039	3,417	4,456	3.62%	0	▲ 389	▲ 389
	公務(他に分類されないもの)	2,024	4,900	6,924	1,920	4,691	6,611	5.37%	104	209	313
分類不能の産業	676	1,015	1,691	1.52%	1,103	2,172	3,275	2.66%	▲ 427	▲ 1,157	▲ 1,584
第1次産業	641	2,091	2,732	2.46%	657	2,478	3,135	2.54%	▲ 16	▲ 387	▲ 403
第2次産業	10,300	22,510	32,810	29.49%	10,322	26,729	37,051	30.07%	▲ 22	▲ 4,219	▲ 4,241
第3次産業	21,118	49,012	70,130	63.04%	22,313	57,429	79,742	64.72%	▲ 1,195	▲ 8,417	▲ 9,612

資料：総務省「平成27年、令和2年国勢調査」

図表 4-2 15～34 歳人口の産業別就労割合



資料：総務省「令和2年国勢調査」

(2) 若者の就業状態

令和4年10月1日現在の15～34歳の人口（170.7千人）をふだんの就業状態別にみると、有業者は109.2千人（人口に占める割合は64.0%）、無業者は61.4千人（同36.0%）となった。

平成29年と比べると、有業者の割合は1.1ポイント低下し、無業者の割合は1.1ポイント上昇した。

図表 4-3 15～34 歳人口の就業状態 (単位：千人、ポイント)

区分		15～34 歳 県人口	有業者											無業者				
			総数	有業 者 割合	自営 業者	家族 従業 者	雇用者							総数	無業 者 割合	家事を してい る	通学し ている	その他
							総数	会社 等の 役員	正規 の 職員・ 従業 者	非正 規の 職員・ 従業 員	パート	アルバ イト	その他					
令和 4 年	合計	170.7	109.2	64.0%	1.9	0.6	106.8	0.5	81.8	24.5	7.6	9.2	7.7	61.4	36.0%	4.5	47.3	9.6
	男	89.0	57.1	64.2%	1.2	0.4	55.2	0.4	45.7	9.1	1.5	4.8	2.9	31.9	35.8%	0.5	25.1	6.3
	女	81.6	52.2	64.0%	0.7	0.1	51.5	0.1	36.1	15.3	6.2	4.4	4.6	29.5	36.2%	4.0	22.2	3.3
平成 29 年	合計	191.1	124.4	65.1%	2.0	1.9	120.3	1.0	88.4	31.0	9.8	10.4	10.9	66.7	34.9%	7.7	52.5	6.4
	男	98.1	67.2	68.5%	0.9	1.3	64.8	1.0	53.1	11.0	1.4	4.7	4.8	30.9	31.5%	0.8	26.5	3.7
	女	92.9	57.2	61.6%	1.0	0.6	55.4	0.2	35.3	20.0	8.6	5.4	6.0	35.9	38.6%	7.1	26.1	2.7
増 減	合計	△ 20.4	△ 15.2	△ 1.1	△ 0.1	△ 1.3	△ 13.5	△ 0.5	△ 6.6	△ 6.5	△ 2.2	△ 1.2	△ 3.2	△ 5.3	1.1	△ 3.2	△ 5.2	3.2
	男	△ 9.1	△ 10.1	△ 4.3	0.3	△ 0.9	△ 9.6	△ 0.6	△ 7.4	△ 1.9	0.1	0.1	△ 1.9	1.0	4.3	△ 0.3	△ 1.4	2.6
	女	△ 11.3	△ 5.0	2.4	△ 0.3	△ 0.5	△ 3.9	△ 0.1	0.8	△ 4.7	△ 2.4	△ 1.0	△ 1.4	△ 6.4	△ 2.4	△ 3.1	△ 3.9	0.6

資料：総務省「平成29年、令和4年就業構造基本調査」

（３）雇用者（役員を除く）の雇用形態

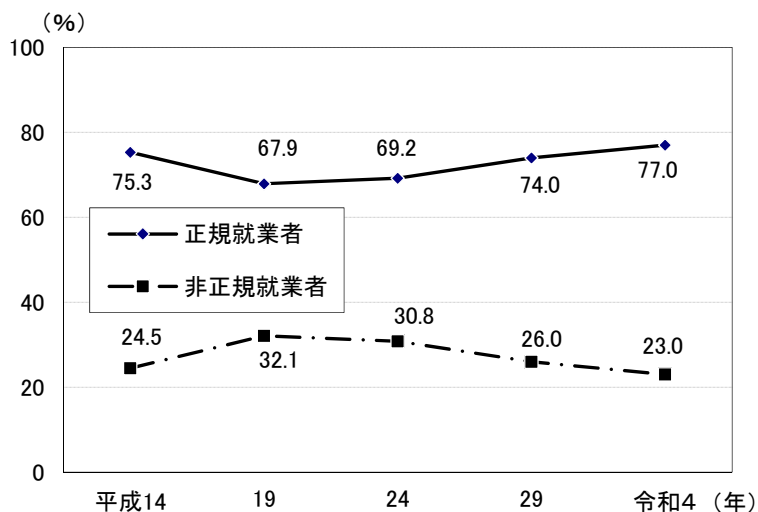
雇用者（役員を除く）の雇用形態別人数をみると、15～34歳の正規就業者（正規の職員・従業員）は81.8千人で全体の雇用者に占める割合は77.0%となっており、平成29年と比べると、3.0ポイント上昇している。

図表４－４ 男女、年齢階級、雇用形態別人数と割合（単位：千人、％、ポイント）

雇用形態		実 数			割 合		
		総数	男	女	総数	男	女
令和4年	雇用者（役員を除く）	106.3	54.8	51.4	100.0	100.0	100.0
	正規の職員・従業員	81.8	45.7	36.1	77.0	83.4	70.2
	非正規就業者	24.5	9.1	15.3	23.0	16.6	29.8
	パート	7.6	1.5	6.2	7.1	2.7	12.1
	アルバイト	9.2	4.8	4.4	8.7	8.8	8.6
	その他	7.7	2.9	4.6	7.2	5.3	8.9
平成29年	雇用者（役員を除く）	119.4	64.1	55.3	100.0	100.0	100.0
	正規の職員・従業員	88.4	53.1	35.3	74.0	82.8	63.8
	非正規就業者	31.0	11.0	20.0	26.0	17.2	36.2
	パート	9.8	1.4	8.6	8.2	2.2	15.6
	アルバイト	10.4	4.7	5.4	8.7	7.3	9.8
	その他	10.9	4.8	6.0	9.1	7.5	10.8
増減	雇用者（役員を除く）	△ 13.1	△ 9.3	△ 3.9	－	－	－
	正規の職員・従業員	△ 6.6	△ 7.4	0.8	2.9	0.6	6.4
	非正規就業者	△ 6.5	△ 1.9	△ 4.7	△ 2.9	△ 0.6	△ 6.4
	パート	△ 2.2	0.1	△ 2.4	△ 1.1	0.6	△ 3.5
	アルバイト	△ 1.2	0.1	△ 1.0	△ 0.1	1.4	△ 1.2
	その他	△ 3.2	△ 1.9	△ 1.4	△ 1.9	△ 2.2	△ 1.9

資料：総務省「平成29年、令和4年就業構造基本調査」

図表４－５ 雇用者（若年層）の雇用形態別割合の推移



雇用者は役員を除く。
総数には不祥データが含まれるため、内訳の合計とは一致しない。

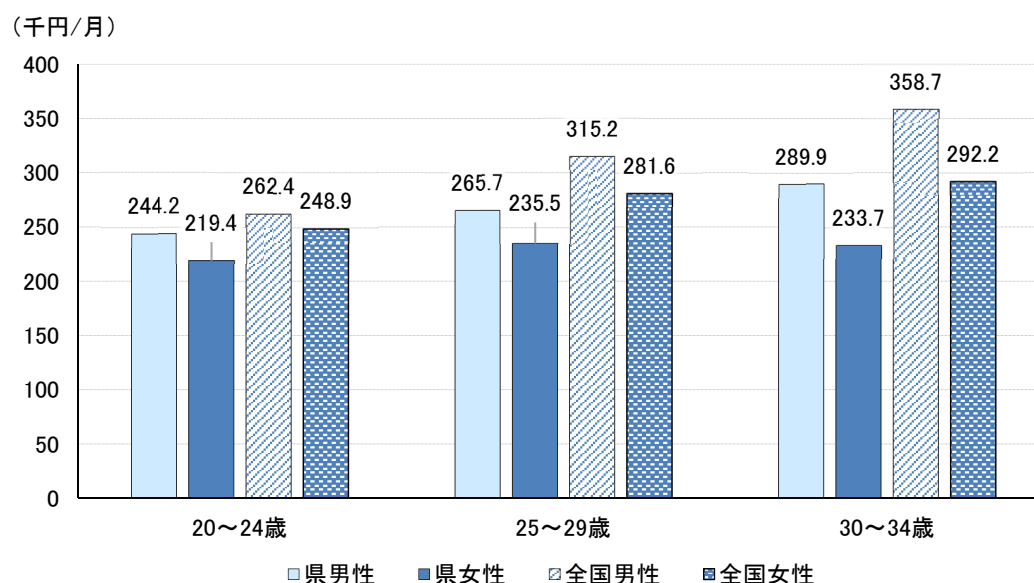
資料：総務省「就業構造基本調査」

(4) 若年男女別の現金給与額の状況

若年層の現金給与額については、男女とも全国平均を下回っている。

全国平均に比べ、20～24歳において、男性は約1万8千円、女性は約2万9千円の差が生じており、30～34歳では、男性は約6万9千円、女性は約5万9千円まで差が拡大している。

図表4-6 若年者男女別の現金給与額の状況

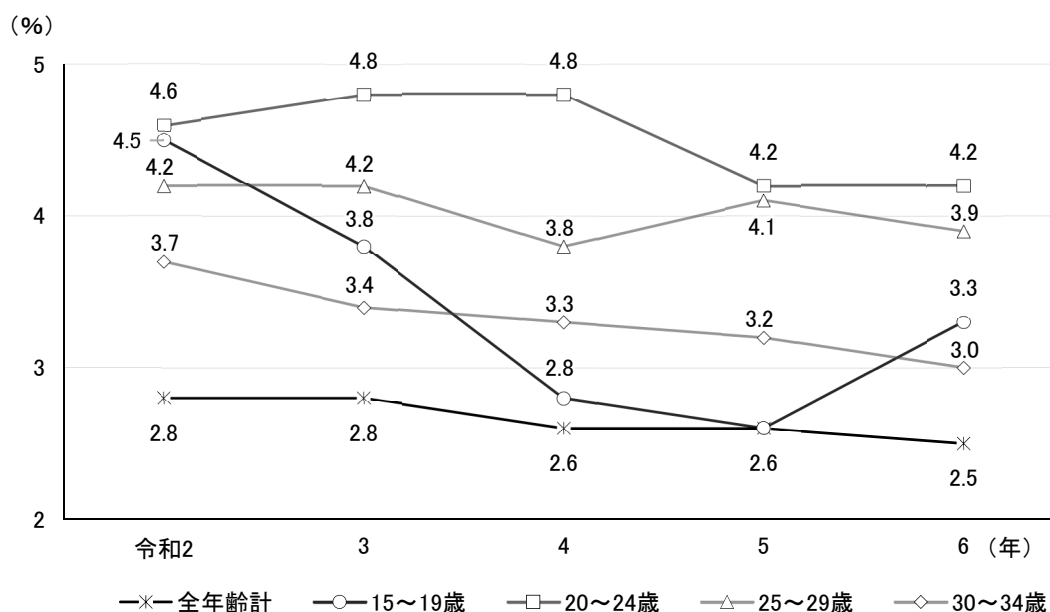


資料：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

(5) 若者の失業率の推移

失業率を年齢別にみると、20～24歳の失業率が4.2%と最も高く、25～29歳で3.9%、15～19歳で3.3%と続いている。就職して数年以内での離職、新卒の無業者や失業者など、様々な要因が考えられる。

図表4-7 若者の失業率の推移（全国）



資料：総務省統計局「労働力調査」

2 新規学卒者の状況

(1) 高等学校卒業者の状況

令和6年3月の高等学校（全日制課程・定時制課程）卒業生数は、8,236人で、前年度より531人減少している。

卒業生の進路別内訳をみると、「大学等進学者」が4,197人（51.0%）で最も多く、次いで「就職者等」1,858人（22.6%）、「専修学校（専門課程）進学者」1,647人（20.0%）となっている。

図表4-8 高等学校（全日制課程・定時制課程）進路別卒業生数・構成比

（単位：人、%）

	卒業生数	A 大学等 進学者数	B 専修学校 （専門課程） 進学者数	C 専修学校 （一般過程） 等入学者数	D 公共職業能 力開発施設 等入学者数	E 就職者等数	左記以外、 不詳・死亡	左記A、B、 C、Dのうち 就職している 者（再掲）	左記E有期雇 用労働者のう ち雇用契約期 間が一年以上、かつフル タイム勤務相 当の者（再掲）
総数	8,236	4,197	1,647	167	160	1,858	207	-	2
構成比	100.0	51.0	20.0	2.0	1.9	22.6	2.5		

資料：山形県統計企画課「令和6年度学校基本調査-令和5年度間卒業生-」

図表4-9 高等学校（全日制課程・定時制課程）卒業生の卒業後の状況

（単位：人、%）

区分	卒業者数	大学等進学者数		就職者総数		大学等進学率		就職率		（参考：全国）		
		うち県内 進学者数	うち県内 就職者数	うち県内 進学率	うち県内 就職率	大学等 進学率	就職率	大学等 進学率	就職率	県内 就職率		
令和2年3月	9,791	4,515	1,261	2,745	2,036	46.1	27.9	28.0	74.2	55.8	17.4	80.8
令和3年3月	9,381	4,355	1,213	2,561	2,048	46.4	27.9	27.3	80.0	57.4	15.7	81.9
令和4年3月	8,998	4,450	1,199	2,269	1,820	49.5	26.9	25.2	80.2	59.5	14.7	82.5
令和5年3月	8,767	4,282	1,122	2,152	1,710	48.8	26.2	24.5	79.5	60.8	14.2	82.0
令和6年3月	8,236	4,197	1,108	1,856	1,486	51.0	26.4	22.5	80.1	61.9	14.0	81.6

資料：山形県統計企画課「令和6年度学校基本調査-令和5年度間卒業生-」

※就職者等数：A～D以外の就職した者で、自営業主、常用労働者（無期雇用労働者及び有期雇用労働者）、臨時労働者に該当する者の数

※就職者総数：自営業主、無期雇用労働者、有期雇用労働者のうち雇用期間が1年以上かつフルタイム相当の者、及びA～Dのうち就職している者を加えた合計数

(2) 新規高等学校卒業生の職業紹介状況

令和6年3月卒の高校生への県内求人数は6,305人で、前年度と比較すると、185人の減少となっている。求人倍率は4.44倍で、前年同期比で0.53ポイント上昇している。また、県内への就職率は99.6%で、前年同期比で0.7ポイント上昇した。

図表4-10 新規高等学校卒業生の職業紹介状況の推移

（単位：人、ポイント、%）

	2年3月卒	3年3月卒	4年3月卒	5年3月卒	6年3月卒	前年比
求職者数	2,524	2,356	2,054	2,037	1,749	▲14.1
うち県内	1,930	1,916	1,708	1,659	1,419	▲14.5
求人数（県内）	5,912	5,271	5,652	6,490	6,305	▲2.9
求人倍率（県内）	3.06	2.75	3.31	3.91	4.44	0.53
就職者数	2,516	2,343	2,050	2,018	1,742	▲13.7
うち県内	1,923	1,903	1,704	1,640	1,414	▲13.8
就職率	99.7	99.4	99.8	99.1	99.6	0.5
うち県内	99.6	99.3	99.8	98.9	99.6	0.7

資料：山形労働局「新規学校卒業生の職業紹介状況（4月末最終）について」

(3) 新規高等学校卒業者の産業別・規模別新規求人受理状況

令和6年3月の高等学校卒業者の求人状況を産業別にみると、伸び率は金融、保険業、不動産、物品賃貸業が一番高く（前年比+52.9%）、減少率は鉱業、採石業、砂利採取業及び公務・その他が一番高かった（前年比▲50.0%）。

規模別の求人については、30～299人の規模では増加しており、その他の規模では減少している。

図表4-11 新規学校卒業者（高等学校）の産業別・規模別新規求人受理状況

産業・規模		5年度累計	前年同期	増減比(%)
農林、漁業		45	75	▲40.0
鉱業、採石業、砂利採取業		1	2	▲50.0
建設業		1,371	1,323	3.6
製造業		2,214	2,233	▲0.9
電気・ガス・熱供給・水道業		21	14	50.0
情報通信業		34	44	▲22.7
運輸業、郵便業		582	742	▲21.6
卸売業、小売業		708	666	6.3
金融、保険業、不動産、 物品賃貸業		78	51	52.9
学術研究、専門・技術サービス業		57	50	14.0
宿泊業、飲食サービス業		296	281	5.3
生活関連サービス業、娯楽業		131	121	8.3
教育、学習支援業		14	24	▲41.7
医療、福祉		406	457	▲11.2
複合サービス事業		60	57	5.3
サービス業 (他に分類されないもの)		286	348	▲17.8
公務・その他		1	2	▲50.0
合計		6,305	6,490	▲2.9
事業所規模	29人以下	2,100	2,184	▲3.8
	30～99人	2,067	2,048	0.9
	100～299人	1,079	1,013	6.5
	300～499人	298	316	▲5.7
	500～999人	143	230	▲37.8
	1,000人以上	618	699	▲11.6

資料：山形労働局「令和6年3月新規学校卒業者の職業紹介状況（4月末最終）について」

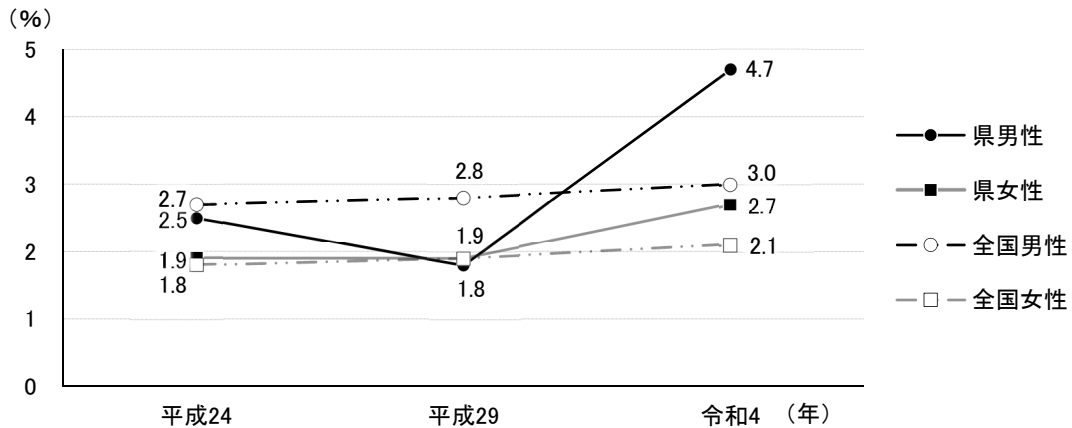
第5章 困難を有する子ども・若者の状況

1 若年無業者（ニート）の状況

（1）若年無業者の割合

令和4年の就業構造基本調査によると、本県の若年無業者（いわゆる「ニート」）の割合は、男女とも全国平均を上回っている。

図表5-1 若年無業者の割合推移



資料：総務省「就業構造基本調査」

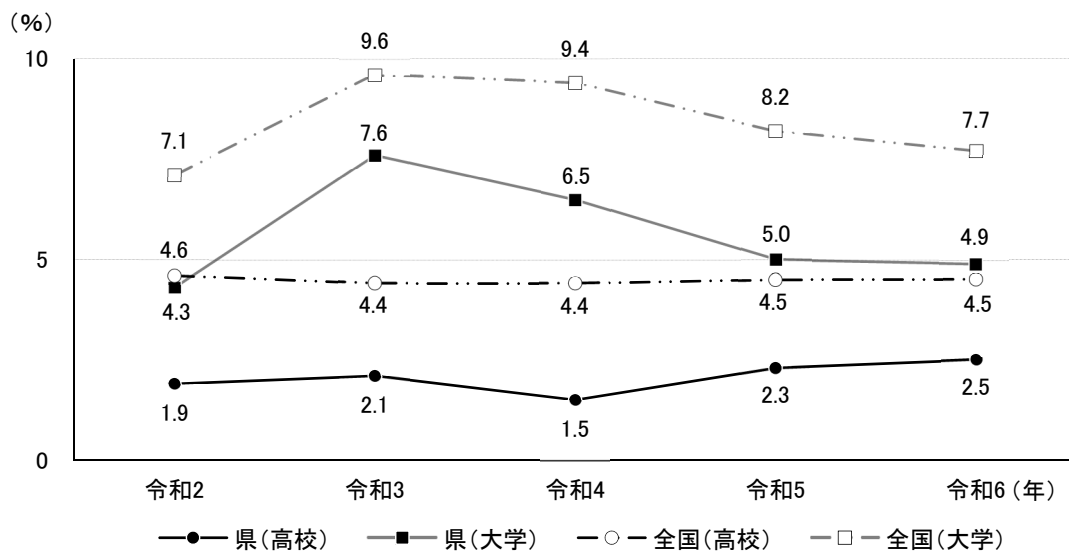
※若年無業者（ニート）…15～34歳の無業者で、家事も通学もしていない者のうち、以下（①及び②）の者をいう。

- ①就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者（非求職者）
- ②就業を希望していない者（非就業希望者）

（2）新卒無業者の状況

本県の令和6年3月卒の「新卒無業者」の割合は、高等学校卒業者が2.5%、大学卒業者が4.9%で、高等学校卒業者・大学卒業者ともに全国の割合を下回っている。

図表5-2 新卒無業者の割合推移



資料：文部科学省「学校基本調査」

※令和元年までは卒業後、一時的な仕事についた者も含まれる。

2 ひきこもり等の状況

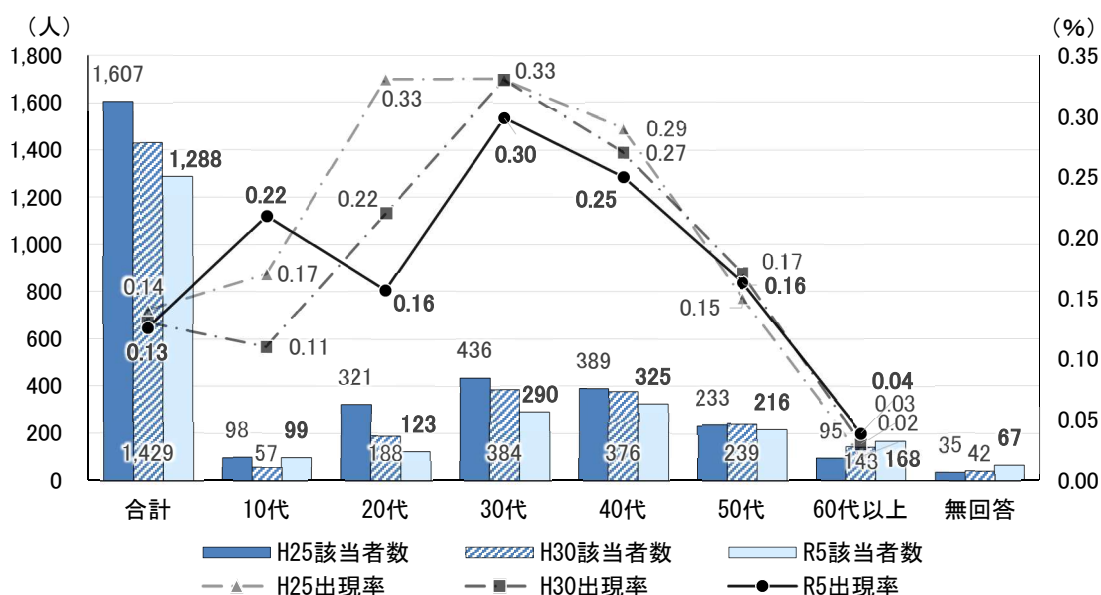
(1) 困難を有する若者に関するアンケート調査

令和5年に県内全ての民生委員・児童委員に対して「社会生活に参加する上で困難を有する若者等に関するアンケート調査」を実施したところ、把握されている社会参加に困難を有するこども・若者の人数は1,288人で、前回調査から141人減少している。

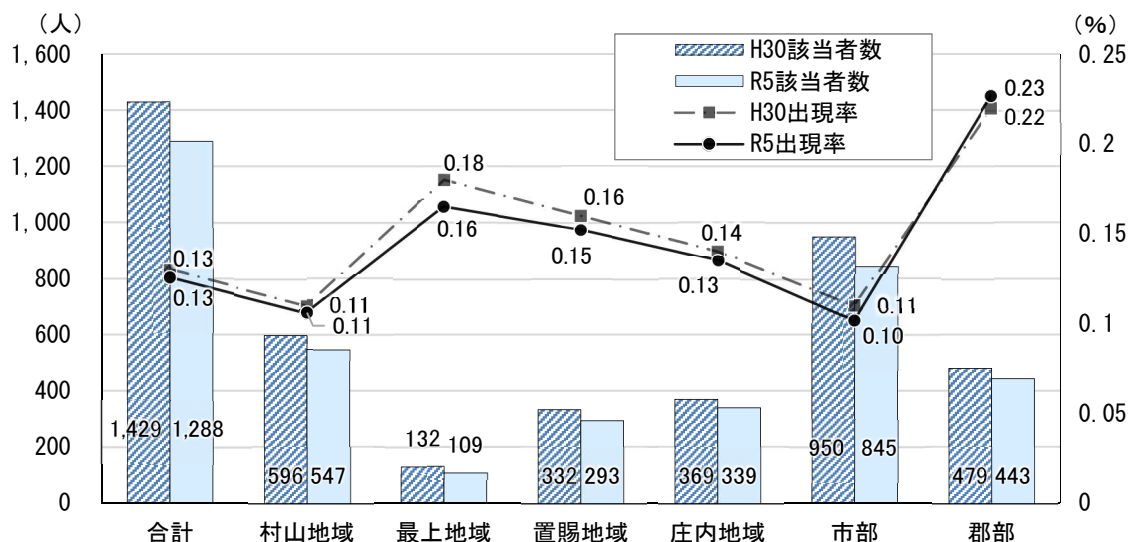
出現率は、30代が最も高く0.30%、次いで40代が0.25%、10代が0.22%となっている。10代の出現率は、前回調査の2倍となっている。

図表5-3 社会生活に参加する上で困難を有する若者等の該当者数及び出現率（令和5年）

【年代別】



【地域別】



資料：山形県多様性・女性若者活躍課「令和5年度困難を有する若者等に関するアンケート調査報告書」

※ひきこもり支援における対象者

社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生きづらさを抱えている状態の人

具体的には、

- ・何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じている状態にある、
- ・家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態にある、
- ・支援を必要とする状態にある、本人やその家族（世帯）

また、その状態にある期間は問わない。

—厚生労働省「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」より—

(2) ひきこもりに関する推計（内閣府推計値）

令和4年11月に内閣府が実施した調査に基づく推計では、ひきこもりの若者（15～39歳）の数は、広義で65.3万人、狭義で35.0万人とされており、前回調査と比較して、広義で11.2万人、狭義で17.4万人増加している。

全国の出現率を本県の人口に当てはめると、本県には広義で約4,700人、狭義で約2,500人の該当者がいると推計される。

図表5-4 ひきこもりの状態にある若者の内閣府推計値（全国）

【平成27年】

ひきこもりの状態	出現率(%)	全国の推計数(万人)		本県の推計数(人)
①自室からは出るが、家からは出ない 又は②自室からほとんど出ない	0.16	5.5	狭義のひきこもり 17.6	1,400
③ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35	12.1		
④ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.06	準ひきこもり	36.5	2,800
計	1.57	広義のひきこもり	54.1	4,200

資料：内閣府「若者の生活に関する調査」

【令和4年】

ひきこもりの状態	出現率(%)	全国の推計数(万人)		本県の推計数(人)
①自室からは出るが、家からは出ない 又は②自室からほとんど出ない	0.36	11.5	狭義のひきこもり 35.0	2,500
③ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.74	23.6		
④ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	0.95	準ひきこもり	30.3	2,200
計	2.05	広義のひきこもり	65.3	4,700

資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」

※①～③に当てはまる者を狭義のひきこもり、④に当てはまる者を準ひきこもりといい、両者を合わせて広義のひきこもりという。

※本県の推計数の算出に用いた15～39歳の人口は以下のとおり。

H27	266,983人	平成27年国勢調査
R4	226,902人	令和4年社会的移動人口調査

(3) ひきこもり等の相談件数

県内4ヶ所の保健所（村山・最上・置賜・庄内）における令和5年度のひきこもり相談件数の合計は401件で、前年度比で66件の増加となっている。「自立支援センター 一栗立ち」における相談件数は498件で、前年度比で64件の減少となっている。

また、県内に8ヶ所ある若者相談支援拠点における令和5年度の相談支援件数の合計は7,173件（前年度比+1,524件）となっている。

図表5-5 各保健所におけるひきこもり相談件数の推移

（単位：件）

保健所 年度	令和元	2	3	4	5
村山	226	227	246	265	231
最上	12	7	16	10	3
置賜	114	91	24	25	83
庄内	155	61	70	35	84
合計	507	386	356	335	401

資料：山形県障がい福祉課

図表 5－6 ひきこもり相談支援窓口「自立支援センター集立ち」相談件数の推移

(単位：件)

年度	令和元	2	3	4	5
相談件数	492	560	543	562	498

資料：山形県障がい福祉課

図表 5－7 若者相談支援拠点相談件数の推移

令和2年度まで6拠点、令和3年度から8拠点の合計（延数）

年度	相談支援件数						居場所支援利用者数(人)
	合計	面接	電話	訪問	出張	その他※	
令和元	3,315	1,028	1,358	264	265	400	6,305
2	3,607	1,020	1,709	209	171	498	5,234
3	5,694	1,462	2,567	380	350	935	7,229
4	5,649	1,516	2,041	562	387	1,143	7,755
5	7,173	1,894	2,218	821	386	1,854	8,373

※相談支援の「その他」は電子メール、手紙、外出同行など

資料：山形県多様性・女性若者活躍課

3 不登校の状況

(1) 学校数及び児童・生徒数

令和6年度の学校数は、前年度と比べて小学校と高等学校で1校減少し、中学校で1校増加した。義務教育学校（義務教育の小学校課程から中学校課程を一貫して行う学校）は、前年度と変化はなかった。

児童・生徒数は年々減少しており、令和6年度は前年度より2,252人少ない97,671人となっている。内訳をみると、小学校が1,260人の減少、中学校が553人の減少、義務教育学校が34人の減少、高等学校が405人の減少となっている。

図表 5－8 学校数及び児童・生徒数の推移

(単位：校、人)

区分 年度	学校数				児童・生徒数				
	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	計
令和2	244	97	1	61	50,885	27,938	374	28,281	107,013
3	234	94	3	61	49,164	27,473	1,276	27,233	104,642
4	230	94	3	60	48,241	26,969	1,211	26,679	102,493
5	223	94	3	60	46,867	25,805	1,191	26,060	99,923
6	222	95	3	59	45,607	25,252	1,157	25,655	97,671
R5→6	△1	1	0	△1	△1,260	△553	△34	△405	△2,252

資料：文部科学省「学校基本調査」

(2) 小・中・高等学校における長期欠席の児童・生徒数

令和5年度の30日以上登校しなかった長期欠席者数は、小学校は1,063人で前年度より99人の増加、中学校は1,852人で前年度より72人の増加、高等学校は864人で307人の減少となっている。

この中で、不登校※を理由とする児童・生徒数は、小学校が785人で前年度より100人増加、中学校が1,554人で前年度より166人増加、高等学校が644人で前年度より56人増加している。

図表５－９ 理由別長期欠席者数の推移

(単位：人、％)

年度	理由	病気	経済的 理由	不登校	新型コロナ ウイルスの 感染回避	その他	計
小学生	令和元	76(0.15)	—	278(0.53)	—	21(0.04)	3.75(0.72)
	2	59(0.12)	—	344(0.67)	51(0.10)	17(1.03)	471(0.92)
	3	70(0.14)	—	428(0.86)	27(0.05)	22(0.04)	547(1.09)
	4	119(0.24)	—	685(1.40)	64(0.13)	96(0.20)	964(1.97)
	5	207(0.43)	—	785(1.65)	—	71(0.15)	1,063(2.23)
中学生	令和元	89(0.32)	—	875(3.12)	—	17(0.06)	981(3.49)
	2	119(0.43)	—	882(3.19)	19(0.07)	20(0.07)	1,040(3.77)
	3	159(0.58)	—	1,126(4.11)	25(0.09)	33(0.12)	1,343(4.90)
	4	236(0.88)	—	1,388(5.19)	60(0.22)	96(0.36)	1,780(6.65)
	5	273(1.04)	—	1,554(5.93)	—	25(0.10)	1,852(7.07)
高校生	令和元	—	—	—	—	—	445(1.52)
	2	139(0.49)	—	373(1.32)	10(0.04)	119(0.42)	641(2.28)
	3	194(0.72)	—	486(1.79)	19(0.07)	103(0.38)	802(2.96)
	4	299(1.13)	—	588(2.21)	97(0.37)	187(0.70)	1,171(4.41)
	5	176(0.68)	3(0.01)	644(2.48)	—	41(0.16)	864(3.33)

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※（ ）内の数字は、全児童・生徒数に占める理由別長期欠席者の割合

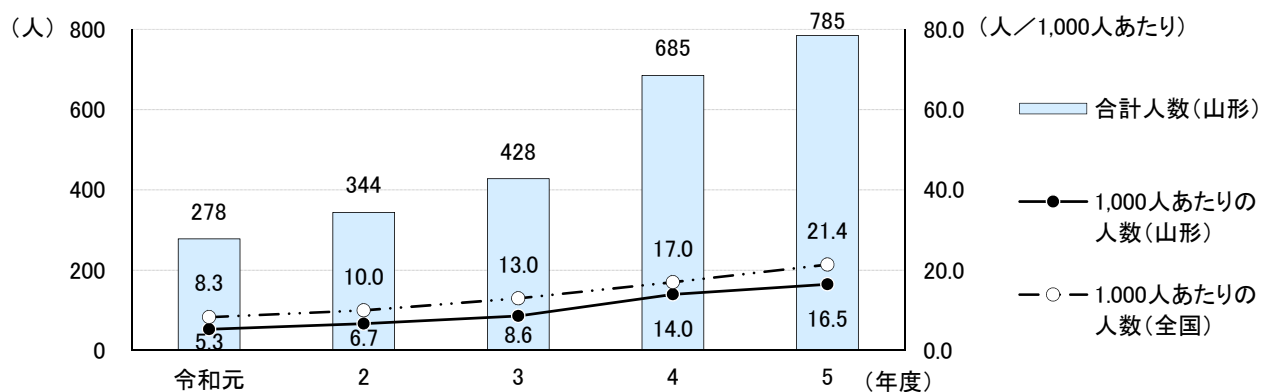
※高校生の理由別内訳については、令和元年度以前は公表されていない。

※不登校の定義

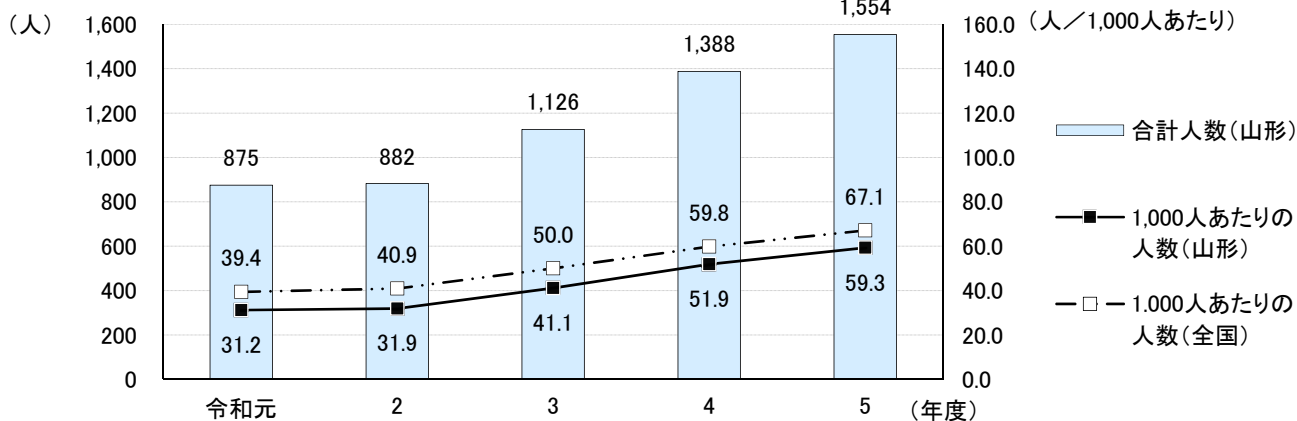
30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者

図表５－１０ 不登校児童・生徒数の推移

<小学校>



<中学校>



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

年度	合計人数(山形) (人)	1,000人あたりの人数(山形)	1,000人あたりの人数(全国)
令和元	445	15.8	15.3
2	373	13.9	13.2
3	486	17.9	16.9
4	588	22.1	20.4
5	644	24.8	23.5

(3) 不登校の要因

図表5-11 不登校の要因（全国）

(单位：人)

区分	不登校児童数	がいじめの被害の情報や相談があった。	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	教職員との関係がめぐる問題の情報や相談があった。	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	学校のきまり等に関する相談があった。	転編入学、進級時の不適応による相談があった。	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	生活リズムの不調に関する相談があった。	あそび、非行に関する情報や相談があった。	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	不安・抑うつ等の相談があった。	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	個別の配慮（障害（疑い含む）以外）についての求めや相談があった。
人数	130,370	2,350	14,951	5,735	19,124	2,622	4,288	12,130	22,116	31,937	2,992	42,014	29,549	11,454	11,096
パーセント	***	1.8	11.5	4.4	14.7	2.0	3.3	9.3	17.0	24.5	2.3	32.2	22.7	8.8	8.5

(单位:人)

区分	不登校児童数	がいじめの被害の情報や相談があった。	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	学校のきまり等に関する相談があった。	転編入学、進級時の不適応による相談があった。	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	生活リズムの不調に関する相談があった。	あそび、非行に関する情報や相談があった。	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	不安・抑うつ等の相談があった。	個別の配慮（障害・疑い含む）以外についての求めや相談があった。
人数	216,112	2,113	31,021	4,548	33,423	4,223	9,693	12,822	20,854	47,701	8,630	69,617	50,643	12,676	11,871
パーセント	***	1.0	14.4	2.1	15.5	2.0	4.5	5.9	9.6	22.1	4.0	32.2	23.4	5.9	5.5

(单位:人)

区分	不登校児童数	がいじめの被害の情報や相談があった。	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	学校のきまり等に関する相談があった。	転編入学、進級時の不適応による相談があった。	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	生活リズムの不調に関する相談があった。	あそび、非行に関する情報や相談があった。	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	不安・抑うつ等の相談があった。	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	個別の配慮（障害・疑い含む）以外についての求めや相談があった。
人数	68,770	600	7,571	1,134	10,565	1,381	4,133	3,441	4,675	18,369	3,469	22,541	11,503	1,703	2,023
パーセント	***	0.9	11.0	1.6	15.4	2.0	6.0	5.0	6.8	26.7	5.0	32.8	16.7	2.5	2.9

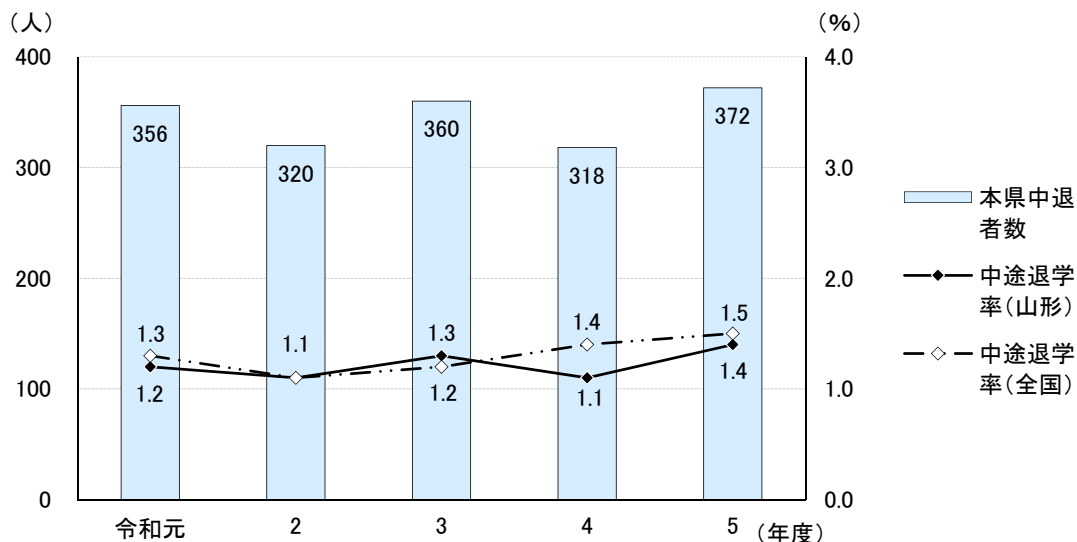
※「主たるもの」については、「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因を一つ選択。
 ※「主たるもの以外にも当てはまるもの」については、主たるもの以外で当てはまるものがある場合は、一人につき二つまで選択可。

4 高等学校における中途退学の状況

(1) 中途退学者数と割合の推移

令和5年度の高等学校における中途退学者数は372人で、前年度より54人増加した。全生徒数に対する割合は1.4%で、全国平均の1.5%とほぼ同水準となっている。

図表5－12 中途退学者数と中途退学率の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(2) 中途退学の理由

中退の理由は、「進路変更」が最も多く、219人（前年度比＋94人）となっており、前年度に最も多かった「学校生活・学業不適応」は94人（前年度比△41人）となっている。

図表5－13 中途退学の理由の推移

(単位：人)

理由 \ 年度	令和元	2	3	4	5
学業不振	11	5	7	1	13
学校生活・学業不適応	133	96	111	135	94
進路変更	144	155	183	125	219
病気・けが・死亡	29	23	15	19	15
経済的理由	1	0	2	0	1
家庭の事情	12	9	13	17	7
問題行動等	14	14	10	11	12
その他の理由	12	18	19	10	11
合計	356	320	360	318	372

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

5 障がいのあるこども・若者の状況

(1) 身体障がい児・知的障がい児の数

令和5年度の身体障がい児の数は511人、知的障がい児の数は1,543人となっている。

図表5-14 身体障がい児※・知的障がい児※の数

(単位：人)

身体障がい児人員数					知的障がい児人員数	
視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語 機能障がい	肢体不自由	内部障がい	重度	中軽度
11	66	4	299	131	426	1,117
511					1,543	

※0歳～18歳までのこどもをいう。

資料：山形県障がい福祉課、山形県発達障がい者支援センター

(2) 県発達障がい者支援センターにおける相談件数

相談件数は増減を繰り返しているが、令和5年度は1,166件で、前年比で210件の減少となっている。

図表5-15 県発達障がい者支援センターにおける相談件数の推移

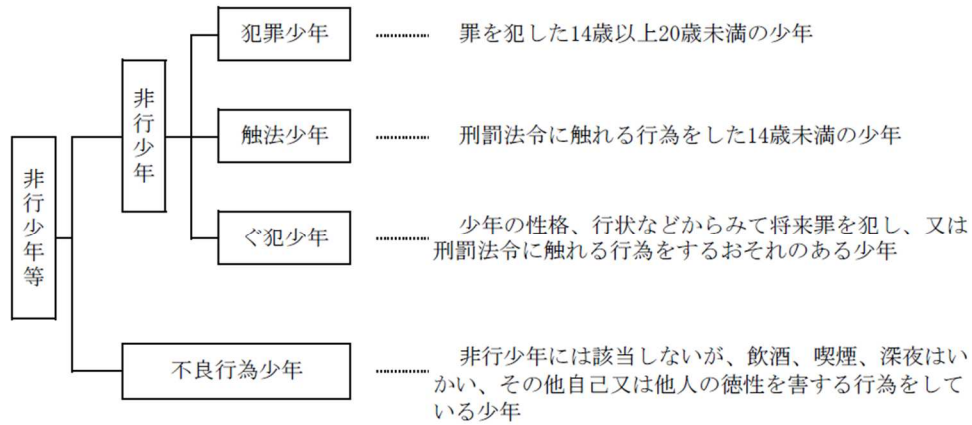
(単位：件)

年度	令和元	2	3	4	5
発達障がい 相談延べ件数	1,356	1,383	1,650	1,376	1,166

資料：山形県障がい福祉課、山形県発達障がい者支援センター

6 少年非行の状況

・用語説明



刑法犯 刑法の罪を犯した者
(但し、交通関係を除く)

- 凶悪犯 殺人、強盗、放火、不同意性交等などの罪
- 粗暴犯 暴行、傷害、脅迫、恐喝等の罪
- 窃盗犯 窃盗の罪
- 知能犯 詐欺、横領（占有離脱物横領を除く）、偽造等の罪
- 風俗犯 賭博、わいせつの罪
- その他 上記以外の罪種

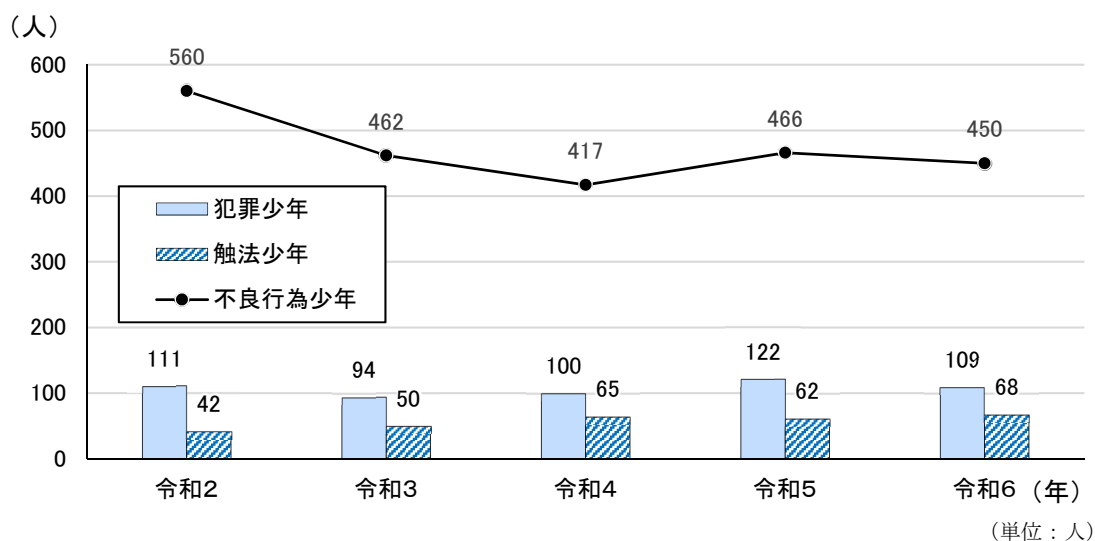
特別法犯 特別法の罪を犯した者
(但し、交通関係を除く)

初発型非行 万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領

（１）非行少年等の概況

令和６年の犯罪少年は109人で、前年比で13人減少した。また、触法少年は68人で、不良行為少年は450人となっている。

図表５－１６ 犯罪少年等の推移



区分 \ 年別	令和 2	3	4	5	6
犯罪少年	111	94	100	122	109
触法少年	42	50	65	62	68
ぐ犯少年	0	3	1	3	6
不良行為少年	560	462	417	466	450

資料：山形県警察本部人身安全少年課

（２）犯罪少年（刑法）

令和６年の犯罪少年（刑法）総数は、93人（前年比△16人）であった。そのうち、自転車盗や万引きなどの「初発型非行」を含む窃盗犯が比較的高い割合を占めている。

学職別では、令和６年は中学生が16人（前年比△7人）、高校生が49人（前年比△2人）、大学生が4人（前年比＋2人）などとなっている。

図表５－１７ 犯罪少年（刑法）の状況

【罪種別】

(単位：人)

区分 \ 年別	令和 2	3	4	5	6	割合
総数	97	73	81	109	93	－
凶悪犯	1	2	0	1	1	1%
粗暴犯	25	26	18	19	25	27%
窃盗犯	49	27	30	57	36	39%
自転車盗	10	6	4	16	11	－
万引き	18	11	15	22	14	－
知能犯	5	4	2	9	2	2%
風俗犯	0	4	2	0	8	9%
その他	17	10	29	23	21	23%

資料：山形県警察本部人身安全少年課

【学職別】

(単位：人)

区分	年別	令和 2	3	4	5	6	割合
総数		97	73	81	109	93	－
中学生		16	12	10	23	16	17%
高校生		43	25	38	51	49	53%
大学生		3	2	5	2	4	4%
その他学生		2	1	1	1	2	2%
有職		22	25	21	16	14	15%
無職		11	8	6	16	8	9%

資料：山形県警察本部人身安全少年課

(3) 犯罪少年（特別法）

令和 6 年の犯罪少年（特別法）総数は、16 人（前年比＋3 人）であった。主なものは、軽犯罪法、県青少年健全育成条例、児童買春・児童ポルノ法、大麻取締法が各 3 人、鉄道営業法が 2 人となっている。

学職別では、令和 6 年は高校生が 6 人（前年比＋2 人）、大学生が 1 人（前年比＋1 人）などとなっている。

図表 5－18 犯罪少年（特別法）の状況

【罪種別】

(単位：人)

区分	年別	令和 2	3	4	5	6	割合
総数		14	21	19	13	16	－
軽犯罪法		0	4	3	2	3	19%
県迷惑行為防止条例		1	2	1	3	1	6%
県青少年健全育成条例		2	4	1	1	3	19%
児童買春・児童ポルノ法		4	3	2	2	3	19%
鉄道営業法		－	－	－	0	2	13%
児童福祉法		0	0	1	0	0	0%
不正アクセス禁止法		0	0	1	1	0	0%
大麻取締法		－	－	6	2	3	19%
覚醒剤取締法		－	－	0	0	0	0%
麻薬等取締法		－	－	2	2	0	0%
その他の特別法		7	8	2	0	1	6%

資料：山形県警察本部人身安全少年課

※令和 3 年までは、「大麻取締法」、「覚醒剤取締法」、「麻薬等取締法」はその他の特別法に含まれている。

【学職別】

(単位：人)

区分	年別	令和 2	3	4	5	6	割合
総数		14	21	19	13	16	－
中学生		1	0	2	3	0	0%
高校生		3	11	7	4	6	38%
大学生		0	0	0	0	1	6%
その他学生		0	0	0	0	1	6%
有職		10	10	10	6	7	44%
無職		0	0	0	0	1	6%

資料：山形県警察本部人身安全少年課

(4) 触法少年（刑法）

令和6年の触法少年（刑法）総数は、58人（前年比＋1人）であった。

行為別では、窃盗犯が31人（53%）と最も高い割合を占めている。

学職別では、小学生が22人（前年比△14人）、中学生が36人（前年比＋15人）となっている。

図表5－19 触法少年（刑法）の状況

【行為別】

（単位：人）

年別 区分		令和2	3	4	5	6	割合
	総数	39	50	51	57	58	－
	凶悪犯	0	1	0	0	1	2%
	粗暴犯	7	13	18	11	10	17%
	窃盗犯	22	30	23	31	31	53%
	自転車盗	0	0	2	1	0	0%
	万引き	19	26	16	26	29	50%
	知能犯	1	0	1	0	0	0%
	風俗犯	3	1	1	1	3	5%
	その他	6	5	8	14	13	22%

資料：山形県警察本部人身安全少年課

【学職別】

（単位：人）

年別 区分		令和2	3	4	5	6	割合
	総数	39	50	51	57	58	－
	未就学	0	0	0	0	0	0%
	小学生	21	32	36	36	22	38%
	中学生	18	18	15	21	36	62%

資料：山形県警察本部人身安全少年課

(5) ぐ犯少年

令和6年にぐ犯少年として家庭裁判所に送致された少年は0人、児童相談所に通告された少年は6人であった。

(6) 不良行為少年

令和6年の不良行為少年総数は、450人（前年比△16人）であった。

行為別では、喫煙、深夜はいかい、飲酒が上位3位を占め、それぞれ166人（37%）、130人（29%）、61人（14%）となっている。

学職別では、高校生が200人（44%）と最も多く、次いで有職が102人（23%）、中学生が57人（13%）となっている。

図表5－20 不良行為少年の状況

【行為別】

（単位：人）

区分 \ 年別	令和2	3	4	5	6	割合
総数	560	462	417	466	450	－
飲酒	46	57	54	70	61	14%
喫煙	114	94	108	155	166	37%
薬物乱用	－	－	1	5	3	1%
粗暴行為	16	13	16	6	4	1%
暴走行為	0	7	11	7	5	1%
家出	25	27	31	23	26	6%
無断外泊	10	3	6	9	23	5%
深夜はいかい	206	167	139	145	130	29%
怠学	9	12	13	6	8	2%
不健全性的行為	5	5	2	9	7	2%
不良交友	8	0	1	2	4	1%
不健全娯楽	1	0	2	2	3	1%
その他	120	77	33	27	10	2%

※令和3年までは、「薬物乱用」はその他に含まれている。

資料：山形県警察本部人身安全少年課

【学職別】

（単位：人）

区分 \ 年別	令和2	3	4	5	6	割合
総数	560	462	417	466	450	－
未就学	0	0	0	0	0	0%
小学生	6	15	17	3	13	3%
中学生	42	35	52	86	57	13%
高校生	308	232	184	210	200	44%
大学生	20	27	15	13	18	4%
その他学生	12	9	13	18	9	2%
有職	133	90	98	91	102	23%
無職	39	54	38	45	51	11%

資料：山形県警察本部人身安全少年課

7 いじめの状況

令和5年度の小・中・高等学校・特別支援学校におけるいじめの認知件数は12,021件で、前年度に比べ372件の減少となった。

1,000人あたりの認知件数は117.7件で前年度より0.7件減少しているが、全国平均を上回る状況となっている。

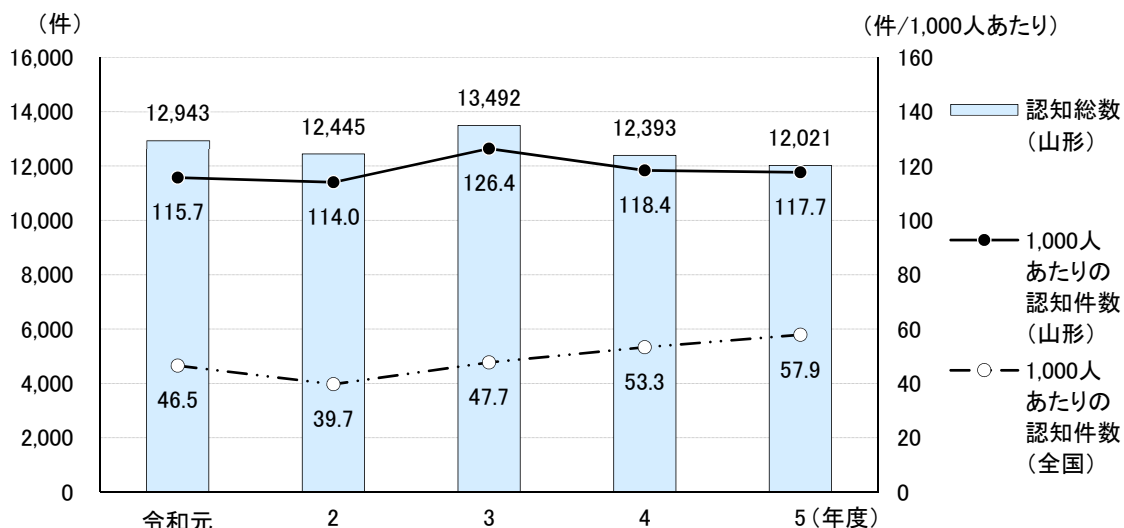
各学校が初期段階のいじめも含め積極的に認知したことが、認知件数増加につながったと考えられる。

図表5－21 いじめの認知件数の推移

(単位：件)

* () 内の数字は、全国平均

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	1,000人あたりの認知件数
令和元	9,975	2,493	456	73	12,943	115.7(46.5)
2	10,363	1,773	263	46	12,445	114.0(39.7)
3	11,075	2,078	274	65	13,492	126.4(47.7)
4	10,009	2,096	226	62	12,393	118.4(53.3)
5	9,432	2,244	283	62	12,021	117.7(57.9)



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※いじめの定義

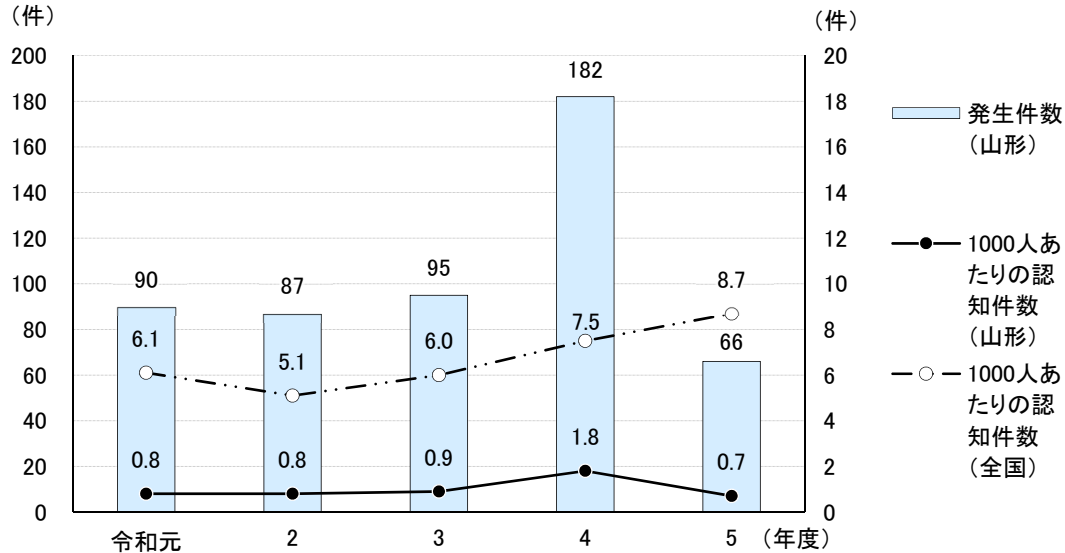
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。また、起こった場所は学校の内外を問わない。

8 暴力行為の発生状況

令和5年度の小・中学校、高等学校、特別支援学校における暴力行為の発生状況は66件で、前年度比116件の大幅減となっている。本県の児童生徒1,000人あたりの暴力行為の発生件数は0.7件で、全国平均の8.7件を下回っている。

図表5-22 暴力行為の発生件数の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

9 こどもの貧困の状況

(1) こどもの貧困率（全国）

令和3年の相対的貧困率（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.4%となっている。また、こどもの貧困率（17歳以下）は11.5%と、平成30年より2.5ポイント低下した。

一方、こどもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満でこどもがいる世帯）の貧困率は10.6%となっており、そのうち、大人が一人（ひとり親世帯）の貧困率は44.5%となっている。

図表5-23 貧困率の推移（全国）

（単位：％）

	平成21年	24	27	30	新基準	令和3 (新基準)
相対的貧困率	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
こどもの貧困率	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
こどもがいる現役世帯	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	50.8	54.6	50.8	48.1	48.6	44.5
大人が二人以上	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6

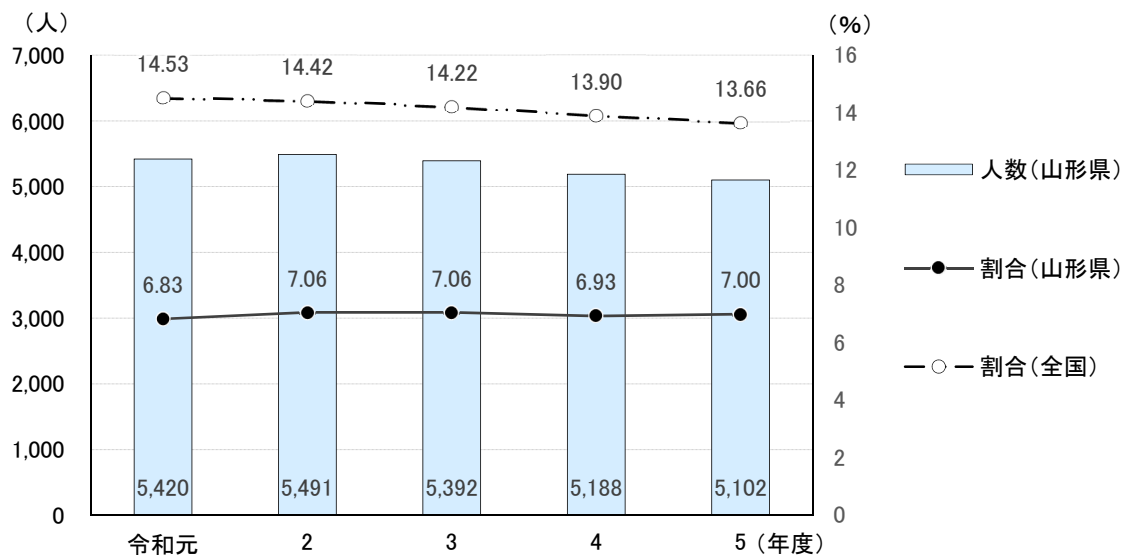
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

- 注1 相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものをを用いて算出。
- 2 平成27年の数値は、熊本県を除いたもの。
- 3 平成30年からの「新基準」は、2015年に改訂されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
- 4 大人とは18歳以上の者、こどもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
- 5 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

(2) 就学援助を受けている児童・生徒数

小・中学校において学用品等の就学援助を受けている要保護及び準要保護児童生徒数は、令和5年度は5,102人となり、全児童生徒総数の7.00%を占めている。近年は、全国の要保護・準要保護児童生徒割合の半分程度の水準で推移している。

図表5-24 要保護・準要保護児童生徒割合の推移（学用品費等）



資料：文部科学省「就学援助実施状況調査」

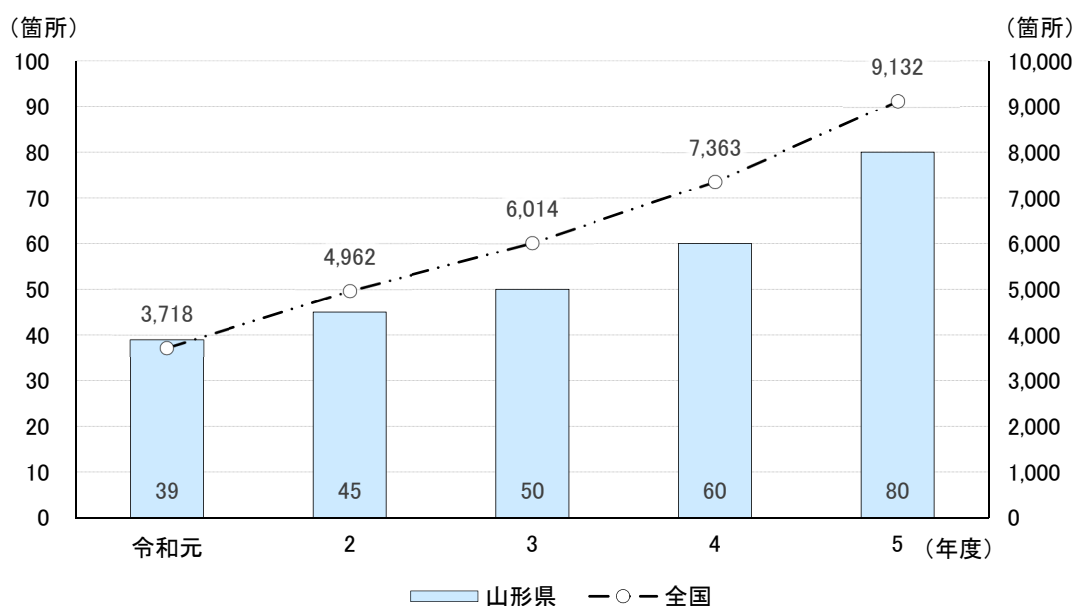
(3) こども食堂（地域食堂）の実施箇所数

県内で実施されているこども食堂※の箇所数は、令和5年度で80箇所となっており、令和元年度の約2倍となっている。

全国のこども食堂の実施箇所数は、令和5年度で9,132箇所、前年度比で1,769箇所増加している。

※ こどもが1人でも安心して来られる無料又は低額の食堂。自治体等への届け出を要しない民間活動であるため、上記は「把握できた」数値である。

図表5-25 こども食堂実施箇所数の推移



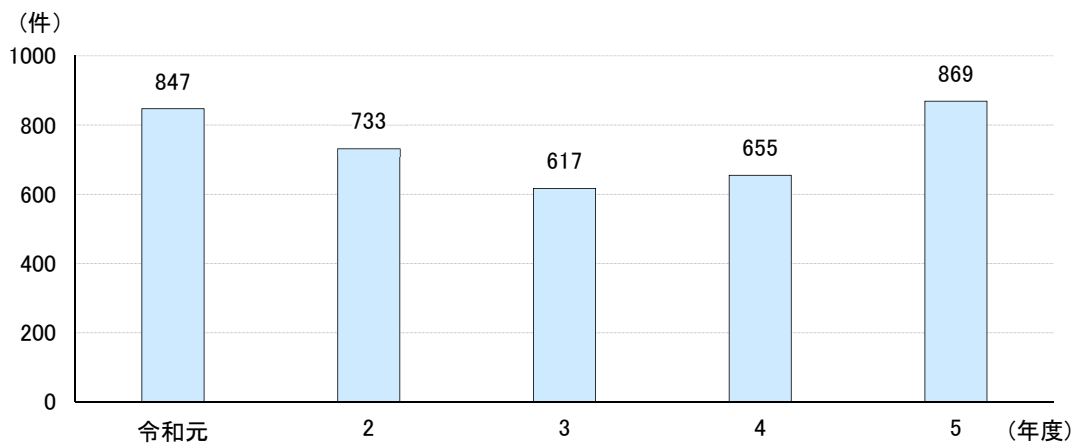
資料：「山形県」は山形県子ども家庭福祉課、「全国」はNPO法人こども食堂支援センター・むすびえ調べ

10 こどもの虐待の状況

(1) 児童虐待の状況

令和5年度に虐待と認定された件数は869件と、前年度に比べて214件増加した。
令和元年度以降は毎年600件を超えており、高い水準で推移している。

図表5-26 児童虐待の認定件数の推移

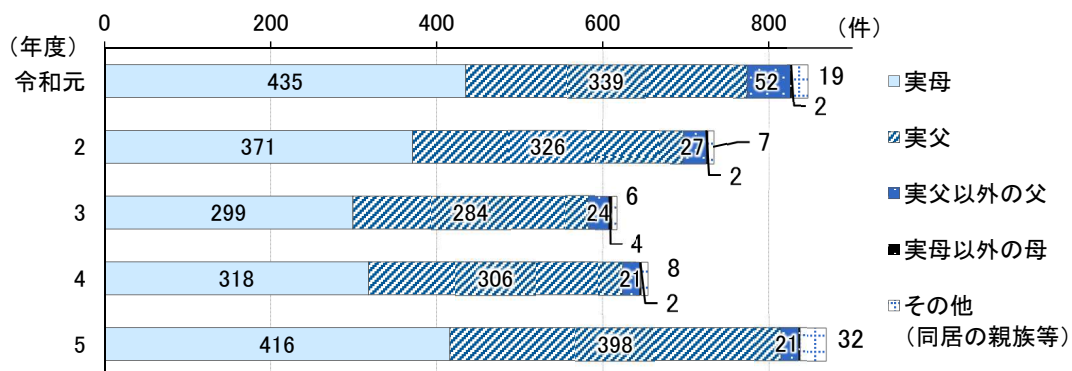


資料：山形県子ども家庭福祉課「山形県の児童虐待の状況」

(2) 児童虐待の内容

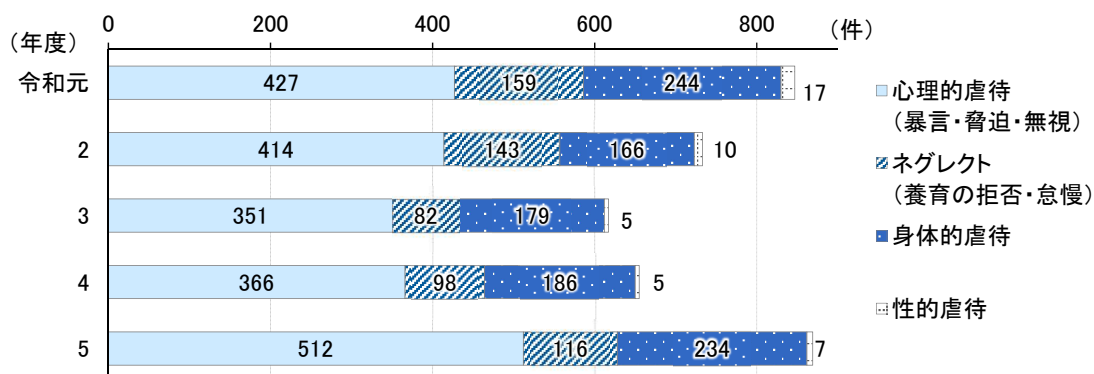
令和5年度の主な虐待者については、実母が416件で最も多く、次いで実父が398件となっている。また、虐待の種類は、心理的虐待が512件と最も多く、次いで身体的虐待が234件、ネグレクトが116件となっている。

図表5-27 主な虐待者の推移



資料：山形県子ども家庭福祉課「山形県の児童虐待の状況」

図表5-28 虐待の種類の推移



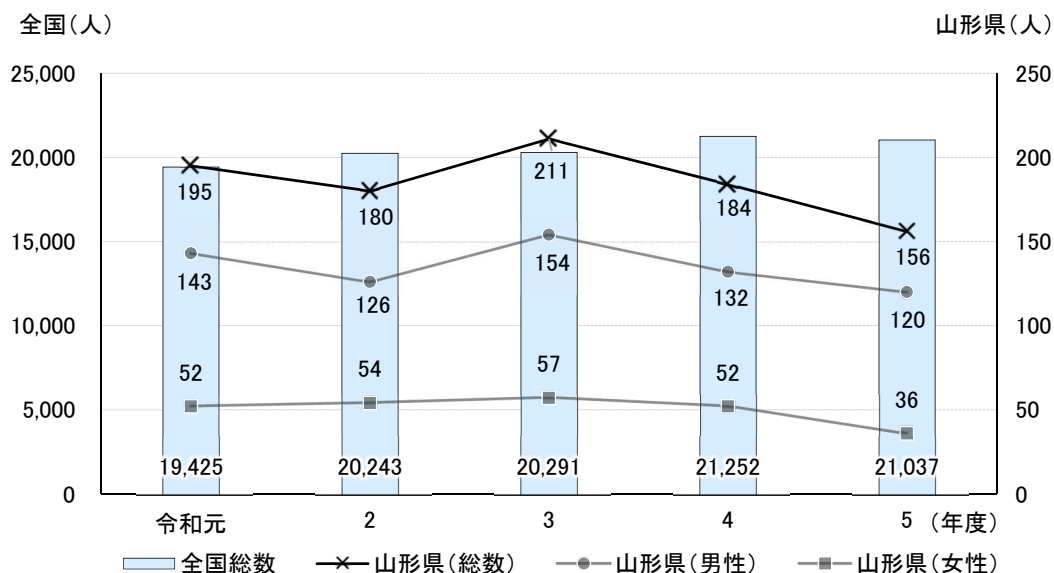
資料：山形県子ども家庭福祉課「山形県の児童虐待の状況」

1 1 自殺の状況

(1) 自殺者数の推移

令和5年の自殺者数は156人(前年比△28人)であった。全国の自殺者数は21,037人で、近年は20,000人前後で推移している。

図表5-29 自殺者数の推移

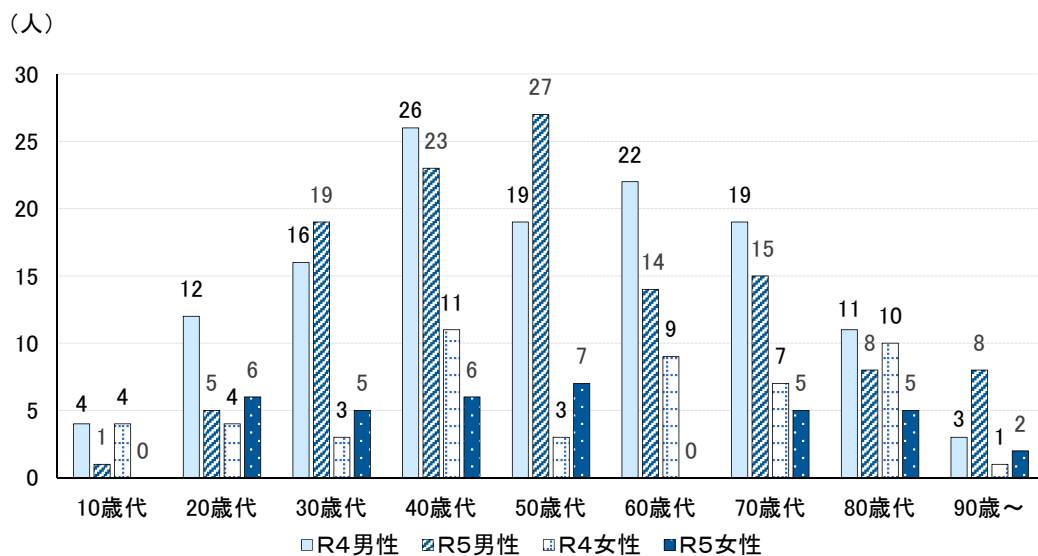


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 男女別の自殺の状況

令和5年の男女別の自殺の状況は、男性が120人、女性が36人で、男性の自殺者数が全体の約7割を占めている。若者(10代~30代)では、男性が25人(男性のうち20.8%)、女性が11人(女性のうち30.6%)となっており、全体の23.1%を占めている。

図表5-30 年齢階級別・男女別の自殺の状況



資料：厚生労働省「人口動態統計」

第2部 こども・若者育成支援施策の実施状況

第1章 令和6年度における主な取り組み

1 こども・若者の育成と自立に向けた支援

(1) 子ども知事室

やまがたの次代を担うこども達が、知事と直接対話する機会を持つことにより、県政や県の事業に関心を持ち、ふるさと“やまがた”を理解する一助とするために実施している。

県内の小学校等に通う5・6年生を対象に参加者を募集し、県内の4地域から抽選で選ばれた児童が参加している。例年、対話の時間には知事への質問が次々と出され、知事と小学生が意見を交換する貴重な場となっている。

令和5年度から、参加者一人ひとりが「私が思い描く未来の山形県」について発言する時間を設けている。

【令和6年度実施内容】

日 時：令和6年8月5日（月）

参加人数：12名

場 所：県庁、農業総合研究センター

内 容：「一日知事」の辞令交付、記念撮影、
知事との対話、模擬記者会見、
施設見学



知事との記念撮影

※2回開催予定だったが、大雨災害のため
7月29日（月）の開催は中止となった。

(2) 青少年健全育成県民運動の展開

◇「大人が変われば子どもも変わる」県民運動（平成12年～）

子どもは身近な大人や地域社会の様々な環境から影響を受けて成長することから、健全で安全な社会環境をつくり、地域社会全体で子どもたちを見守り育む必要がある。さらに、大人が自ら社会のモラルやルールを守って子どもたちの良き手本となることが大切であり、これらと呼びかける県民運動を展開し、健全で安全な社会環境づくりを推進している。

【主な内容】

①あいさつ・見守り運動～子どもを家庭・地域で育てよう！～

オアシス（おはよう、ありがとう、しつれいします、すみません）運動、見守り活動等

②モラル・マナーの向上運動～大人が子どもの手本となろう！～

ゴミ・空き缶・吸殻を捨てない、交通ルール・マナーを守る、公共の場のマナーを守る等

③子どもを事故や犯罪等から守る運動～子どもの安全を地域全体で見守ろう！～

地域の危険箇所の点検や子ども達のたまり場の見回り、有害環境の浄化活動、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等のメディア活用のルール周知等

◇“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動（平成25年度～）

いじめ・非行の防止・根絶に向け、県、教育機関、警察及び青少年健全育成団体などが連携し、学校と地域が車の両輪となって活動することを呼びかける県民運動を展開し、県民の「いじめ・非行をなくそう」という意識の醸成を図っている。

【令和6年度の主な成果】

① 小・中学校・特別支援学校の児童生徒を対象とする取組み

◆標語の募集・周知

県内の全小・中学校及び特別支援学校の児童生徒にいじめ防止標語を募集したところ、322校から51,340通の応募があり、4地区毎に優秀標語を選定した。

<令和6年度優秀標語>

村山地区	いやなこと しなない いわない ゆるさない (村山市立楯岡小学校 1年 しみず はるひと 清水 晴仁さん)
最上地区	その気持ち いつかじゃなく 今助ける (最上町立最上中学校 1年 ちば りゅうま 千葉 琉真さん)
置賜地区	きっとある 優しい心 誰にでも (高畠町立高畠中学校 3年 うちやま ちさと 内山 千咲登さん)
庄内地区	「それいいね!」 ともだちよいとこ つたえよう (山形県立鶴岡養護学校 小学部5年 あおき まこさん 青木 まこさん)

② 高等学校の生徒を対象とする取組み

◆いじめ防止スローガンの作成

県内の全高等学校にいじめ防止スローガンの作成を呼びかけたところ、県立高校44校、私立高校2校でスローガンが作成された。

◆ポスターデザインの募集

県内の高校生に“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動普及啓発用ポスターのデザインを募集。合計で16点の応募があり、選考の結果、右の作品が優秀作品に輝いた。



県立山形中央高等学校 1年
野村 咲景さん作

③ 「いじめ・非行防止セミナー」の開催

令和6年10月27日(日)、村山市民会館にて、山形県青少年健全育成県民大会とあわせて開催した。

第63回山形県少年の主張大会で最優秀を受賞した白鷹町立白鷹中学校3年の井上愛奈さんが「障害を乗り越えて」と題し、「中学校の部活動での仲間の励ましや支え、監督やコーチの指導などを通して、障害があったとしても勇気を出して挑戦すれば、必ず自分を応援してくれる人、支えてくれる人がいることに気が付くことができた。その人たちに感謝の気持ちを示すためにも、これからも多くのことに挑戦していきたい。」と主張発表を行った。

事例発表では、東根市でさくらんぼタントクルセンター等を運営している特定非営利活動法人クリエイトひがしね理事の三浦通夫氏が、「こどもに遊びに夢中になれる環境を保障してあげることを役目と考え、遊ぶことで育つ『遊育』と地域において共に育ち合う『共育』を提供する活動を行っていること、貢献できているかは掴みにくい、遊育と共育の推進により子どもたちのウェルビーイングをつくっていききたい」と発表した。

基調講演では、有限会社クロフネカンパニー代表の中村文昭氏が「でっかい子育て人育て」と題し、大切にしている言葉「聞いた言葉で心が作られる。子どもの発する言葉が未来をつくる」、「頼まれごととは試されごと」などを自分の経験や活動に触れながら紹介し、「子どもには教えるのではなく、未来に向かってワクワクさせること、子どもが自分自身との約束を守ろうと頑張りたいくなる気持ちにさせることが大切。頼まれごとから『ありがとう』が増え、地域の子どもがワクワクできるよう大人がたくさんパスを出してほしい」と熱く講演した。



三浦通夫氏の事例発表



中村文昭氏による講演

④ 各地域における運動の展開

県内の各地域において、街頭や学校での普及啓発活動など、地域の実情に応じた様々な取組みが展開された。



いじめ防止標語の地区での啓発ポスター



高校生と地域の大人の対話会

(3) インターネット環境に関する取組み

本県では「山形県青少年健全育成条例」を一部改正（平成31年3月15日公布、令和元年7月1日施行）し、携帯電話販売事業者及び販売代理店に対し、フィルタリングの必要性・内容等が記載された説明書の交付を義務づけ、フィルタリングが不要と判断した保護者に対する不要申出書の提出義務を課すこととした。さらに青少年に裸等の画像を要求する行為を規制したほか、携帯電話販売事業者等に立入調査を行えることとした。令和6年度は、立入調査を47件（指導件数0件）実施した。

また、令和6年11月18日（月）、県庁講堂にて、青少年育成団体、保護者団体、関係行政機関等を対象に開催した「地域の大人のためのインターネット利用に関する研修会」において、県消費生活センターの五十嵐弥生氏による講演を実施し、若者のインターネットトラブルの現状と防止対策等について学ぶ機会とした。



研修会の様子

(4) 有害環境浄化の取組み

① 遊技営業等

◇カラオケボックス

カラオケボックスは、営業が深夜に及ぶことや密室性が高いことから、青少年の飲酒、喫煙、不健全性的行為などが懸念される。

本県では、県青少年健全育成条例において、カラオケボックスへの青少年の深夜（午後11時～午前4時）入場の制限を規定しているほか、県カラオケスタジオ協会に対してボックス内の外部からの見通しの確保等について依頼している。また、同協会では、青少年の非行・犯罪被害防止のため、年齢確認の徹底、20歳未満の者の喫煙・飲酒等の防止強化の意思確認を行っているほか、自主規制措置として16歳未満は午後6時まで、18歳未満は午後10時までの利用時間と定めている。

◇インターネットカフェ・インターネットゲーム施設等

インターネットカフェ等は、青少年のインターネット利用による有害情報の閲覧や、薬物犯罪、わいせつ犯罪などの場所として利用されるケース等が懸念される。

本県では、県青少年健全育成条例に基づき、カラオケボックスと同様に深夜入場の制限を規定しているほか、「山形県インターネット防犯連絡協議会」等と連携し、関係事業者等と意思疎通を図って青少年の非行・犯罪被害防止を強化している。

◇ゲームセンター

ゲームセンター（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5号に該当する営業を除く。）は、営業が深夜に及ぶ場合があることから、青少年の飲酒、喫煙などが懸念される。

本県では、県青少年健全育成条例において、ゲームセンターへの青少年の深夜（午後11時～午前4時）入場の制限を規定しているほか、「日本アミューズメント産業協会施設営業部」と連携し、夜間入場の制限の徹底を図るとともに飲酒・喫煙の防止等についても強化している。

② コンビニエンスストア

コンビニエンスストアは深夜に営業を行っているため、青少年による酒、煙草の購入や有害図書類の閲覧等のほか、店内や駐車場が「たまり場」となることが懸念される。

本県では、県青少年健全育成条例において、コンビニエンスストア等深夜営業施設の従業員等は、深夜に店舗内及び店舗敷地内にいる青少年に対して帰宅を促す努力義

務を規定している。

各コンビニエンスストア本部等で構成している山形県コンビニエンスストア等防犯対策協議会では、強盗、万引き等の犯罪被害防止対策の向上を図るほか、年齢確認の徹底等による20歳未満の者への酒類、煙草の販売禁止の強化にも取り組んでいる。

また、ノンアルコール飲料については20歳未満の者への飲酒を誘発するおそれがあるとし、県小売酒販組合において酒類と同等の扱いとすると規定したことを受け、県内コンビニエンスストアにおいても酒類として扱い、年齢確認の励行に努めて20歳未満の者への販売は行わないことを決定している。

③ 図書およびビデオ取扱店

県青少年健全育成条例では、著しく性的感情を刺激する図書類や粗暴性・残虐性を助長する図書類のほか、犯罪・自殺を誘発する図書類について有害図書類として指定し、青少年への閲覧、販売等を禁止している。

また、大量に出回る残忍なゲームソフトやわいせつ性の高いアダルト映像等に対応するため、県青少年健全育成条例に基づく「図書類の内容を審査する団体の指定」を導入し、各ジャンルの自主規制団体が『成人指定』又は『18歳以上対象』等と判断したものについては、県内においては有害図書類とみなすこととした。

現在、審査団体として指定されているのは下記の4団体である。

「特定非営利法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構（略称：CERO）」 家庭用ゲームソフトを審査する団体	
「（一社）コンピュータソフトウェア倫理機構（略称：ソフ倫）」 パソコン用ゲームソフトを審査する団体	
「（一社）映像倫理機構（略称：映像倫）」 アダルトDVD等を審査する団体	
「（一社）日本コンテンツ審査センター」 アダルトDVD等を審査する団体 ※上記「映像倫理機構」が平成28年1月1日付けで組織改編を行い、名称変更されたことから、新たな団体として指定した。	

(5) 立入調査状況

① 深夜遊技営業等

本県では、県青少年健全育成条例に基づき、カラオケボックス・インターネットカフェ・ゲームセンター等の深夜遊技営業等営業者に対し、本庁及び各総合支庁担当職員が定期的に立入調査を実施し、青少年の深夜立入り規制の履行状況及び同規制に関わる表示が適切に掲示されているか等を確認し、不備な点のある店舗に対しては、その都度指導し改善を図っている。

② 図書類取扱い店

青少年に有害と認められる図書類については、山形県青少年健全育成審議会に諮問し、有害図書類として指定している。書店・コンビニエンスストア・ゲームソフト販売店等の図書類取扱い店に対しては、本庁及び各総合支庁担当職員が定期的に立入調査を実施し、有害図書類等の区分陳列の状況等について確認している。

令和6年度の立入調査実施状況

種 別	対象箇所数	立入調査数	指導数
カラオケボックス	27	12	1
インターネットカフェ	4	2	1
ゲームセンター(コーナー)	16	8	0
コンビニエンスストア	442	569	186
書店	68	39	6
レンタルビデオ・DVD店	21	12	1
その他(複合店等)	10	17	4
図書類自動販売機	7	12	4
ゲームソフト販売店	10	5	1
計	605	676	204

※ 対象箇所数は、令和6年3月現在の把握数

(6) 危険薬物規制の取組み

本県において危険ドラッグが原因とみられる交通事故等が発生していたことから、危険ドラッグなどの危険な薬物の乱用を防止するための条例として「山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」を制定し、平成28年4月1日から施行した。

条例では、法律の規制が及んでいない薬物について所持、使用等の規制を行い、違反者には最高で2年の懲役または100万円の罰金が科せられる。

また、行政、県民、事業者のそれぞれに責務や役割を定め、啓発や情報提供など様々な面で連携・協力し、薬物の乱用防止を図ることとしている。

2 若者が活躍できる環境づくりの推進

(1) 審議会における若者委員登用の推進

本県における若者の県政参画を促進し、その意見を県政に反映させるため、若者委員を登用し、県の政策形成・施策推進に対して意見を求めることを目的としている。

やまがた子育て応援プラン（計画期間 R2～6 年度）において、令和 6 年度までに全審議会において若者委員（20～30 代）を 1 名以上登用することを目標とし、登用を進めている。

県における審議会等の若者委員の登用状況

	平成 31 年 3 月末	令和 2 年 3 月末	令和 3 年 3 月末	令和 4 年 3 月末	令和 5 年 3 月末	令和 6 年 3 月末
若者委員のいる 審議会の割合	100.0% (93/93)	100.0% (93/93)	98.9% (88/89)	100.0% (85/85)	100.0% (88/88)	97.7% (85/87)

資料：山形県多様性・女性若者活躍課

(2) 若者支援コンシェルジュ事業

地域活動に意欲的に挑戦する若者のフォローアップ、若者たちが気軽に相談できる窓口の設置及び若者サポーターの配置により、ニーズに沿った活動へのサポートを展開し、若者活動のレベルアップや新たな活動を支援するとともに、若者同士の繋がりや広がりによる県内の若者活動の活性化を図っている。



若者支援コンシェルジュパンフレット

【令和 6 年度実施内容】

◆若者支援コンシェルジュの設置

若者活動の総合相談窓口を設置し、仲間集めやイベント周知・PR の仕方、活動資金の調達の方法、法令等各種手続きなどの活動に関する相談支援を実施

◆若者サポーターの配置

地域で活躍する方を若者サポーターとして配置し、若者支援コンシェルジュの要請で、若者からの活動に関する相談に現地でアドバイス等実践的な指導を行い、活動のレベルアップや若者の新たな活動を支援

・令和 2 年度以降の若者サポーターの登録者延数：48 名（令和 7 年 3 月末）

◆若者の交流の場づくり

若者のニーズに沿ったテーマで交流の場を企画・実施することで、若者活動の学びの場とするとともに、若者同士の交流拡大を推進

(5) やまがた若者応援大使

本県若者の活躍や山形の魅力を県内外に発信することで、若者にとって山形県で暮らすことが楽しいと感じ、また、若者が若者を呼び込む環境づくりを推進している。

【令和6年度実施内容】

◆やまがた若者応援大使による発信

- ・ 県内外で幅広く活躍している地域活動の実践者5名に「やまがた若者応援大使」を委嘱し、本県若者の活躍や山形暮らしの魅力をWeb等で発信
- ・ 「やまがた若者応援大使」の活動や山形の魅力を発信するWebサイト『山形には何もない』と思ったら開く図鑑』で、本県で活躍する若者を取材発信



山形の魅力や若者の活躍を発信するWebサイト「山形には何もない」と思ったら開く図鑑」

(6) 若者のオンライン対話事業

本県にゆかりのある若者をオンラインでつなぎ、意見交換する場を創出することで、若者の考える県政の課題や強みを把握し、関係機関との情報共有や施策の検討に活かしている。

【令和6年度実施内容】

◆オンライン対話の開催

本県にゆかりのある若者が意見交換をする場として

ミーリアル ワイワイミーティング
「MeReal! YYmeeting」(9月8日、34名参加)を開催

◆報告書の作成

MeReal! YYmeeting で出された意見を取りまとめた報告書1,000部を作成し各市町村、県関係機関等に配布



募集チラシ

(7) やまがた魅力発信アンバサダー事業

県内外の高校生や大学生をはじめとした若い方々に、山形の魅力を発信する「やまがた魅力発信アンバサダー」になってもらい若者目線の山形の魅力を発信することで、若者の県内定着・回帰促進を図っている。

【令和6年度実施内容】

◆やまがた魅力発信アンバサダーによる情報発信

県内外の高校生や大学生等35名がやまがた魅力発信アンバサダーとなり、若者目線の山形の魅力を取材し記事・動画を作成し、Webサイト「山形を届けるウェブメディア anone.」、Instagramにて情報発信



◆アンバサダー同士の交流の場の創出

アンバサダー同士の交流、アンバサダーの取材スキル向上を目的として7回の交流会を開催

(8) 輝く県民活躍大賞

本県の社会貢献活動や地域活性化に寄与する取組みを顕彰し、県民に広く紹介することにより、県民の関心を高め、積極的な参画を促すとともに、県民が様々な分野で活躍できる風土づくりを推進することを目的としている。

【令和6年度実施内容】

◆授賞式

日 時：令和6年11月19日（火）

会 場：県庁5階502会議室



2024 輝く県民活躍大賞 受賞者

【若者部門】3件 他ジュニア・ユース部門3件、一般社会貢献部門3件

団体名又は個人名 (所在市)	主な活動内容
川西町こども食堂 なかよしキッチン (川西町)	【受賞活動】住民主体の子どもの居場所づくり 【活動内容】 ・中学生以下の子どもと家族を対象とした食事会の開催 ・放課後の子どもの居場所づくり、町と連携したイベントの実施 ・コロナ感染世帯への食品配達、大雨災害被災世帯への食糧支援の実施
東北公益文科大学 学生団体 Liga 食品ロス削減チーム (酒田市)	【受賞活動】食品ロス削減活動 【活動内容】 ・企業や行政と協力したフードパントリーやフードドライブの実施 ・幼稚園～高等学校における食品ロスに関する出前事業の実施 ・こども食堂の定期開催
山形大学 SCITA センター 学生スタッフ (山形市)	【受賞活動】やまがた未来科学プロジェクト 【活動内容】 ・幼児～中学生を対象に月1～数回科学イベントを実施 ・各種イベントへのブース出展、県産業科学館、小学校、公民館等からの依頼を受けた科学実験の実施

3 困難を有するこども・若者や家族への支援

すべての若者が持てる力を発揮し、生き活きと活躍できる環境づくりを推進するため、ひきこもりなど社会参加に困難を有する若者が、地域の中で安心して生活できる体制づくりの推進を図るもの。

(1) 若者相談支援拠点の設置・運営

困難を有する若者やその家族が地域で安心して生活できる体制づくりを推進するため、NPO等との協働により、県内4地域8ヶ所に「若者相談支援拠点」を設置している。各拠点では、相談窓口の開設に加え、拠点未設置市町村での出張相談会の開催、関係機関や民生委員・児童委員とのネットワーク強化、地域の方への理解促進の講演会等の開催を行っている。

相談支援のほかにも、困難を有する若者の居場所づくり、家族を対象とした学びあいの機会の提供など、それぞれの地域の実情に応じた支援を実施している。

なお、若者相談支援拠点を「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者総合相談センター」に位置付けている。

【令和6年度若者相談支援拠点】

山形市	フリースペース雨やどり	山形市	フリースペースいろは
山形市	あにまる plus+	新庄市	フリースペースまちかど カフェたまりば
米沢市	With 優	米沢市	から・ころセンター
鶴岡市	若者相談窓口一歩	酒田市	若者相談支援拠点ひなた

(2) こども・若者支援のネットワークの形成

地域の関係機関・団体・市町村からなる支援ネットワークを形成するため、「山形県子ども・若者支援協議会」等の開催をとおして、関係機関・団体の円滑な連携を図るとともに、効果的な支援体制の構築を推進している。

① 山形県子ども・若者支援協議会

子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月施行）に基づき、関係機関・団体が連携し、こども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、平成24年8月に設置している。

【令和6年度実施内容】

開催日時・場所	内容	参加者・参加人数
令和7年2月4日 14:00～15:20 建設会館中会議室	・山形県の社会参加に困難を有するこども・若者の状況について ・講演「石巻圏域子ども・若者総合相談センターの取組みについて」 講師 特定非営利活動法人 TEDIC 相談員 橋浦 清紀氏	協議会構成機関、 若者相談支援拠点、 総合支庁担当者等 (合計38名)

② 子ども・若者支援協議会地域交流研修会

地域における支援体制の整備や連携体制の強化を図るため、県内4地域で研修会を開催し、地域の支援機関の取組み紹介、情報交換等を実施した。

開催にあたっては、就労支援担当部局及び健康福祉担当部局と連携して開催することで、切れ目の無い支援体制の重要性を関係機関の共通認識とした。

参加者：市町村子ども・若者支援担当課及び雇用対策担当課、県関係課、子ども・若者支援地域協議会関係機関、生活困窮者自立支援事業関係機関、就労支援関係機関、障がい者支援関係機関、若者相談支援拠点 など

【各地域での概要】

地 域	開催日程	内容（会場）	参加人数
村 山	令和6年10月9日（水）	若者相談支援拠点、サポステ、巣立ちの取組紹介、グループワーク （県庁1502会議室）	39名
最 上	令和6年9月26日（木）	若者相談支援拠点、サポステ、巣立ちの取組紹介、グループワーク （東北農林専門職大学講義室）	24名
置 賜	令和6年8月27日（火）	若者相談支援拠点、サポステ、巣立ちの取組紹介、グループワーク （赤湯公民館）	36名
庄 内	令和6年7月8日（月）	若者相談支援拠点、サポステ、巣立ちの取組紹介、グループワーク （庄内総合支庁分庁舎2号会議室）	42名

第2章 こども・若者の健全育成に関する施策の実施状況

「山形県子ども・若者ビジョン」における施策体系

計画の柱Ⅰ 子ども・若者の健やかな育成と自立の促進

基本的方向	施策の方向	基本施策	取組みの方向性
【基本方針】一人ひとりが安心できる環境の中で、自分を大切に、他者との関わりを通して自己形成や他者に対する尊重、社会への参画力を醸成できるよう、また、子どもの頃から郷土に愛着や誇りを持ち、「山形らしい」自然の力や風土、精神文化に育まれた、心身共に健全で豊かな人間性が養われるよう、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支援します。			
1 子ども・若者の自己形成支援	(1)道徳観や規範意識、自律心等の育成	①基本的な生活習慣の形成	a 小さい頃から他者を尊重し、思いやりの心や道徳観、規範意識、自律心等を育む教育の充実
			b 「山形らしさ」を活かした社会全体による子育てや家庭教育を支援する取組みの充実
			c 「家庭の日」（毎月第3日曜日）の活用による、家族の語らいや親子のふれあいを通した家族や家庭の素晴らしさ、絆の大切さを家庭や地域で見つ直す運動の推進
			d 家庭、学校における男女共同参画を推進する教育と学習の充実
		②社会を生き抜く力の育成	a 幼少からの遊びを通した社会参画力の育成
			b 自ら課題を見つけ、基礎的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を総合的に活用しながら、主体的に・協働的に解決していく探究する力（「確かな学力」）の育成
			c 子どもと異年齢の人々との交流や他者に関わる体験の積み重ねを通したコミュニケーション能力の育成
			d 防災教育の充実による「自らの命は自らが守る」意識の醸成と災害対応力の育成
	(2)豊かな人間性と健やかな体の育成、郷土愛の醸成	①豊かな心と郷土愛の醸成	e 消費者としての素地を形成し、身近な消費者問題に目を向け、適切に対応できる能力の育成
			f 経済的困難や社会参加に困難を有する者に対する就学支援や学び直し等の修学機会の提供、自立支援等学びのセーフティネットの整備
			a 自分や他人のいのちを大切に育む「いのちの教育」の推進
			b 住んでいる地域や郷土に誇りと愛着を持ち、地域とつながる心の育成
		②心身の健康と安心の確保	c 食に関する学習機会や情報の提供など、家庭、学校、地域が連携した食育の推進
			d 「性といのちの学習」の手引きを活用した「いのちの教育」の実践
			a 自らの心・体を理解し、大切にすることができる力の育成
			b スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用など安心して相談できる体制の整備
2 子ども・若者の社会参加支援と参画力の育成	(3)社会的自立に向けた支援と社会参加の促進	①自己実現を図るための勤労観・職業観の育成	c 子ども・若者の発達に応じた親等への学習機会の提供や相談体制の充実
			d 喫煙や飲酒、薬物のほか、スマートフォンやゲーム依存など、多様化する子ども・若者の心身の健康課題に対して、学校・家庭・地域の連携による健康教育など、地域全体で取り組む体制の充実・強化
		②社会体験、社会参加の促進	e 受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子ども・若者を、受動喫煙がその健康に及ぼす悪影響から守り、快適に暮らすことのできる生活環境づくりの推進
			a 社会的な自立に向け、幼児期から小・中・高等学校を通じた計画的・系統的なキャリア教育の推進
	(4)ICTの進化に適應し、活用できる人材の育成	①情報社会の進展に対応する実践的な力の育成	b 地域企業等との連携による職場見学や体験、インターンシップの実施
			a 伝統文化を継承し、地域社会の発展を担う人材の育成
			b 家庭や地域、企業・事業所等が連携・協働し、将来の地域社会や地域産業を担う子どもたちの様々な体験・学習活動を社会全体で支援する取組みの推進
			c ジュニア・リーダー活動、青少年ボランティア活動の活性化に向けた取組みの推進
	(5)広い視野を持ち、持続可能な社会づくりに貢献できる力の育成	①グローバル化、多様化する社会への適応力の育成	d 子ども・若者の意見の表明、交流機会の確保や意思決定過程への参加の推進
			a 情報活用能力等の育成に向けたICTを活用した教育活動の推進
3 社会全体で支えるための環境づくり	(6)家庭、学校、地域の連携・協働の推進	①社会全体で子ども・若者を支援する体制づくり	b 「超スマート社会（society 5.0）」の到来を見据え、ICTを高度に活用し、社会の具体的な課題を解決できる人材の育成
			a 多様な文化への理解や国際的な視野を広げる学習等の推進
			b 地球環境の適切な保全・創造・活用等への理解を深めるための環境教育の推進
		②子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり	c 「持続可能な開発目標（SDGs）」を意識し、率先して行動できる人材の育成
			a 学校や家庭、地域が連携・協働し、子ども・若者の様々な体験・学習活動を社会全体で支援する仕組みの構築
			b 学生や若者の力の活用や地域、関係機関・団体等との連携による居場所や様々な活動の場づくりの推進
	(7)子ども・若者の健全育成に向けた社会環境の整備	①有害環境対策の推進	a 学校や家庭、地域が連携した地域ぐるみの学校安全体制の強化
			b 学校や家庭、地域が連携・協働した交通安全、防犯、消費生活等教育・啓発の推進
			c 通学路の安全対策や防犯パトロールの実施、県民の防犯意識の向上などによる事故や犯罪のないまちづくりの推進
		②インターネットの安全・安心な利用の促進	a 青少年健全育成条例に基づく有害図書規制など社会環境健全化の推進
			b 子どもや若者が大麻等の違法薬物や危険ドラッグに関わらないよう薬物乱用防止の啓発の推進
			c サイバーパトロール等による有害情報に対処する取組みの推進
			a 子ども・若者や保護者に対するインターネットの安全・安心な利用に関する啓発の推進
			b 関係機関や業界団体等との連携によるフィルタリング普及に向けた取組みや啓発活動の推進
			c 学校における情報活用能力の育成と情報モラルも含めた情報教育の充実

第2章 こども・若者の健全育成に関する施策の実施状況

「山形県子ども・若者ビジョン」における施策体系

計画の柱Ⅱ 未来を拓く子ども・若者の応援

基本的方向	施策の方向	基本施策	取組みの方向性
【基本方針】若者が地域とつながり、人とのつながりの中で、持てる力を十分に発揮し、地域、職場、家庭において役割と責任を十分に果たすとともに、子ども・若者が山形暮らしの良さを認識し、県づくりの主体として活躍できる環境づくりを推進します。			
4 若者が活躍できる基盤づくりへの支援と県内への移住・定着の促進	(8) 若者の活躍を推進する気運の醸成、山形暮らしの良さを知る機会の充実	①地域における多様な担い手の育成	a 政策・方針、意思決定過程への若者の参画拡大
			b 県内教育機関等との連携による、学校卒業後の県内定着や県外進学者の回帰に向けた取組みの推進
			c 伝統行事や芸能など地域文化の伝承を通じた地域活動の担い手育成の推進
		②若者の多様な活動や山形の魅力を知る機会の充実	a 地域活性化に取り組む若者の優れた功績・成果や地道な活動の顕彰
			b 若者が地域と関わりながら地域の魅力に触れ、魅力を活かす機会の創出
			c 県内外の若者や学生に対するインターネット、SNS等の各種媒体を活用した若者活動や山形の魅力等の情報発信の強化と県内への移住・定着支援
	(9) 多様な活動の促進、つながる機会の拡大	①若者の主体的な取組み、多様な活動の促進	a 若者活動に係る総合相談窓口機能等による、若者の主体的な活動や元気創出活動等の取組みに対する支援の充実
			b 地域課題の解決に取り組むNPOや若者グループの育成と支援
			c 地域を題材とした課題解決型の学習の機会の提供と人材育成
		②若者・若者グループの交流促進、レベルアップへの支援	a 若者交流ネットワークサイトの活用等による、多様な分野で活躍する若者同士のつながりや地域連携を支援
			b 県内外や他地域の若者同士の交流や協働の機会の創出による地域活動の面的な拡大の促進
			c 困難を有する若者の社会参加に向けた若者グループとの交流促進
5 若者のライフステージに応じた総合的な支援	(10) 若者の職業的自立、就労支援	①就学から就労への円滑な移行に向けた取組みの推進	a 通常の学習環境に困難を有する生徒等の就労に向けた学校と関係機関の連携強化による職業教育・職業訓練と就労支援に向けた取組みの推進
			b 就職後の仕事のミスマッチをなくし、早期離職を防ぐため、生徒個々の適性や進路希望に応じ、地域産業界と連携した就職指導の推進
			c 若者の県内定着・県内回帰に向け、居住支援のほか県内企業の魅力や若手社員の活躍ぶりなどの企業情報の発信の強化
		②若者が活躍できる雇用・就労の場の創出	a 若者の志向に対応した就労の場の確保や起業、マッチングの促進
			b 若者や女性の柔軟で新しい感性に基づく新たな事業創出支援等による就業機会の創出
			c 行政や教育、企業、NPO等の連携による若者の県内就職に向けた取組みの推進
		③若者が働きやすい就労環境の整備	a 正社員化や所得向上など若者が魅力を感じ安心して働くことのできる労働環境の整備や相談体制の充実
			b 若者の地域における多様な活動への理解促進や、子育て・介護等と仕事との両立支援に取り組む事業所の拡大
			c 就労の意欲や能力の向上と機会の提供等人材育成の推進
	(11) 出会いの提供・結婚支援の充実・強化	①出会いから結婚までの継続的かつ総合的な支援	a 県内市町村や関係団体と連携したオール山形による出会いの機会の提供や情報発信、結婚に関する様々な相談対応等の実施
			b 将来を見据えたライフデザイン形成支援による結婚への不安払拭などプラスイメージの結婚観・家庭観の醸成
	(12) 地域で支える子育て支援の充実	①安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり	a 妊娠期から切れ目のない支援体制の充実
			b 子育て家庭等に対する住環境整備・経済的支援の充実
			c ひとり親家庭に対する生活・自立支援の充実
	(13) 仕事と家庭の両立支援の充実	①ワーク・ライフ・バランスの取組み強化	a 両立を支援する保育サービス等の充実
			b 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組み強化
			c 男性の育児・家事参画のさらなる促進

第2章 こども・若者の健全育成に関する施策の実施状況

「山形県子ども・若者ビジョン」における施策体系

計画の柱Ⅲ 困難を有する子ども・若者や家族への支援

基本的方向	施策の方向	基本施策	取組みの方向性
【基本方針】困難を有する子ども・若者とその家族が、困難な状況にあっても希望を持って生活できるよう、分野や主体の境界を越えて地域全体で互いに連携協力し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を継続的に実施します。			
6 個々の状況に応じたきめ細かな支援の充実	(14) 社会参加に困難を有する子ども・若者、その家族への支援	①ニート、ひきこもり、不登校等への支援	a ひきこもりの第一次相談支援窓口「自立支援センター巢立ち」における相談支援、関係機関との連携やコーディネート機能の強化
			b 市町村や自立相談支援機関、保健所など関係機関における相談支援や訪問支援等の取組みの充実、ひきこもり支援に携わる人材の養成
			c NPO等との協働による相談窓口（若者相談支援拠点）の設置や居場所づくり、多様な体験活動機会の提供等による自立支援
			d ニート、ひきこもりの若者の職業的自立のための、それぞれの状況に応じた個別的、継続的支援の実施
			e 不登校、中退の未然防止や早期対応につながる取組みや関係機関等と連携した取組みの推進
			f 高校中退者や不登校等経験者等への「学び直し」の機会の充実
			g 多様な学習ニーズに対応できる柔軟な教育課程を備えた学校づくりの推進
		②支援体制の強化、交流機会の提供等	a 社会参加に困難を有する子ども・若者や家族が相談しやすい環境づくりと関係機関の連携による支援体制の強化
	b ニート・ひきこもり等の子ども・若者の自立支援のための社会参加や交流機会の提供		
	(15) 障がいのある子ども・若者の支援	①障がいのある子ども・若者への支援	a 障がいのある子ども・若者、家族に対するライフステージに応じた支援や関係機関が相互に連携した地域支援体制の充実
			b 保健、医療、福祉等関係機関と連携した特別支援教育の推進
	(16) 非行防止、いじめ・暴力行為への対策	①非行防止・立ち直り支援	a 少年の規範意識の向上と少年を見守る社会機運を醸成する活動の推進
		②いじめ・暴力行為への対策	a 学校、家庭、地域が連携したいじめ防止に向けた取組みの推進 b 問題行動を起こす児童生徒への指導や事件を起こした少年に対する適切な取組みの推進
	(17) 子どもの貧困問題、児童虐待、子ども・若者の福祉を害する犯罪被害への対応	①子どもの貧困問題への対応	a 子どもの貧困問題や貧困の世代間連鎖の解消に向けたスクールソーシャルワーカーの活用など、学校と福祉機関との連携による教育の支援及び生活や就労、経済的支援等を含む総合的な支援の強化
			b 子ども食堂等子どもの居場所の県内全域への拡大・定着を推進
		②児童虐待防止対策	a 妊娠、出産から子育てまでの相談しやすい体制の充実
			b 児童相談所の機能強化と市町村の連携体制の強化及び社会的養護体制の充実
			c 発生予防から早期発見・早期対応、適切な保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の充実強化
	③子ども・若者の福祉を害する犯罪被害への対応	a 被害を受けた子ども・若者の治療や精神的負担の軽減を図る専門支援や相談体制の充実	
		(18) いのちを支える自殺対策	①総合的かつ計画的な自殺対策の推進
b 関係機関等の機能及び連携の強化による効果的・総合的な取組みの促進			
c 市町村における自殺対策計画の策定や地域の実情に応じた自殺対策の取組みの支援			
(19) 性的マイノリティ等に特に配慮が必要な子ども・若者への支援	①性的マイノリティ等に対する理解促進、教育の充実等	a 性同一性障がいやLGBT等の性的指向を理由として困難な状況に置かれているなど特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動の推進	
		b 外国人の子どもや帰国児童生徒が、就学の機会を逸することのないよう円滑な就学支援及び教育の充実	
7 安心して生活できる体制の充実・強化	(20) 総合的な相談・支援体制の充実	①総合的な相談・支援体制の充実	a NPO等との協働による相談支援拠点の体制強化
			b 社会参加の機会につながる安心して過ごせる居場所や交流・活動する場の整備
			c より身近な相談窓口となる市町村における相談対応の促進
		②相談しやすい環境づくり	a 最も身近な支援者となる家族への支援の充実・強化
			b 適切な情報提供やともに支え合い学び合う場の確保
			c 継続的な周知・広報の取組みを通じた県民理解の促進
	(21) 重層的な子ども・若者支援ネットワークの強化	①主体や分野を超えたネットワークの強化	a 「山形県子ども・若者支援協議会」を活用した、教育、保健、医療、福祉、雇用、矯正・更生保護などの各分野における関係機関等による相互の連携・協力体制の強化
			b 市町村、民生委員・児童委員等との連携による地域支援ネットワークの強化
			c 子ども・若者のライフサイクルを踏まえた継続的な支援体制の整備
		②支援者、協力者の養成、確保	a 相談支援機関、団体、NPO等における支援者の養成と支援対応能力の向上
b 民生委員・児童委員と協働した地域での支援の仕組みづくり			
c 学生ボランティアや若者グループ等同世代又はピアサポーターによる支援の仕組みづくり			

参 考 資 料

1 こども基本法

施行期日 令和5年4月1日
最終改正 令和6年9月25日

目次

- 第一章 総則(第一条—第八条)
- 第二章 基本的施策(第九条—第十六条)
- 第三章 こども政策推進会議(第十七条—第二十条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 こども大綱の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
- 三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの
- 二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 子ども・若者育成支援推進法

施行期日 平成22年4月1日

最終改正 令和6年10月1日

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 子ども・若者育成支援施策(第七条—第十四条)

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援(第十五条—第二十五条)

第四章 削除

第五章 罰則(第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法(令和四年法律第七十七号)第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

3 調整機関は、第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の二第一項に規定する要保護児童又は同法第六条の三第五項に規定する要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同条第四項に規定する要保護児童対策調整機関と連携を図るよう努めるものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 削除

第二十六条から第三十三条まで 削除

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が同法第八条第一項の規定により作成した同項の子ども・若者育成支援推進大綱は、この法律の施行後は、政府が前条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第八条第一項の規定により定めた同項の子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

附 則 (令和六年六月一二日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定(「施行日から起算して五年を経過する日」を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

(罰則に関する経過措置)

第四十五条 この法律(附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 山形県青少年健全育成条例

昭和54年 3 月26日 山形県条例第13号

改正

昭和58年12月27日 条例第36号
平成 3 年12月20日 条例第67号
平成 7 年12月19日 条例第51号
平成 8 年 3 月22日 条例第 6 号
平成 8 年10月15日 条例第41号
平成10年 3 月24日 条例第13号
平成10年10月16日 条例第52号
平成12年 3 月21日 条例第 7 号
平成12年 7 月18日 条例第56号
平成12年12月22日 条例第89号
平成13年12月21日 条例第60号
平成17年 7 月 8 日 条例第77号
平成18年 3 月22日 条例第24号
平成19年 3 月16日 条例第26号
平成19年12月21日 条例第72号
平成20年12月19日 条例第58号
平成21年 3 月24日 条例第19号
平成22年 3 月19日 条例第 7 号
平成28年 3 月22日 条例第19号
平成31年 3 月15日 条例第21号
令和 2 年 3 月24日 条例第 5 号
令和 3 年 3 月19日 条例第 5 号
令和 4 年 3 月18日 条例第 8 号
令和 6 年 7 月 9 日 条例第58号
令和 7 年 3 月21日 条例第15号
令和 7 年 3 月21日 条例第27号

山形県青少年保護条例をここに公布する。

山形県青少年健全育成条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条の 4）

第 1 章の 2 健全育成に関する基本的施策（第 6 条の 5—第 6 条の 8）

第 2 章 規制措置（第 7 条—第18条）

第 3 章 山形県青少年健全育成審議会（第19条—第24条）

第 4 章 補則（第25条・第26条）

第 5 章 罰則（第27条—第29条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念及び県等の責務を明らかにし、県の施策の基本となる事項を定めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止について必要な措置を講ずることにより、青少年の健全な育成に資する良好な環境を整備し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（適用上の注意）

第 2 条 この条例の適用に当たっては、県民の自由と権利を不当に制限しないように留意しなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者をいう。
- (1)の2 児童ポルノ等 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。
- (2) 保護者 親権者、後見人、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の長その他の者で、青少年を現に保護監督するものをいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録音盤、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものをいう。
- (5) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (6) 特定がん具類 性的感情を刺激するがん具その他これに類する物品又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのある刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）、がん具その他の物品をいう。
- (7) 自動販売機 物品の販売に従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。以下同じ。）をすることなく、販売をすることができる機器をいう。
- (8) 自動貸出機 物品の貸付けに従事する者と客とが直接に対面をすることなく、貸付けをすることができる機器をいう。
- (8)の2 遊技営業等 次のいずれかに該当する営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業適正化法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を除く。）をいう。
 - イ 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業
 - ロ 客席を設けて、客に備え付けた書籍若しくは雑誌の閲覧又は備え付けた端末設備によるインターネットの利用をさせる営業で、これらの対価を受けるもの
 - ハ 硬貨、メダル又はカードを投入することにより作動する遊技機を設置して、客に遊技をさせる営業
- (9) 無店舗型電話異性紹介営業 風俗営業適正化法第2条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (10) 電話異性紹介営業 風俗営業適正化法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (11) 電話異性紹介営業利用カード 電話異性紹介営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的を持つて発行するカードその他の物品をいう。

(基本理念)

第3条の2 青少年の健全な育成は、青少年が、健康に成長するとともに、思いやりのある豊かな心をはぐくみ、社会の一員として自覚と責任を持つて、次代の社会の担い手として自立することを旨として行われなければならない。

- 2 青少年の健全な育成は、幼児期からの道德教育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培ううえで重要なものであることを踏まえ、全ての県民の協力の下に、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる生活の場において行われなければならない。
- 3 青少年の健全な育成は、青少年の人権が尊重されるとともに、青少年の発達段階に応じて、必要な配慮がなされなければならない。
- 4 青少年の健全な育成に関する取組を行うに当たっては、家庭及び学校が果たすべき役割の重要性にかんがみ、家庭及び学校の主体的な取組が尊重されるとともに、その役割を果たすことができるよう配慮されなければならない。
- 5 青少年の健全な育成は、全ての県民が、青少年に対し、児童ポルノ等の提供を求める行為その他の青

少年の健全な育成を阻害する行為が行われることがあつてはならないという規範意識を持つことによつて行われなければならない。

- 6 青少年の健全な育成は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境が、インターネットの利用による青少年の身体的又は精神的な被害を防止するために必要であるとの認識の下に、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、国、市町村、関係団体等と緊密な連携を図るとともに、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進するものとする。

第5条 削除

(県民の責務)

第6条 県民は、青少年が健全に育成されるように自ら努めるとともに、県及び市町村が行う青少年の健全な育成を図るための施策に協力するように努めるものとする。

- 2 地域住民は、互いに協力し、青少年の健全な育成に資する良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における行事等を通じ、青少年の健全な育成に努めるものとする。

- 3 学校の関係者その他青少年の育成に携わる者は、その職務又は活動を通じて互いに協力し、積極的に青少年の健全な育成に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条の2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成に配慮するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第6条の3 保護者は、その保護監督する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚するとともに、青少年に対する深い愛情と理解を持ち、良好な家庭環境の中で青少年を心身ともに健全に育成する責務を果たすものとする。

(青少年の努力)

第6条の4 青少年は、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らを律して、心身ともに健全に成長するよう努力するものとする。

第1章の2 健全育成に関する基本的施策

(施策の基本)

第6条の5 県は、青少年の健全な育成に関する施策の実施に当たっては、青少年、県民、事業者、保護者等による青少年の健全な育成に関する自主的な活動を促進し、積極的かつ効果的に行うことを基本とする。

(施策の大綱)

第6条の6 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 青少年の自主的かつ健全な活動の支援
- (2) 青少年の健全な育成を目的とする団体の活動の支援
- (3) 地域住民による青少年の健全な育成に関する活動の支援
- (4) 家庭における青少年の健全な育成の支援
- (5) 青少年を取り巻く環境の改善及び青少年の非行の防止に関する活動の促進
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な成長に資する支援

(県民運動の推進等)

第6条の7 県は、青少年の健全な育成に関する活動が県民が一体となつた運動として行われるよう、県民、事業者及び民間団体の当該活動への参加を促進するための情報の提供を行うとともに、当該活動を推進する団体に対し、その自主的な活動が促進されるよう、青少年の健全な育成に関する学習の機会及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施策の公表)

第6条の8 知事は、毎年度、青少年及び青少年を取り巻く環境の状況並びに青少年の健全な育成に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第2章 規制措置

(有害興行の指定及び観覧の制限)

第7条 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - (3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- 2 興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行を青少年に観覧させてはならない。
- 3 興行を主催する者は、第1項の規定により指定された興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に、当該指定のあつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨の掲示をしなければならない。
- (有害図書類の指定及び販売等の制限)

第8条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当する図書類は、前項の規定により指定された図書類とみなす。
- (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での性的感情を刺激する姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「性的感情を刺激する姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるもの（以下「性的感情を刺激する写真等」という。）を掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が、20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの
 - (2) 録音テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものであつて、性的感情を刺激する姿態等を描写した場面で規則で定めるもの（以下「性的感情を刺激する場面」という。）の時間が合わせて3分を超えるもの
 - (3) 録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものの内容を審査する団体で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたもの（17歳未満の者のみを対象として、その視聴を不適当としたものを除く。）
- 3 知事は、前項第3号の規定による団体の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。当該団体の指定を取り消したときも、同様とする。
- 4 何人も、第1項の規定により指定された図書類又は第2項各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を、青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないようにしなければならない。
- 5 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。
- (有害図書類の陳列の制限等)

第8条の2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類を他の図書類と区分して屋内の常時監視できる一定の場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置をとらなければならない。

- 2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列する場所に、当該有害図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることができない旨の表示をしなければならない。
- 3 知事は、前2項の規定に違反していると認める者に対して、有害図書類の陳列又は前項の表示の方法又は場所の変更その他必要な措置を命ずることができる。
- (有害広告物に対する措置)

第9条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第7条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又はその管理者に対し、当該広告物の撤去、内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(有害広告文書の頒布の制限)

第9条の2 何人も、図書類又は特定がん具類（以下「図書類等」という。）の宣伝又は広告を目的とする文書で性的感情を刺激する写真等又は次条第2項各号のいずれかに該当する特定がん具類を被写体とした写真を掲載するもの（以下「有害広告文書」という。）を青少年に頒布し、又は青少年をして頒布させてはならない。

2 何人も、有害広告文書を戸別に頒布し、又は頒布させてはならない。ただし、青少年以外の者を名あて人とした封書で頒布する場合又は青少年が現に居住していない住居に頒布する場合は、この限りでない。

3 知事は、前2項の規定に違反している者に対して、当該違反行為の中止を命ずることができる。
(有害特定がん具類の指定及び販売等の制限)

第10条 知事は、特定がん具類の形状、構造又は機能が第7条第1項第1号に該当すると認めるとき、又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定がん具類を青少年に有害な特定がん具類として指定することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する特定がん具類は、前項の規定により指定された特定がん具類とみなす。

(1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品で、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

(2) 下着の形状をした物品

(3) 使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物品に収納されている下着

3 何人も、業務その他正当な理由がある場合を除き、第1項の規定により指定された特定がん具類又は前項各号のいずれかに該当する特定がん具類（以下「有害特定がん具類」という。）を青少年に所持させ、見せ、又は触れさせないようにしなければならない。

4 特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、有害特定がん具類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

(図書類等の表示の制限)

第10条の2 図書類等の販売又は貸付けを業とする者は、その営業を行う場合は、容易に通行人等の目に触れる方法で性的感情を刺激する写真等又は性的感情を刺激する場面を表示しないようにしなければならない。

(自動販売機等の設置の届出等)

第10条の3 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書類等の販売又は貸付けをしようとする者は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等により販売又は貸付けを開始しようとする日の10日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号

(3) 自動販売機等の設置場所及びその場所の提供者の住所及び氏名並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(4) 次条第1項に規定する自動販売機等管理者の氏名及び住所

(5) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日

(6) 自動販売機等に収納する図書類等の種類

(7) その他規則で定める事項

2 前項の届出書を提出した者は、当該届出書に係る自動販売機等による販売又は貸付けをやめたとき、又は同項各号（同項第2号を除く。）に掲げる事項（同項第3号に掲げる事項にあつては、自動販売機等の設置場所を除く。）に変更があつたときは、当該販売又は貸付けをやめた日又は当該変更があつた日から10日以内に、規則で定めるところにより、販売又は貸付けの中止又は変更に係る事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の規定に違反して販売又は貸付けをしている者に対して、当該販売又は貸付けの中止を命ずることができる。

4 自動販売機等による図書類等の販売又は貸付けをする者（以下「自動販売機等取扱業者」という。）は、第1項の届出書に係る自動販売機等の見やすい箇所に、同項第1号に掲げる事項その他規則で定める事項を表示しなければならない。

(自動販売機等管理者の設置)

第10条の4 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等ごとに、自動販売機等に収納する図書類等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。

2 自動販売機等管理者は、自動販売機等が設置されている市町村と同一市町村に住居を有する者その他これに相当する程度に近隣に住居を有すると知事が認める者であつて、当該自動販売機等から有害図書類又は有害特定がん具類（以下「有害図書類等」という。）を撤去する権限を、自動販売機等取扱業者から与えられている者でなければならない。

3 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等管理者が欠けた自動販売機等で継続して販売又は貸付けをするときは、自動販売機等管理者が欠けた日から15日以内に新たな自動販売機等管理者を置かなければならない。

4 知事は、前項の規定に違反して販売又は貸付けをしていると認めるときは、自動販売機等取扱業者に対して、当該販売又は貸付けの中止を命ずることができる。

（有害図書類等の自動販売機等への収納の制限）

第11条 自動販売機等取扱業者は、有害図書類等を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等に現に収納されている図書類等が有害図書類等になったときは、当該有害図書類等を直ちに撤去しなければならない。

3 知事は、有害図書類等が自動販売機等に収納されているときは、自動販売機等取扱業者又は自動販売機等管理者に対して、当該有害図書類等の撤去その他必要な措置を命ずることができる。

4 知事は、図書類等の販売又は貸付けをする営業に関し、第1項又は第2項の規定に違反した自動販売機等取扱業者に対して、6月を超えない範囲内で期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（図書類等の自動販売機等の設置場所の制限）

第11条の2 何人も、第17条の2第1項に規定する区域内及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第7項までに定める地域内においては、性的感情を刺激する写真等若しくは性的感情を刺激する場面を掲載し、録画し、若しくは記録した図書類又は特定がん具類を収納する自動販売機等を設置しないようにしなければならない。

（適用除外）

第11条の3 第10条の3から前条までの規定は、第17条の5に規定する青少年立入禁止場所に設置される自動販売機等については、適用しない。

（インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止）

第11条の4 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。）と認められる情報その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる情報（以下「有害情報」という。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の当該情報の閲覧又は視聴を制限することができる仕組みをいう。次項において同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

3 インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第6項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。）及びインターネットと接続する機能を有する機器の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他の必要な情報を提供しよう努めなければならない。

4 保護者、学校の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年の有害情報に関する適切な判断力の育成が図られるよう、教育及び啓発に努めなければならない。

（携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置）

第11条の5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、青少年インターネット環境整備法第14条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条各号に掲げる事項について説明するときは、併せて、規則で定める事項について説明するとともに、これらの事項を記載した書面を

交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を提供しなければならない。

- 2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。）を利用しない旨の申出をする場合にあつては携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。）に対し、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。）を講ずることを希望しない旨の申出をする場合にあつては携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、規則で定める正当な理由その他の事項を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録（以下「書面等」という。）を提出しなければならない。
- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定により書面等の提出を受けた場合は、当該書面等の提出を受けて締結した役務提供契約（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約をいう。）が終了する日又は当該役務提供契約に係る携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）を使用する青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面等又は前項の書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。
- 4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、第1項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 5 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前項の規定による勧告に従わなかつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 6 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、第4項の勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

（金銭の貸付け等の制限）

第12条 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者は、その営業に関し青少年に金銭の貸付け（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付を含む。以下この項において同じ。）又は金銭の貸付けの媒介をしてはならない。

- 2 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋は、その営業に関し青少年から物品（有価証券を含む。）を質にとつて金銭を貸し付けてはならない。
- 3 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商は、その営業に関し青少年から古物を買受け、若しくは古物の販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換してはならない。
- 4 前3項の規定は、当該青少年が保護者の依頼を受け、又は同意を得たと認められる場合その他正当な理由があると認められる場合は、適用しない。

（みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止）

第13条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

- 2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。
- 3 何人も、青少年に対し、第1項の行為を教え、又は見せてはならない。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第13条の2 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為
- （2）青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為

（入れ墨の禁止）

第13条の3 何人も、医師が医療行為として行う場合その他の正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、若しくはこれを受けさせ、又はこれらの行為を周旋してはならない。

（深夜外出等の制限）

第14条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、深夜（午後11時から翌日の午前4時までをいう。以下

同じ。)に青少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の依頼を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合のほか、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 深夜において営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に特別の事情なく当該営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(深夜遊技営業等の場所への立入禁止)

第14条の2 深夜において遊技営業等を営む者(以下「深夜遊技営業等営業者」という。)及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に、その遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

2 深夜遊技営業等営業者は、その遊技営業等の場所の見やすい箇所に、深夜における青少年の立入りを禁ずる旨の掲示をしなければならない。

(有害行為のための場所の提供及び周旋の禁止)

第15条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて場所を提供し、又は周旋してはならない。

(1) 淫らな性行為又はわいせつな行為

(2) 前号の行為を教え、又は見せる行為

(3) 暴行又は賭博行為

(4) 飲酒又は喫煙

(5) 麻薬又は覚醒剤を使用する行為

(6) 催眠、鎮痛又は鎮がいの作用を有する医薬品を不健全に使用する行為

(7) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料を不健全に使用する行為

(8) 入れ墨を施す行為

(有害興行等の指定の取消し)

第16条 知事は、第7条第1項、第8条第1項又は第10条第1項の規定による指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、これを取り消すものとする。

(有害興行の指定等の告示)

第17条 知事は、第7条第1項、第8条第1項若しくは第10条第1項の規定による指定又は前条の規定による指定の取消しをするときは、その旨を告示するものとする。

(無店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)

第17条の2 無店舗型電話異性紹介営業は、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定するもの(大学を除く。))をいう。)、専修学校(同法第124条に規定するもの(同法第125条第1項の高等課程を置くものに限る。))をいう。)、図書館(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定するものをいう。)、児童福祉施設、都市公園(都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第2条第1項各号に規定するものをいう。)、公民館(社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定するものをいう。))若しくは博物館(博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定するものをいう。))又はその他の施設で多数の青少年が利用するものとして規則で定めるものの敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを営んではならない。

2 前項の規定は、同項の規定の適用の際現に無店舗型電話異性紹介営業を営んでいる者の当該営業については、当該適用の日から2年間は、適用しない。

(青少年に対する電話異性紹介営業利用カードの販売等の禁止)

第17条の3 何人も、青少年に電話異性紹介営業利用カードを販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

(電話異性紹介営業利用カードの販売等の届出)

第17条の4 電話異性紹介営業利用カードを販売しようとする者は、電話異性紹介営業利用カードの販売所(自動販売機による電話異性紹介営業利用カードの販売にあつては、当該自動販売機)ごとに、販売を開始しようとする日の10日前までに、公安委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- (2) 電話異性紹介営業利用カードの販売所の名称及び所在地（自動販売機による電話異性紹介営業利用カードの販売にあつては、当該自動販売機の設置場所）
 - (3) 電話異性紹介営業利用カードの販売に自動販売機を使用するときは、その旨並びに自動販売機の名称、型式及び製造番号
 - (4) 電話異性紹介営業利用カードの販売を開始しようとする年月日
- 2 前項の届出書を提出した者は、当該電話異性紹介営業利用カードの販売をやめたとき、又は同項各号に掲げる事項（同項第2号に掲げる事項にあつては、電話異性紹介営業利用カードの販売所の名称に限る。）に変更があつたときは、当該電話異性紹介営業利用カードの販売をやめた日又は当該変更があつた日から10日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、販売の中止又は変更に係る事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

（電話異性紹介営業利用カードの自動販売機への収納の制限）

第17条の5 何人も、風俗営業適正化法第2条第1項に規定する風俗営業（同項第5号に規定する営業を除く。）若しくは同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は電話異性紹介営業に係る営業所の屋内（以下「青少年立入禁止場所」という。）以外の場所に設置されている自動販売機に電話異性紹介営業利用カードを収納してはならない。

（電話異性紹介営業に係る広告物の表示の制限等）

第17条の6 風俗営業適正化法に定める場合を除くほか、何人も、電話異性紹介営業につき広告物を表示してはならない。

- 2 風俗営業適正化法に定める場合を除くほか、何人も、電話異性紹介営業の営業所の名称、所在地又は電話番号を記載した文書、図画その他の物品で電話異性紹介営業の宣伝又は広告を目的とするもの（以下「宣伝文書等」という。）を公衆に表示される方法で配置してはならない。
- 3 風俗営業適正化法に定める場合を除くほか、何人も、青少年に宣伝文書等を配布してはならない。
- 4 公安委員会は、前3項の規定のいずれかに違反した者に対して、宣伝文書等の配布の停止又は広告物若しくは宣伝文書等の撤去その他必要な措置を命ずることができる。

（営業の停止）

第17条の7 公安委員会は、電話異性紹介営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が当該電話異性紹介営業に関し、第13条、第15条第1号若しくは第2号又は第17条の3から第17条の5までの規定に違反する行為をしたときは、当該営業を営む者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該電話異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（聴聞の特例）

第17条の8 知事は、第11条第4項の規定により自動販売機等取扱業者に対して、その営業の全部又は一部の停止を命じようとするときは、山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号。以下「手続条例」という。）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 前項の規定により聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 前項の通知を手続条例第15条第3項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回つてはならない。
- 4 第1項の規定による聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（諮問）

第18条 知事は、次に掲げる場合は、あらかじめ、山形県青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第7条第1項、第8条第1項又は第10条第1項の規定による指定をしようとするとき。
- (2) 第8条第2項又は第10条第2項の規定により規則を定めようとするとき。
- (2)の2 第8条第2項第3号の規定による団体の指定又は当該団体の指定の取消しをしようとするとき。
- (3) 第8条の2第3項、第9条、第9条の2第3項、第10条の3第3項、第10条の4第4項又は第11条第3項若しくは第4項の規定による命令をしようとするとき。
- (4) 第16条の規定による取消しをしようとするとき。

- 2 知事は、前項ただし書の規定により山形県青少年健全育成審議会の意見を聴かないで指定、命令又は取消しをしたときは、その旨を山形県青少年健全育成審議会に報告しなければならない。

第3章 山形県青少年健全育成審議会

(設置)

第19条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議させるため、山形県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第20条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第20条の2 委員は、青少年の健全な育成に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることを妨げない。

(専門委員)

第20条の3 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第22条の2 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、しあわせ子育て応援部において処理する。

(会長への委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

第4章 補則

(立入調査等)

第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

- (1) 興行が行われている場所

- (2) 図書類等の販売又は貸付けを業とする者の営業の場所

- (3) 広告物の広告主又はその管理者の営業の場所
 - (4) 図書類等が収納されている自動販売機等の設置場所
 - (5) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業又は事業の場所
 - (6) 遊技営業等の場所
- 2 知事又は公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員又は警察職員に、無店舗型電話異性紹介営業の営業所、電話異性紹介営業利用カードの販売所又は電話異性紹介営業利用カードが収納されている自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。
- 3 前2項の規定による権限の行使は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による権限を行使する職員又は警察職員は、規則又は公安委員会規則で定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第27条 第13条第1項又は第2項の規定に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- (1) 第11条第4項の規定による命令に違反した者
 - (2) 第13条の3の規定に違反した者
- 3 第13条の2又は第15条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
- (1) 第7条第2項、第8条第5項、第10条第4項、第11条第1項、第13条第3項、第14条の2第1項、第17条の3又は第17条の5の規定に違反した者
 - (2) 第9条、第9条の2第3項、第10条の3第3項、第10条の4第4項又は第11条第3項の規定による命令に違反した者
 - (3) 第17条の4第1項の規定に違反して届出書を提出せず、又は同項の届出書に虚偽の記載をして提出した者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
- (1) 第7条第3項、第10条の3第4項、第12条第1項から第3項まで又は第14条第2項の規定に違反した者
 - (2) 第8条の2第3項又は第17条の6第4項の規定による命令に違反した者
 - (3) 第10条の3第1項若しくは第2項若しくは第17条の4第2項の規定に違反して届出書を提出せず、又は第10条の3第1項若しくは第2項若しくは第17条の4第2項の届出書に虚偽の記載をして提出した者
 - (4) 第25条第1項又は第2項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定により資料の提出を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の資料を提出した者
- 6 第13条、第13条の3又は第15条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項から第4項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

第29条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。

附 則

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年12月27日条例第36号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）附則第3条第1項に規定する者が、同項の規定により引き続き同法第2条第1項に規定する貸金業を営むことができる場合においては、その者を改正後の第12条第1項に規定する貸金業者とみなして、同項及び同条第4項の規定（同条第1項の規定に係る罰則を含む。）を適用する。

附 則（平成3年12月20日条例第67号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年12月19日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月22日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年10月15日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業（改正後の第3条第7号に規定するものをいう。以下同じ。）を営んでいる者については、平成9年2月1日（以下「施行日」という。）から同月28日（その日前に改正後の第17条の2第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合にあっては、その提出した日）までの間は、同項及び改正後の第17条の3第1項の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する者が施行日から平成9年2月28日までの間に当該テレホンクラブ等営業について改正後の第17条の2第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合における当該届出書に係るテレホンクラブ等営業については、その提出した日の翌日から（当該営業が改正後の第17条の3第1項の規定によりテレホンクラブ等営業を営んではならないこととされる区域（以下「営業禁止区域」という。）において営まれるときは、その提出した日の翌日から平成11年1月31日までの間）、改正後の第17条の2第1項（当該営業が営業禁止区域において営まれるときは、同項及び改正後の第17条の3第1項）の規定は、適用しない。
- 4 附則第2項に規定する者が施行日から平成9年2月28日までの間に当該テレホンクラブ等営業について改正後の第17条の2第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合における当該届出書に係るテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、同条第2項の規定の適用については、同条第1項の届出書を提出した者とみなす。
- 5 附則第2項に規定する者（営業禁止区域以外の区域においてテレホンクラブ等営業を営む者に限る。）が施行日から平成9年2月28日までの間に当該テレホンクラブ等営業について改正後の第17条の2第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合における当該届出書に係るテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、改正後の第17条の3第2項の規定の適用については、改正後の第17条の2第1項の届出書を提出してテレホンクラブ等営業を営んでいる者とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に自動販売機によりテレホンクラブ等利用カード（改正後の第3条第8号に規定するものをいう。以下同じ。）を販売している者については、施行日から平成9年2月28日（その日前に改正後の第17条の6第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合にあっては、その提出した日）までの間は、同項及び改正後の第17条の7の規定は、適用しない。
- 7 前項に規定する者が施行日から平成9年2月28日までの間に当該自動販売機によるテレホンクラブ等利用カードの販売について改正後の第17条の6第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合における当該届出書に係る自動販売機へのテレホンクラブ等利用カードの収納については、その提出した日の翌日から（当該自動販売機が改正後の第17条の7の規定により自動販売機へのテレホンクラブ等利用カードの収納が禁止されている場所（以下「収納禁止場所」という。）に設置されている自動販売機であるときは、その提出した日の翌日から平成9年4月30日までの間）、同項（収納禁止場所に設置されている自動販売機にテレホンクラブ等利用カードを収納する場合にあっては、同項及び改正後の第17条の7）の規定は、適用しない。
- 8 附則第6項に規定する者が施行日から平成9年2月28日までの間に当該自動販売機によるテレホンク

ラブ等利用カードの販売について改正後の第17条の6第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合における当該届出書に係る自動販売機によるテレホンクラブ等利用カードの販売をしている者は、同条第2項の規定の適用については、同条第1項の届出書を提出した者とみなす。

- 9 この条例の施行の際現に表示されているテレホンクラブ等営業に係る広告物については、施行日から平成9年4月30日までの間は、改正後の第17条の8第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成10年3月24日条例第13号）

- 1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に自動販売機又は自動貸出機により改正後の第9条の2第1項に規定する図書類等を販売し、又は貸し付けている者についての改正後の第10条の3第1項の規定の適用については、同項中「当該自動販売機等により販売又は貸付けを開始しようとする日の10日前までに」とあるのは「平成10年7月31日までに」と、「開始しようとする年月日」とあるのは「開始した年月日」とする。

附 則（平成10年10月16日条例第52号）

この条例中第1条の規定は平成10年11月1日から、第2条の規定は平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第7号抄）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月18日条例第56号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の8第1項の改正規定及び次項の規定は、平成12年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成12年10月1日において山形県青少年保護条例第3条第7号に規定するテレホンクラブ等営業（以下「テレホンクラブ等営業」という。）を営む者が現に掲出し又は表示している改正前の第17条の8第1項ただし書に規定する広告物で、ネオンサイン若しくは明滅する電光により表示されるもの又は改正後の第17条の8第1項ただし書に規定する規則で定める広告物に該当するものについては、同年12月31日までの間は、同項の規定は、適用しない。
- 3 改正後の第17条の9第1項第6号の規定は、テレホンクラブ等営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者がこの条例の施行の日以後に当該テレホンクラブ等営業に関し児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）に規定する罪に当たる違法な行為をした場合について適用する。

附 則（平成12年12月22日条例第89号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月21日条例第60号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
（平成14年規則第9号で、平成14年4月1日から施行）

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の山形県青少年保護条例（以下「旧条例」という。）第17条の2第1項の届出書を提出して旧条例第3条第7号に規定するテレホンクラブ等営業（以下「テレホンクラブ等営業」という。）を営んでいた者で、この条例の施行前にテレホンクラブ等営業を廃止し、又は旧条例第17条の2第1項各号に掲げる事項（同項第2号に掲げる事項にあつては、テレホンクラブ等営業の営業所の名称に限る。）に変更があったものに係る同条第2項の届出書の提出については、なお従前の例による。
- 3 旧条例第17条の3第2項及び第3項並びに第17条の9の規定は、平成13年4月1日において現に旧条例第17条の2第1項の届出書を提出してテレホンクラブ等営業を営んでいた者の当該営業については、なおその効力を有する。この場合において、テレホンクラブ等営業と第1条の規定による改正後の山形県青少年保護条例（以下「新条例」という。）第3条第8号に規定する電話異性紹介営業は同一のものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に電話異性紹介営業利用カード（新条例第3条第9号に規定するものをいう。以下同じ。）を販売している者の当該販売については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から1月を経過する日（その日前に、公安委員会規則で定めるところにより、新条例第17条の4第1項

各号に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出した場合にあっては、その提出した日)までの間は、同項の規定は、適用しない。

- 5 前項に規定する者が施行日から1月を経過する日までの間に同項に規定する電話異性紹介営業利用カードの販売について、公安委員会規則で定めるところにより、新条例第17条の4第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出した場合における当該届出書に係る電話異性紹介営業利用カードの販売については、その提出した日の翌日から、新条例第17条の4第1項の規定は、適用しない。
- 6 附則第4項に規定する者が施行日から1月を経過する日までの間に当該電話異性紹介営業利用カードの販売について、公安委員会規則で定めるところにより、新条例第17条の4第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出した場合における当該届出書に係る電話異性紹介営業利用カードの販売をしている者は、同条第2項の規定の適用については、同条第1項の届出書を提出した者とみなす。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 施行日以後における山形県青少年保護条例の一部を改正する条例(平成8年10月県条例第41号)附則の規定の適用については、これらの規定中「テレホンクラブ等営業」とあるのは「電話異性紹介営業(山形県青少年保護条例第3条第8号に規定するものをいう。)」と、「テレホンクラブ等利用カード」とあるのは「電話異性紹介営業利用カード(山形県青少年保護条例第3条第9号に規定するものをいう。)」とする。

附 則(平成17年7月8日条例第77号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月22日条例第24号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、〔中略〕第4条から第6条までの規定は同年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月16日条例第26号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第111号で平成19年12月19日から施行)

附 則(平成19年12月21日条例第72号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成20年12月19日条例第58号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月24日条例第19号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月19日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日条例第19号)

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

附 則(平成31年3月15日条例第21号)

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月24日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月19日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月18日条例第8号抄)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)附則第2条第3項の規定又は同法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第753条の規定により成年に達したものとみなされる者については、改正後の第3条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和6年7月9日条例第58号)

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (令和7年3月21日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年3月21日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれているときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

4 山形県青少年健全育成審議会運営細則

（趣旨）

第1条 この細則は、山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、山形県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第2条 条例第22条の2第1項の規定に基づき、審議会に有害図書類審査部会を置く。

2 審議会は、前項に掲げる部会のほか、必要に応じてその他の部会を置くことができる。

（部会の職務）

第3条 前条に規定する有害図書類審査部会は、条例第18条の規定によりその権限に属された事項について調査審議する。

（部会の議決）

第4条 前条に規定する事項については、条例第22条の2第6項の規定に基づき、有害図書類審査部会の議決をもって審議会の議決とする。

附 則

この細則は、平成21年5月29日から施行する。

5 山形県子ども・若者支援協議会設置要綱

（目的）

第1条 青少年育成支援に関連する分野の関係機関・団体が連携し、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項で定める社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（以下「支援の対象となる子ども・若者」という。）に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、山形県子ども・若者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）支援の対象となる子ども・若者に関する情報交換及び連絡調整に関する事項
- （2）支援の対象となる子ども・若者に対する関係機関等の連携による支援に関する事項
- （3）協議会が円滑に運営されるための環境整備に関する事項
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（構成）

第3条 協議会は別表に掲げる関係機関等（以下「構成機関」という。）をもって構成する。ただし、必要に応じ新たな団体・機関を加えることができる。

（組織）

第4条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課長をもって充てる。
- 3 協議会は、座長が招集し開催する。また、必要に応じ議題に関連する構成機関のみをもって開催することができる。
- 4 座長は、必要があると認める場合は、構成機関以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。

（調整機関の指定）

第5条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関は、山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課とする。

（経費負担）

第6条 協議会に係る経費については、各構成機関において負担する。

（秘密保持義務）

第7条 協議会の構成機関及び会議に参加した者は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務において知り得た秘密を漏らしてならない。その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

分 野	構 成 機 関
教 育	山形県教育局生涯教育・学習振興課
	山形県教育局義務教育課
	山形県教育局高校教育課
	山形県教育センター
保健福祉・医療	山形県しあわせ子育て応援部しあわせ子育て政策課
	山形県しあわせ子育て応援部子ども家庭福祉課
	山形県健康福祉部健康福祉企画課
	山形県健康福祉部地域福祉推進課
	山形県健康福祉部障がい福祉課
	子ども家庭支援センター「チェリー」
	山形県福祉相談センター中央児童相談所
	山形県精神保健福祉センター「自立センター巣立ち」
	山形県発達障がい者支援センター
	山形県民生委員児童委員協議会
	社会福祉法人山形いのちの電話
雇 用	山形労働局職業安定部職業安定課
	山形県産業労働部雇用・産業人材育成課
	山形県若者就職支援センター
	山形県求職者総合支援センター
	山形地域若者サポートステーション
	置賜若者サポートステーション
	庄内地域若者サポートステーション
矯正・更生保護	山形保護観察所
	仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所
	山形県警察本部生活安全部人身安全少年課
調整機関	山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課
その他支援機関	若者相談支援拠点

6 山形県青少年専門員設置要綱

昭和45年4月1日	施行
昭和49年4月1日	一部改正
昭和61年4月1日	一部改正
平成3年4月1日	一部改正
平成5年4月1日	一部改正
平成11年4月1日	一部改正
平成12年4月1日	一部改正
平成13年4月1日	一部改正
平成14年4月1日	一部改正
平成15年4月1日	一部改正
平成17年4月1日	一部改正
平成21年4月1日	一部改正
平成22年4月1日	一部改正
平成25年4月1日	一部改正
令和2年4月1日	一部改正
令和3年4月1日	一部改正
令和5年4月1日	一部改正

1 目的

近年における青少年行政は、価値観の多様化や生活環境の変化などに対応する総合的な施策が重要視されている。

このような現状をふまえ、総合的な施策を一層充実するため、専門職員を配置して、本県青少年健全育成の進展を図るものである。

2 職名

青少年専門員（以下「専門員」という）という。

3 身分

専門員は、地方公務員法に基づく会計年度任用職員とする。

4 要件

次の各号に掲げる要件を具備する者から専門員を任命する。

- (1) 教育又は青少年の集団育成の経験を有する者
- (2) 青少年の健全育成に理解と関心と意欲を有する者
- (3) 担当区域の事情に精通する者
- (4) 職務を遂行するに足る健全な心身を有する者

5 配置及び担当区域

専門員の配置及び担当区域

配 置	人 数	担 当 区 域
村山総合支庁	2人	当該管内市町村の区域
最上総合支庁	1人	
置賜総合支庁	2人	
庄内総合支庁	2人	

6 職務

専門員は各総合支庁に所属し、次の職務を行うものとする。

- (1) 青少年育成関係者・団体等の指導助言に関すること。
- (2) 青少年育成県民運動の推進に関すること。
- (3) 青少年及び青少年育成に関する相談指導に関すること。
- (4) その他、青少年育成の推進に関すること。

7 職務執行報告

専門員は、その職務執行に関して特筆すべき事項を、多様性・女性若者活躍課長及び当該所属長に報告するものとする。

8 その他

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

7 いじめ防止対策推進法

施行期日 平成25年9月28日

最終改正 令和6年4月1日

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 いじめ防止基本方針等(第十一条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十一条)

第四章 いじめの防止等に関する措置(第二十二条—第二十七条)

第五章 重大事態への対処(第二十八条—第三十三条)

第六章 雑則(第三十四条・第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条** この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2** この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- 3** この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4** この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

- 第三条** いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2** いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3** いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめ

の防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第二条第六号に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。)が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長(以下この条において単に「地方公共団体の長」という。)」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十一条第一項」と読み替えるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第三十一条 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長(以下「認定地方公共団体の長」という。)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人(構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。)が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

第三十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

附 則（平成二六年六月二〇日法律第七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年六月二四日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二〇日法律第四七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月二四日法律第一一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年四月二八日法律第二七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年一二月二〇日法律第八八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第九条及び第十条の規定 令和六年四月一日

8 山形県いじめ防止対策の推進に関する条例

平成26年3月25日山形県条例第56号

山形県いじめ防止対策の推進に関する条例をここに公布する。

山形県いじめ防止対策の推進に関する条例

目次

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 山形県いじめ問題対策連絡協議会(第4条―第9条)

第3章 山形県いじめ問題審議会(第10条―第17条)

第4章 山形県いじめ重大事態再調査委員会(第18条―第26条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条、第14条第1項及び第3項、第30条第2項並びに第31条第2項の規定に基づき、山形県いじめ防止基本方針の策定並びに山形県いじめ問題対策連絡協議会、山形県いじめ問題審議会及び山形県いじめ重大事態再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(山形県いじめ防止基本方針)

第3条 県は、法第12条の規定に基づき、山形県いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

第2章 山形県いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第4条 法第14条第1項の規定に基づき、山形県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(組織)

第5条 連絡協議会は、会長1人及び委員30人以内で組織する。

(会長)

第6条 会長は、知事をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第7条 委員の任期は、関係行政機関の職員である委員を除き、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(招集)

第8条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

第3章 山形県いじめ問題審議会

(設置)

第10条 法第14条第3項の規定に基づき、山形県いじめ問題審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第11条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関すること。

(2) 県立の学校の設置者が調査を行う場合における重大事態に係る事実関係に関すること。

(組織)

第12条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第13条 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第14条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議及び調査の手続の非公開)

第16条 審議会の会議及び調査の手続（県立の学校の設置者が行う重大事態に係る事実関係に関する調査に係る会議及び調査の手続に限る。）は、公開しない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 山形県いじめ重大事態再調査委員会

(設置)

第18条 法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき、山形県いじめ重大事態再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第19条 再調査委員会は、知事が重大事態に係る事実関係に関する調査の結果についての調査を行うに当たり必要な調査を行う。

(組織)

第20条 再調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 再調査委員会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

第21条 委員及び臨時委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

4 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査を終了するまでとする。

(委員長)

第22条 再調査委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 再調査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 再調査委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議及び調査の手続の非公開)

第24条 再調査委員会の会議及び調査の手続は、公開しない。

(庶務)

第25条 再調査委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が再調査委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

9 山形県いじめ防止基本方針

山形県いじめ防止基本方針 【概要版】

最終改定 平成29年11月 山形県

- 人はかけがえのない存在であり、県民一人一人が「いのち」輝く人間として生きていく社会の実現を目指していく必要がある。

学校においては、子どもたちに自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」の自覚を促し、育んでいく「いのち」の教育を大切に進めていく必要がある。

- いじめの問題を考えると、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、子どもを見守る大人が、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

いじめの問題は、心豊かで、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する県民的な課題である。

第1章 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめの問題の対策について、学校・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら、より実効的に進めるため、以下の取組を定める。

- ① 地方公共団体や学校における組織体制の整備
- ② いじめへの組織的な対応
- ③ 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒への対応
- ④ 重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用
- ⑤ 点検・評価と不断の見直し

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「けんかやふざけ合いであっても～」「好意で行った行為でも～」

（いじめの態様）

- ① 冷やかしのやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

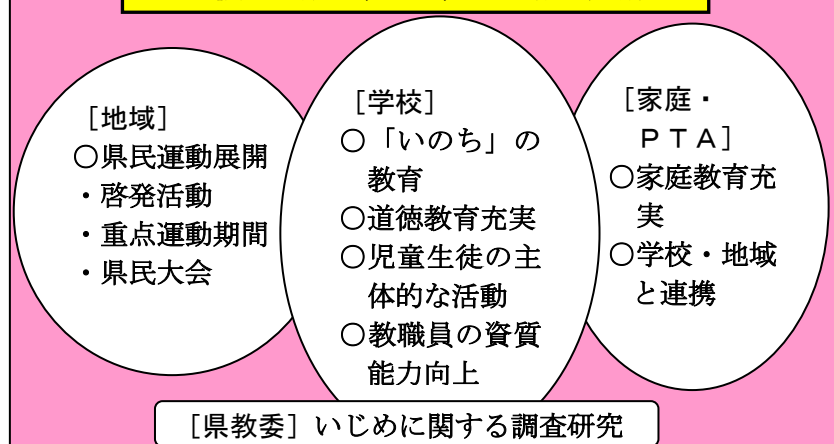
第Ⅱ章 いじめ防止等の基本的施策

未然防止

－学校・家庭(PTA)・地域と連携した取組－

- (1) “いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動” による県民一丸となった運動を展開する。
- (2) 児童生徒の主体的な活動を推進するとともに、児童生徒が互いに信頼し合える集団づくりを行う。
- (3) P T A 組織や保護者同士のネットワークを生かした特色ある取組を推進する。

学校・家庭(PTA)・地域の連携

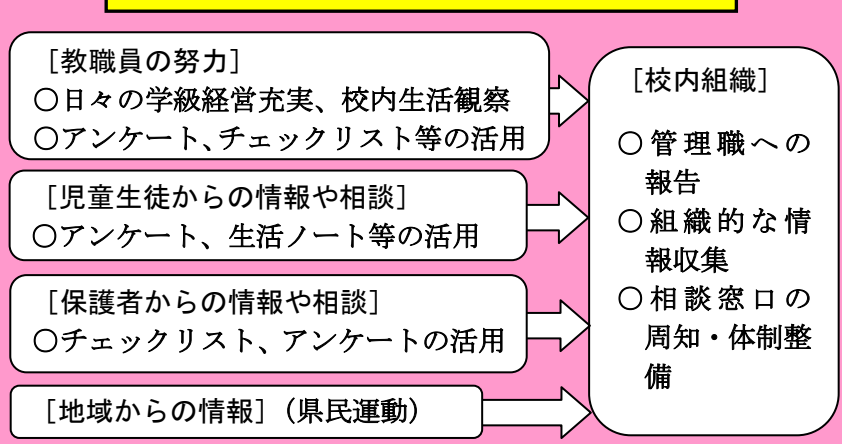


早期発見

－いじめに気づく、見逃さない努力と工夫－

- (1) 良好な人間関係づくりを通じ、いじめを訴えやすい学級経営に努める。
- (2) アンケートや個別面談等により、事実関係を詳しく聴き取り、継続的に注視していく。
- (3) 担任一人で抱え込むことなく、「組織」で対応し、情報を共有しながら、丁寧に見届ける。

早期発見のための具体的な取組

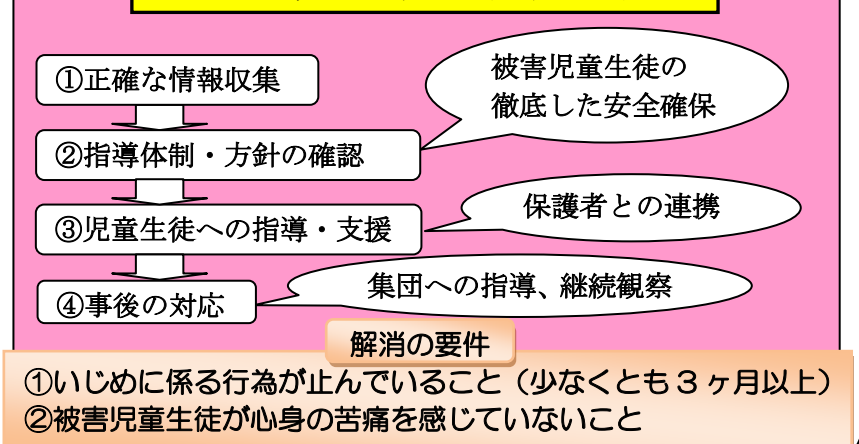


適切な対応

－徹底した組織的対応－

- (1) いじめを認知した場合、躊躇なく報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に対応する。
- (2) 迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3) 校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確認し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

いじめ発生の場合の適切な対応



第Ⅲ章 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒への対応

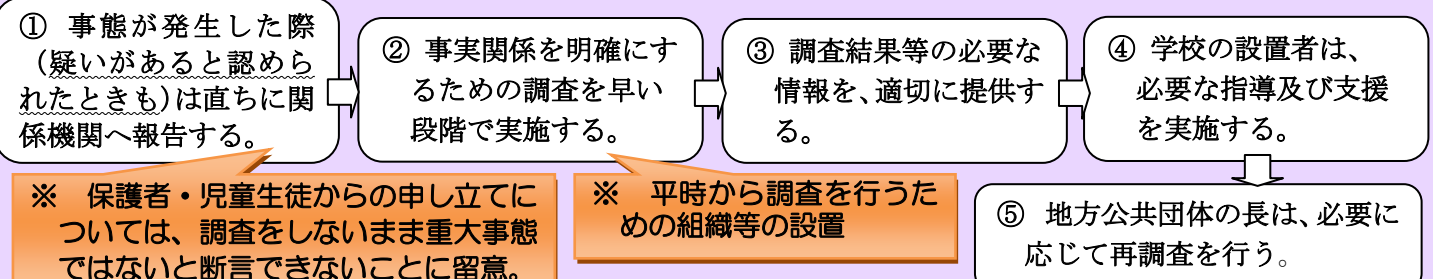
－日常的に、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う－

- 1 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- 2 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
- 3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
- 4 被災児童生徒
※ 東日本大震災、原子力発電所事故により避難

第Ⅳ章 重大事態への対応

基本的な対処の構造

－いじめがあったのではないかと前提で事実に向き合う姿勢－

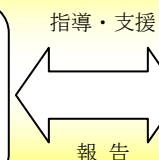


第Ⅴ章 点検・評価と不断の見直し

－いじめ問題に関する取組が機能しているかを点検し、常に見直しを図りながら推進するPDCAサイクルの確立－

点検・評価

〔県教育委員会等が行う点検・評価〕
○いじめの実態に関する調査結果の分析と観察・問題行動等調査・定期調査・事故報告等
○「山形県いじめ問題審議会」による点検・評価



〔学校が行う点検・評価〕
○学校評価・教員評価による点検・評価
・いじめ防止対策に係る取組「点検表」

〔山形県いじめ防止基本方針の見直し〕
○不断の見直しと概ね3年を目途にした総点検の実施

いじめ問題等への組織的対応に係る全体構造

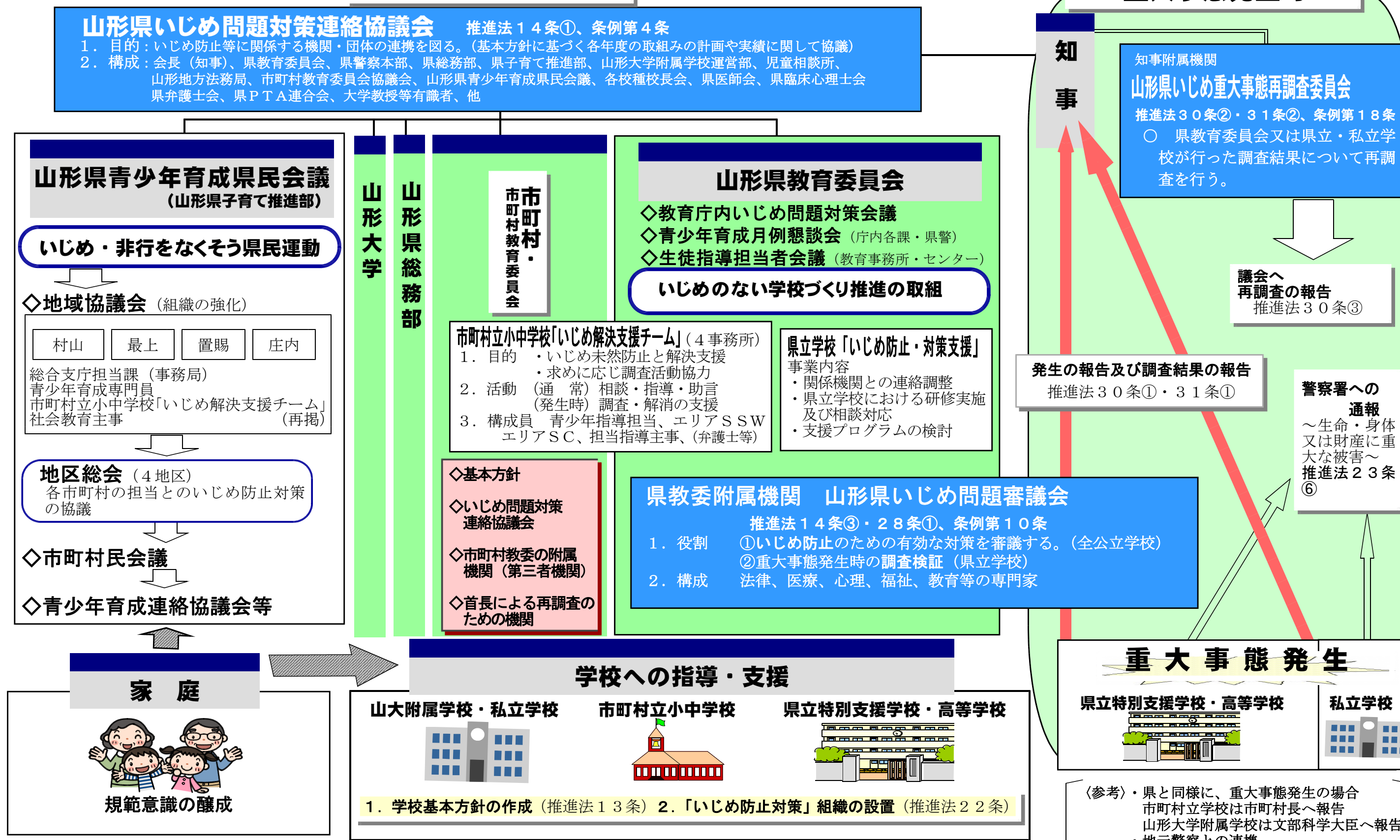
別紙 1

山形県いじめ防止基本方針 推進法 12 条、条例第 3 条 → ◎いじめ防止等に係る対策の基本的な方向性 及び 対策の主な内容

※条例は、目的や附属機関など中核的な部分のみ規定

いじめの防止対策

重大事態発生時



10 令和6年度青少年のための環境づくり懇談会申し合わせ事項

～ スローガン「育てよう 心豊かでたくましい やまがたの青少年」 ～

次代を担う青少年が、豊かな社会性・人間性・創造性に優れ、時代の進展に柔軟に対応できる人間として、たくましく、健やかに育つことは県民すべての願いであります。青少年は、身近な人々や地域社会の様々な環境から強い影響を受けて育つことから、大人が責任で健全育成のための環境づくりを進め、青少年のための地域のサポート役として「点」から「線」に、「線」から「面」にサポートの手を広げていく必要があります。

「青少年のための環境づくり懇談会」では、社会や青少年に身近な各種情報の発信や生活環境の提供にあたり、それぞれが大きな影響を及ぼすことを自覚し、実効性のある自主規制を行い、積極的に申し合わせ事項の達成に努めるとともに、地域の大人として青少年を見守り、声を掛けながら、青少年を取り巻く環境の浄化に向けた取組を進めていきます。

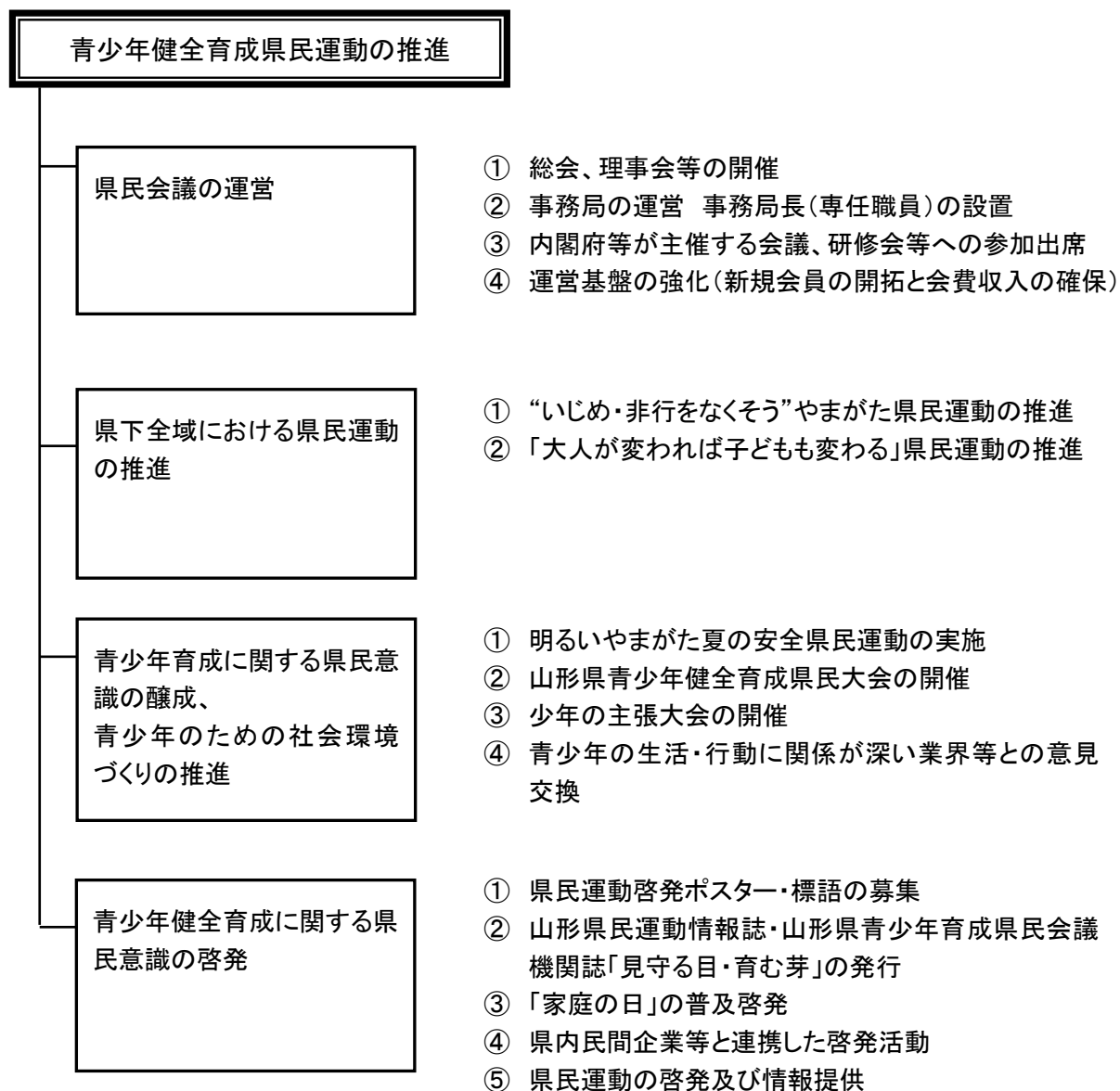
「青少年のための環境づくり懇談会」

関係団体	対象	申し合わせ事項
山形県興行生活衛生同業組合	青少年に有害な映画、興行、看板等に関する表示等	1 18歳未満の者に有害な映画、興行等を観覧させないため「18歳未満の入場お断り」の表示を行う。 2 R15+指定映画には「15才以上がご覧になれます」の表示を行うとともに、PG12指定映画については、保護者同伴を確認する。 3 成人映画（ポルノ）の看板掲示を自粛する。 4 深夜興行時には、青少年を入場させず、不良行為少年のたまり場とならないようにする。
山形県書店商業組合	青少年に有害な図書類の販売、万引き防止等	1 有害図書類を18歳未満の者に販売したり、閲覧等をさせない。 2 有害図書類及び個別指定に該当すると思われるものは、確実に成人向けコーナーに陳列する。 3 店員等の死角とならない陳列方法をとるなど、万引き非行を誘発しない環境づくりに努める。 4 18歳未満の者から古物を買受ける時は、保護者の承諾を確認する。 5 良書類を推奨する。
東北地区マスコミ倫理懇談会 (山形県加盟社)	青少年の健全育成に資する情報の提供等	1 業界による規制基準等を遵守する。 2 良い番組の制作、普及に努める。
山形県小売酒販組合連合会 山形県たばこ販売協同組合 日本たばこ産業株式会社山形支店 東日本旅客鉄道株式会社山形支店	20歳未満の者の飲酒・喫煙の防止等	1 酒類、たばこを20歳未満の者に販売しない。 ※ たばこの自動販売機は、成人識別機能付き自動販売機を導入したため、ICカード「タスポ」を使用しないと購入出来ません。 2 20歳未満の者の喫煙、飲酒を防止するため、年齢の確認その他必要な措置を講ずる。 3 たばこの自動販売機の管理を徹底する。（ステッカー貼付・点検） 4 JR駅敷地内での20歳未満の者の喫煙、飲酒を防止する。
日本塗料商業組合山形県支部 山形県自転車軽自動車商協同組合	シンナー等販売時の確認措置等	1 18歳未満の者がシンナー等有機溶剤を買に来たときは、使用の用途を確かめるほか、頻繁に購入するなど乱用するおそれのある者には販売しない。 2 自転車防犯登録の普及に努める。 3 自転車のTSマークの普及促進に努める。 4 自転車損害賠償責任保険等の加入促進に努める。
株式会社ドコモCS東北山形支店 ソフトバンク株式会社 KDDI株式会社東北総支社	フィルタリング機能利用の推進	1 18歳未満が使用する携帯電話、スマートフォン等販売時及び契約内容変更手続き時においてフィルタリング契約を徹底する。 2 携帯電話、スマートフォン等を安全に利用するためのルールについて啓発に努める。

関 係 団 体	対 象	申し合わせ事項
山形県遊技業協同組合 山形県遊技業防犯協力会	青少年の非 行防止及び 福祉を害す る行為の予 防等	1 18 歳未満の者を立ち入らせず、その旨を表示する。 2 年齢を確認する。 3 店舗周辺の駐車場の巡回を強化する。
山形県料理飲食業生活衛生同業組合 山形県社交飲食業生活衛生同業組合		1 18 歳未満の者を客として立ち入らせず、又接待業務に従事させてはならない。 2 18 歳未満の者を雇用しないように努める。 3 20 歳未満の者に飲酒、喫煙をさせない。
山形県喫茶飲食生活衛生同業組合		1 20 歳未満の者に飲酒、喫煙をさせない。 2 不良行為少年のたまり場にならないように注意する。 3 午後 9 時以降 18 歳未満の者を立ち入らせない。
山形県レジャーホテル協会		1 18 歳未満の者を立ち入らせない。 2 20 歳未満の者が利用しようとしたときは断る。 3 不審な利用者については、関係機関へ連絡する。 4 薬物乱用者を発見したときは警察に通報する。
日本アミューズメント産業協会山形県本部		1 18 歳未満の者は午後 10 時、16 歳未満の者は午後 7 時以降立ち入らせない。（ただし、保護者同伴の場合は午後 10 時まで立ち入り可） 2 不良行為少年のたまり場にならないようにする。 3 20 歳未満の者に飲酒、喫煙をさせない。
山形県 e スポーツ協会		1 18 歳未満の者に対するゲーム依存及びネットモラル等に関する適切な指導に努める。
山形県理容生活衛生同業組合 山形県美容業生活衛生同業組合	青少年の髪型等	1 中学生、高校生には、生徒らしくない髪型をしないようにする。
山形県カラオケスタジオ協会	青少年の非 行防止等	1 20 歳未満の者が飲酒、喫煙をしないように定期的に巡回を行う。 2 18 歳未満の者は午後 10 時、16 歳未満の者は午後 6 時以降立ち入らせないようにし、営業室内の状況を外部から把握できるように開口部（窓）と室内の明るさを確保するとともに室内の開口部（窓）をふさぐなど、見通しを妨げることを禁止し、健全な娯楽施設としての営業に努め、業界による「自主規制基準」を順守する。 3 店内での不健全性的行為はさせない。見逃さない。
山形県コンビニエンスストア等防犯対策協議会	20 歳未満の者の飲酒・喫煙の防止及び有害図書類の販売時の措置等	1 万引き防止及び環境浄化活動を進める。 2 酒類、たばこを 20 歳未満の者に販売しない。 3 有害図書類を 18 歳未満の者に販売したり、閲覧等させない。 4 有害図書類及び個別指定に該当すると思われるものは、確実に、成人向けコーナーに陳列し、容易に青少年の目に触れない措置を講ずる。 5 20 歳未満の者の喫煙、飲酒等を防止するため、年齢確認その他必要な措置をとる。 6 18 歳未満の者が深夜時間帯（午後 11 時から午前 4 時まで）に来店した時は、特別な事情がない限り帰宅を促す。
山形県インターネット防犯連絡協議会	サイバー犯罪の防止等	1 コンピュータ・システムの安全対策を推進する。 2 サイバー犯罪の被害、拡大防止、違法情報及び有害情報の排除に努める。

11 山形県青少年育成県民会議の取組み

1 令和6年度事業体系



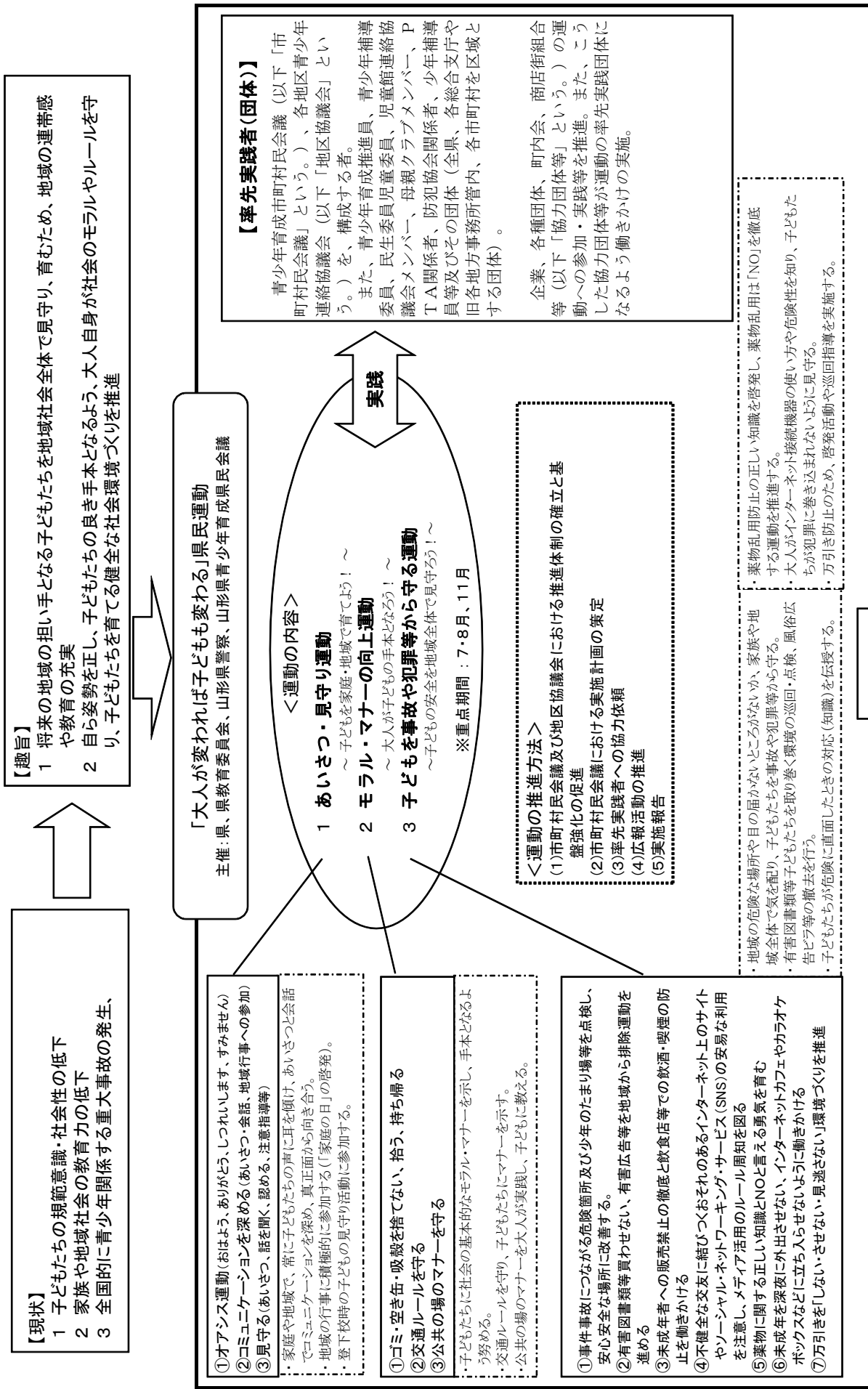
2 会員の推移

<単位： 人・団体>

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
特別会員	8	8	8	8	7	7
賛助会員	105	102	97	97	95	94
団体会員	144	140	136	136	131	127
個人会員	1,188	1,181	1,139	1,139	1,083	1,041
合計	1,445	1,431	1,380	1,351	1,316	1,269

※各年度、年度末（3月31日）現在

12 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動について



子どもたちを育てる健全な社会づくり

令和 6 年度

「大人が変われば子どもも変わる」県民運動

実 施 要 綱

◎ 実施期間等

令和 6 年 4 月 1 日(月)～令和 7 年 3 月 3 1 日(月)

重点期間～ 7・8 月、1 1 月

◎ スローガン

「大人が変われば子どもも変わる」

◎ 主 催

山形県・山形県教育委員会・山形県警察

山形県青少年育成県民会議

◎ 共 催

【行政機関】 ○各市町村 ○各市町村教育委員会	【学校関係】 ○山形県連合小学校長会 ○山形県中学校長会 ○山形県高等学校長会 ○山形県私立中学高等学校協会 ○山形県特別支援学校長会 ○（公社）山形県私立幼稚園・認定こども園協会 ○山形県保育協議会 ○山形県社会教育連絡協議会 ○山形県 P T A 連合会 ○山形県高等学校 P T A 連合会 ○山形県私立中学高等学校 P T A 連合会 ○山形県特別支援学校 P T A 連合会
--	---

【青少年健全育成関係】 ○各青少年育成市町村民会議 ○各市町村青少年育成推進員連絡協議会 ○各地区青少年育成連絡協議会 ○山形県青少年補導連絡協議会 ○山形県青少年育成アドバイザー協議会 ○山形県子ども会育成連合会 ○（特非）みらい子育てネット山形 ○山形県児童館等連絡協議会 ○（公社）山形県防犯協会連合会 ○山形県少年補導員連絡会 ○国際ソロプチミスト山形 ○ボーイスカウト山形県連盟 ○ガールスカウト山形県連盟 ○山形県スポーツ少年団	【関係団体等】 ○山形県交通安全母の会連合会 ○（福）山形県社会福祉協議会 ○各市町村社会福祉協議会 ○山形県民生委員児童委員協議会 ○山形県婦人連盟 ○（一社）山形県老人クラブ連合会 ○山形県警友会連合会 ○（一社）山形県安全運転管理者協会 ○山形県高速道路交通安全協議会 ○山形県高速道路等防犯連絡会 ○山形県保護司会連合会 ○山形県B B S連盟 ○山形県更生保護女性連盟 ○ライオンズクラブ国際協会332－E地区 ○山形県金融機関防犯対策協議会 ○山形経済同友会 ○山形県商工会議所連合会 ○山形県商工会連合会 ○山形県小売酒販組合連合会 ○山形県たばこ販売協議会 ○山形県書店商業組合 ○山形県中小企業団体中央会 ○山形県工業会 ○（一社）山形県経営者協会 ○（公社）日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会 ○（一財）山形県交通安全協会 ○（一社）山形県eスポーツ協会
---	--

第 1 趣 旨

本県の次代を担う子どもたちの心身ともに健やかで人間性豊かな成長は、県民みんなの願いであり、社会全体で見守り育む責務があります。

「子どもは社会を映す鏡」と言われるように、青少年の問題は、大人社会の問題を反映しているものであり、子どもたちは身近な人々や地域社会の様々な環境から強く影響を受けて育っています。子どもたちが事件や事故に関わり、犯罪の加害者や被害者となることのないよう、大人が子どもたちの目線に立って、健全な環境をつくることが大切であり、家庭教育の充実を推進するとともに、子どもたちを地域社会全体で見守り育むため、地域住民同士の連携による教育力の充実などが必要となります。

こうした課題に対処するには、県民全員の息の長い取組みと、親として、大人として、地域社会の一員として自ら姿勢を正し、子どもたちの目にどのように映り、その心の成長にどのような影響を与えているかを考え、良き手本となるよう、大人自身が社会のモラルやルールを守り、子どもたちを育てる健全な社会環境づくりを推進することが大切であるため、令和6年度においても、県や市町村、関係機関・団体はもとより、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし、一体となって「大人が変われば子どもも変わる」県民運動をより一層強力に実践していきます。

第 2 運動の推進方法等

1 推進体制の確立

各地区青少年育成連絡協議会、各青少年育成市町村民会議等（以下、「推進機関」という。）は、総合支庁、市町村、教育関係機関、警察署、青少年育成関係団体との連携のもと、運動推進のための会議（市町村民会議をベースに率先実践者や協力団体等を加えたもの）を早期に開催し、概ね次の内容の確認・決定を行うなど地域における「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進体制を確立します。

【率先実践者（団体）】

各青少年育成市町村民会議等（以下、「市町村民会議」という。）、各地区青少年育成連絡協議会（以下、「地区協議会」という。）を構成する者。また、青少年育成推進員、青少年補導委員、民生委員・児童委員、児童館等連絡協議会メンバー、母親クラブメンバー、PTA関係者、防犯協会関係者、少年補導員等及びその団体（全県、総合支庁、市町村を区域とする団体）。

- (1) 運動の内容の確認（本要綱第3の1（1）～（3）の運動）
- (2) 率先実践者と、協力団体の確認と推進責任者の選任
- (3) 率先実践者のうち学校区単位での活動が困難な団体等の活動方法・内容の確認
- (4) 管内全域における、率先実践者の日常活動の確認及びグループ活動の内容・日時・場所等の設定、グループの組織化と実施責任者の選任・進め方
- (5) 学校区における、率先実践者の日常活動の確認及びグループ活動の内容・日時・場所等の設定、グループの組織化と実施責任者の選任・進め方（運動展開に伴い、地域で、内容、方法等の議論を深め、また子どもと話し合いの場を設ける。）
- (6) 率先実践者となる関係団体等の構成員に対して、当該団体等と連携した個人による日常活動の取組みとグループ活動への参加要請の徹底
- (7) 率先実践者とその関係団体又は協力団体等における独自の取組みの推奨
- (8) 率先実践者以外の方々（各世帯）及び企業、各種団体等への周知・参加要請
- (9) 一斉活動日の設定、他の健全育成活動との連動、日常活動以外の活動の全体スケジュールの策定
- (10) 運動の普及状況と効果等の確認・評価・見直しの時期等の設定

- (11) 令和5年度までの運動の評価と反省（運動推進体制、運動の手法、実施効果等の点検）

なお、地区協議会は、地区全体の運動がより効果的になされるよう、市町村民会議の協力を得ながら、上記の確認・決定事項のうち地区一斉活動、有害環境の点検、全体スケジュールの調整等を重点的に行います。

2 実施計画の策定

推進機関は、本運動の率先実践者、推進責任者を定めて、それぞれの地域または組織の実情に即した具体的な実施計画を早期に策定し、本運動の推進を図ります。

3 広報活動の推進

推進機関は、広報活動を進めるにあたり、効果的な広報媒体を活用し、本運動の趣旨、内容等を広く県民に周知するとともに、運動への参加・実践を呼びかけます。

第3 主要事業

7・8月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、「“明るいやまがた、夏の安全県民運動」、11月の「秋のこどもまんなか月間」、学校の休業期間における健全育成活動等との連動等により運動の盛り上がりを図られるようにします。

推進機関はそれぞれ市町村全域、総合支庁管内全域で調整を図り、組織的な一斉活動日設ける等、本運動ができるだけ地域の人々の目にとまり、地域住民の意識啓発につながるようにします。

既に類似の活動に取り組んでいる地域においては、本運動にそれぞれの活動も包み込んで位置付け、より大きな運動の輪となるように取り組みます。

1 運動の内容

県内各地域で青少年健全育成活動に取り組んでいる率先実践者が、小学校区及び中学校区（以下、「学校区」という。）を基本として、下記（1）～（3）の運動を率先して実践するとともに地区住民にも参加を呼びかけ、県民一人ひとりに運動の輪を広げていきます。

また、企業、各種団体、町内会（自治会）、商店街組合等の協力団体へ運動への参加・実践等を推進し、こうした協力団体等が運動の率先実践団体になるよう働きかけていきます。

（1）あいさつ・見守り運動 ～子どもを家庭・地域で育てよう！～

- ① オアシス運動（おはよう、ありがとう、しつれいします、すみません）を行う
- ② コミュニケーションを深める（あいさつ・会話をする、地域行事に参加する等）
- ③ 見守る（表情や態度に気を配る、認める、ほめる、励ます、注意指導する等）

【実践例】

- ・ 一人ひとりが日常生活の中で実践します。
- ・ 毎月第3日曜日の「家庭の日」には、家族とのコミュニケーションの時間を増やし、積極的に家族のふれあいの機会を作ります。また、地域の行事には、家族そろって参加するよう呼びかけ、地域の人々と子どもたちとのコミュニケーションを推進します。
- ・ 家庭や地域で、常に子どもたちの声に耳を傾け、あいさつと会話でコミュニケーションを深め、真正面から向き合います。
- ・ 子どもの表情や態度に気を配り、登下校時の子どもの見守り活動、あいさつ運動に参加します。概ね学校区単位で、青少年育成推進員やPTA関係者等の率先実践者を中心に、通学路や子どもたちが集まりやすい場所（たまり場）等で行います。

(2) モラル・マナーの向上運動 ～ 大人が子どもの手本となろう！ ～

- ① ごみ・空き缶・吸殻を捨てない、拾う、持ち帰る
- ② 交通ルール・マナーを守る（交通安全ありがとう運動の実践、歩行者に優しい運転、自転車の乗り方、駐輪場の利用の仕方、信号等の指示に従う等）
- ③ 公共の場のマナーを守る（高齢者・障がい者等に席を譲る、スマートフォン・携帯電話利用のマナー、身だしなみ等）

【実践例】

- ・ 一人ひとりが日常生活の中で実践します。
- ・ 学校等を中心にマナーアップ運動を展開します。
- ・ 親として、大人として、地域社会の一員として、子どもたちに社会の基本的なモラル・公共の場のマナーを示し、子どもたちの手本となるよう努めます。
- ・ 交通ルールの遵守と、歩行者は車に横断の意思表示をしっかりと行うなどの正しい交通マナーを子どもたちに示します。
- ・ 概ね学校区単位で、青少年育成推進員やPTA関係者等の率先実践者を中心としたグループが実践し、併せて街頭などでチラシの配布等の啓発活動を行います。

(3) 子どもを事故や犯罪等から守る運動 ～子どもの安全を地域全体で見守ろう！～

- ① 地域の公園・広場・通学路等、事故につながる危険箇所や青少年※のたまり場となりうる場所等を点検し、安心・安全な場所に改善する〔緊急避難場所（こども110番連絡所）の設置〕
- ② 子どもたちに悪影響を与える有害図書類等（成人向け図書・DVD 等）を買わせない、有害広告等（風俗広告ビラ等）を地域から排除する運動を進める
- ③ 酒類・タバコの20歳未満の者への販売禁止の徹底と飲食店等での飲酒・喫煙の防止を働きかける
- ④ 不健全な交友に結びつくおそれのあるインターネット上のサイトや、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)、オンラインゲームの安易な利用を注意し、メディア活用のルール周知を図る
- ⑤ 違法薬物に関する正しい知識と、「NO」と言える勇気を育むための啓発活動を進める
- ⑥ 青少年を深夜（午後11時から午前4時）に外出させない、インターネットカフェやカラオケボックス等に立ち入らせないように働きかける
- ⑦ 万引きを「しない・させない・見逃さない」環境づくりを推進する

※青少年：18歳未満の者

【実践例】

- ・ 地域に危険な場所や目の届かないところ等がないか、いつも家庭や地域社会で気を配るとともに、不審者情報や子どもへの声かけ事案を瞬時に受信できる「やまがた110ネットワーク」への登録等により危機管理意識を高め、子どもたちを事故や犯罪等から守ります。
- ・ 市町村民会議の計画のもと概ね学校区単位で、青少年育成推進員等の率先実践者等を中心としたグループにより、図書類取扱店（書店、コンビニ、レンタルビデオ店等）を巡回し、有害図書類の陳列、販売状況の点検や青少年に好ましくない張り紙（風俗広告

- ビラ等)の撤去を行います。巡回は、総合支庁や警察等関係機関と連携して実施します。
(撤去を行う場合、市町村民会議は、予め総合支庁青少年行政主管課に相談します。)
- ・ 子どもたちが危険に直面したとき、すみやかに行動できるよう必要な知識を教えます。
 “イカのおすし” (「知らない人についていかない」「他人の車にのらない」「おお声で叫ぶ」「すぐに逃げる」「何かあったらすぐしらせる」) 及び、緊急避難場所 (子ども110番連絡所) を周知します。
 - ・ 薬物乱用防止の正しい知識を啓発し、薬物乱用防止の運動を推進します。
 - ・ 大人もスマートフォンやパソコン等のインターネット接続機器の使い方とその危険性やフィルタリングの必要性を知り、子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう見守るとともに、子どもたち自身が危険を回避できる力を育てます。
 - ・ 店舗等での啓発活動を実施し、子どもの万引きの未然防止に努めます。

2 留意事項

- (1) 活動中、不慮の事故等にあわないよう細心の注意を払ってください。グループでの活動は、各自の体力のレベル等に配慮するなど決して無理をしないでください。
- (2) 地域の子どもや保護者等から有害環境や危険箇所についての相談があった場合は、関係機関に通報してください。
- (3) 運動は、大人の方々の地域活動として行われるものです。第3の1(3)の運動については関係業者や県民の任意の協力のもとに行うもので、法令に基づく立入調査とは違い、特別な権限を与えられたものではありません。

3 実施計画の策定

- (1) 市町村民会議は、実施計画を策定して本運動を推進するものとし、別紙実施計画書を作成して、令和6年6月21日(金)まで地区協議会に提出します。
- (2) 地区協議会は、広域的な活動に関わる具体的な実施計画を集約・策定して本運動を推進するものとし、別紙実施計画書を作成して市町村民会議の実施計画書とともに令和6年6月28日(金)まで山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課に提出します。

4 率先実践者への協力依頼

市町村民会議は、児童福祉行政関係機関または部局、学校・PTA、所管警察署と連携して、率先実践者及びその団体等に対して、実施計画に基づく具体的な実践活動への協力を依頼します。

5 実施報告書の作成

- (1) 市町村民会議は、運動の実施結果について、別紙実施報告書を作成し、令和7年4月末まで地区協議会に提出します。
- (2) 地区協議会は、運動の実施結果について別紙実施報告書を作成し、市町村民会議の実施報告書とともに、令和7年5月末まで山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課に提出します。

別紙

令和6年度「大人が変われば子どもも変わる」県民運動実施計画（報告）書

団体名_____

活動の名称	実施場所	実施日時	主催者(団体) 及び参加者数	実 施 内 容	備 考

※今後の運動展開の参考に資するため、意見、感想を記入願います。(実施報告時)

13 令和6年度“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の展開について

令和6年4月
しあわせ子育て応援部・教育局



(シンボルマーク)

運動の基本方針

- 学校、家庭、地域が連携し、みんなでいじめ・非行を許さない社会づくりを進めていこう。
- いじめを受けて悩んでいる子どもたちが相談しやすい環境をつくっていこう。

地域（地域の健全育成組織）

山形県青少年育成県民会議（県庁内）

- 県民運動展開の総括
 - ・いじめ・非行防止標語募集・周知の総括
 - ・高校生徒会等によるスローガン・ポスター募集の総括
- 地区協議会・市町村民会議等に対する財政支援

各地区青少年育成連絡協議会（4総合支庁内）

- 各ブロックにおける県民運動展開の総括
 - ・各ブロックにおける標語募集の周知・選抜
 - ・各ブロックにおける推進会議・対話会等の開催
- 市町村民会議等に対する財政支援

各青少年育成市町村民会議等（各市町村内）

- 各市町村における県民運動展開の総括
- 学校への標語の募集周知・選抜等
- 地域の実情に合わせた独自事業の展開

県民運動の展開推進・支援 （しあわせ子育て応援部・県青少年育成県民会議）

- 1 県民運動の展開・推進（主管：県青少年育成県民会議）
 - (1) 地域における運動展開の支援
 - (2) 標語の募集・周知
 - (3) スローガン、ポスターデザインの募集・周知
 - (4) 地域の大人と協働したいじめ・非行防止の取組みの推進
 - (5) いじめ・非行防止セミナーの開催
 - ・青少年健全育成県民大会で、地域における青少年育成活動実践者に対するセミナー（事例発表、講演）を開催
 - (6) インターネット利用に関する研修会の開催
 - ・県民運動実践者の大人等を対象に、インターネットやSNSのリテラシー向上のための研修会を開催
 - (7) 各種広報媒体・グッズによる啓発活動等
 - ・県民運動情報誌「見守る目・育む芽」による広報
 - ・啓発グッズの作成及び活用。県内民間企業・団体と連携した啓発活動
 - (8) 運動・啓発強化期間の取りまとめと周知
 - ・各市町村の活動を取りまとめ、プレスリリースや広報を実施

- 2 「山形県いじめ防止基本方針」における諸施策との連携
 - ・未然防止・早期発見・適切な対応の3本柱のうち、県民運動を「未然防止」のための施策として位置づけ、効果的に推進

いじめ・非行を許さない社会・学校生活

地域と学校が連携した運動の推進（県民運動）

小・中学校・特別支援学校の児童生徒を対象とする取組み

- いじめ・非行防止標語の募集・周知
 - ・県内の全小中・特別支援学校から標語を募集
 - ・優秀標語を選定
 - ・優秀標語をポスターに掲載
 - ・山形県青少年健全育成県民大会における表彰
 - ・県民運動情報誌への掲載
- 「児童・生徒と地域の大人の対話会」の開催
 - ・県内4地域ごとに対話会を開催
 - ・県全域的に児童生徒と大人の協働によるいじめ防止対策を推進



高等学校の生徒を対象とする取組み

- いじめ・非行防止スローガンやいじめ防止ポスターデザインの作成・募集
 - ・生徒会等を中心としたスローガン作成
 - ・県内の高校生からポスターデザイン募集
 - ・HPへの掲載、その他各種媒体での活用
- 「児童・生徒と地域の大人の対話会」の開催
 - ・県内4地域ごとに対話会を開催
 - ・県全域的に児童生徒と大人の協働によるいじめ防止対策を推進



地域における運動の展開

- 地域の実情に応じた取組みの展開
 - ・学校・商店等を訪問した啓発活動
 - ・地域行事への子どもたちの参加
 - ・いじめ・非行防止に向けた懇談会、研修会の開催

etc・・・



知事部局と教育局の連携による体制整備

【知事部局】多様性・女性若者活躍課
高等教育政策・学事文書課

【教育局】教育政策課、義務教育課
特別支援教育課、高校教育課、
生涯教育・学習振興課、
学校体育保健課

学校（県内の小・中・高等学校等の取組み）

<校内の取組み>

- 1 早期発見のために
 - ・県独自アンケートと面談の実施
 - ・「24時間子供SOSダイヤル」等、各種相談機関の周知
- 2 児童会、生徒会が主体的に行う取組みの充実
- 3 情報モラル教育の推進
 - ・1人1台端末の管理を含めたアカウント利用についての指導
- 4 教職員等の資質向上 など



未然防止、早期発見・早期対応、適切な対応

<保護者の取組み>

- 1 講習会等への積極的な参加、家庭でのルールづくり
 - ・PTA等と連携した「研修」「実態調査」等への参画
 - ・ICT機器の使い方について家庭で話し合い、ルールをつくる
- 2 子どもへの働きかけ、声かけ運動の展開
- 3 いじめへの理解、関心を高める など

いじめ防止等に向けた取組み（教育局）

- 1 未然防止のための取組み
 - (1) いじめ・不登校未然防止推進事業
 - ア いじめ・不登校防止連絡協議会
 - （4教育事務所単位 年2回実施）
 - イ 県不登校未然防止連絡協議会（全県で年3回開催）
 - ウ 「居場所づくり」「絆づくり」の取組みの普及
 - (2) いじめ解決支援チームの派遣による支援
 - （4教育事務所）
 - ・青少年指導担当・エリアSSWによる未然防止
 - ・重大事態への対応
 - (3) 「いじめ防止対策支援プログラム」の普及と活用
 - （県教育センター）
 - (4) 県PTA連合会との連携（講習会等の実施）
- 2 いじめの実態把握・分析
 - 定期調査（年3回）・問題行動等調査（年度末）
 - ・いじめの認知状況、解消状況、発見のきっかけ、態様の把握等
 - いじめ発見調査アンケートと面談の実施（6・11月）
 - ・チェックリストや保護者アンケート等を活用した積極的ないじめの認知等
- 3 施策の評価・点検、関係機関との連携
 - (1) 山形県いじめ問題審議会
 - ・いじめの実態に関する考察と施策の効果検証
 - (2) 山形県いじめ問題対策連絡協議会
 - ・効果的な施策の実施に向けた関係機関等の連携強化

令和 6 年度

“いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動

実 施 要 綱

◎ 実施期間等

令和 6 年 4 月 1 日(月)～令和 7 年 3 月 3 1 日(月)

重点期間～ 7 ・ 8 月、 1 1 月

◎ 運動の基本方針

- ・ 学校、家庭、地域が連携し、みんなでいじめ・非行を許さない社会づくりを進めていこう。
- ・ いじめを受けて悩んでいる子どもたちが相談しやすい環境をつくっていこう。

◎ 主 催

山形県・山形県教育委員会・山形県警察

各市町村・各市町村教育委員会

山形県青少年育成県民会議

◎ 主 管

山形県青少年育成県民会議

◎ 共催・協賛呼び掛け団体

【学校関係】 ☐ 山形県市町村教育委員会協議会 ☐ 山形県連合小学校長会 ☐ 山形県中学校長会 ☐ 山形県特別支援学校長会 ☐ 山形県高等学校長会 ☐ 山形県私立中学高等学校協会 ☐ (一社) 山形県専修学校各種学校協会 ☐ (公社) 山形県私立幼稚園・認定こども園協会 ☐ 山形県PTA連合会 ☐ 山形県高等学校PTA連合会 ☐ 山形県私立中学高等学校PTA連合会 ☐ 山形県特別支援学校PTA連合会	【青少年健全育成関係】 ☐ 各青少年育成市町村民会議 ☐ 各地区青少年育成連絡協議会 ☐ 山形県青少年育成アドバイザー協議会 ☐ 山形県子ども会育成連合会 ☐ ガールスカウト山形県連盟 ☐ 山形県少年補導員連絡会 ☐ (公社) 山形県防犯協会連合会 ☐ 山形県保護司会連合会 ☐ 国際ソロプチミスト山形
【関係団体等】 ☐ (福) 山形県社会福祉協議会 ☐ 山形県民生委員児童委員協議会 ☐ (一社) 山形県老人クラブ連合会 ☐ 山形経済同友会 ☐ 山形県商工会議所連合会 ☐ (公社) 日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会 ☐ (一社) 山形県経営者協会	☐ (株) 山形新聞社 ☐ 山形放送(株) ☐ (株) 山形テレビ ☐ (株) テレビユー山形 ☐ (株) さくらんぼテレビジョン ☐ (株) エフエム山形 ☐ (株) 荘内日報社 ☐ (株) ダイバーシティメディア ☐ NCV(株) ニューメディア ☐ 鶴岡市ケーブルテレビジョン

第1 目 的

いじめ・非行は、山形県の次代を担う青少年の健全な育成を妨げるものであり、その防止・根絶に向けては、学校のみならず、地域・家庭が連携して「いじめ・非行を許さない・見逃さない」ことを徹底していく必要がある。

また、デジタル機器の普及によるインターネットを介したいじめや犯罪被害の発生、薬物乱用やいわゆる「闇バイト」等新たな問題への対応も求められている。

このため、県、教育機関、警察及び青少年健全育成団体などが一体となり、“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動を展開することにより、子どもたちが率先して運動に取り組むとともに、その取組みを大人も共有・共感し、具体的な行動を取ることにつなげていく。

さらに、これまでの取組みを踏まえ、本運動に対する県民の理解を深めるとともに、地域の機運を高め、より一層の運動推進を図っていく。

第2 運動の推進方法等

1 推進体制の確立

各地区青少年育成連絡協議会、各青少年育成市町村民会議等（以下、「推進機関」という。）は、総合支庁、市町村、教育関係機関、警察署、青少年育成関係団体との連携のもと、運動推進のための会議を早期に開催し、地域における“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の推進体制を確立する。

山形県青少年育成県民会議（以下、「県民会議」という。）は、それら関係機関・団体に対し、取組みの基本的な方向性を示し、密接に連携・協力を行い、県全体の推進体制を確立する。

2 実施計画の策定

推進機関は、本運動の推進責任者を定めて、それぞれの地域または組織の実情に即した具体的な実施計画を早期に策定し、本運動の推進を図る。

3 広報活動の推進

推進機関・団体は、広報活動を進めるにあたり、効果的な広報媒体を活用し、本運動の趣旨、内容等を広く県民に周知するとともに、運動への参加・実践を呼びかける。

第3 主要事業

7月・8月（青少年の非行・被害防止全国強調月間、“明るいやまがた、夏の安全県民運動と連携）及び11月（秋のこどもまんなか月間と連携）を“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動重点期間と定め、各地区青少年育成連絡協議会（以下、「地区協議会」という。）の主導のもと、全ての市町村において、いじめ・非行をなくすための環境づくり、街頭運動、啓発活動など地域の実情に応じた運動を展開する。

また、同期間を啓発重点期間とし、市町村の取組みや活動状況について、様々な広報媒体を活用し、強力にPRする。

1 県民運動の展開

（1）小中学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とする運動の展開

- ① 県民会議及び県教育委員会は、関係機関と意思疎通を図りながら、児童生徒自らが運動に取り組み、いじめ・非行の防止について考える機会を設けるため、全県的な標語募集を実施し、県政広報媒体を最大限活用して広報活動を行い、運動を促進する。また、県民会議は、選抜された優秀標語について、様々な機会や広報媒体を活用してPRする。
- ② 地区協議会は、教育事務所及び市町村教育委員会と連携し、管内の全小中学校及び特別支援学校の児童生徒を対象にいじめ防止に向けた標語を募集する。
- ③ 地区協議会は、募集した標語を集約し、地区ごとに審査のうえ優秀作品を選抜する。
- ④ 県民会議、県教育委員会及び各学校は、各地域で開催される「児童・生徒と地域の大人の対話会」等に、児童生徒が積極的に参加できるよう働きかけ、いじめ・非行防止の取組みを推進する。

（2）高等学校の生徒を対象とする運動の展開

① 高校生徒会等によるスローガン・ポスターデザインの作成

県民会議及び県教育委員会は、全高等学校の生徒会等を中心として、いじめ・非行防止のスローガンやいじめ防止ポスターデザインの作成を呼びかけ、運動の周知・啓発を図る。また、県民会議は、ポスターデザインについて、優秀作品を

選定するとともに、各地区優秀標語を掲載したポスターを作成し、様々な機会を活用してPRする。

② 地域の大人と協働したいじめ・非行防止の取組みの推進

県民会議、県教育委員会及び各学校は、各地域で開催される「児童・生徒と地域の大人の対話会」等に、生徒が積極的に参加できるよう働きかけ、いじめ・非行防止の取組みを推進する。

(3) 地域における運動の展開

① 児童・生徒と地域の大人の対話会の開催

地区協議会は、管内の各青少年育成市町村民会議等（以下、「市町村民会議」という。）や各学校と連携のもと、児童・生徒と地域の大人が対話をする機会を設けて、児童・生徒と大人の協働によるいじめ・非行防止対策を推進する。

② 地域の実情に応じた取組みの推進

推進機関・団体は、各地域の実施計画に基づき、街頭及び学校での啓発活動やいじめ・非行防止のための講習会・懇談会の開催、子どもたちも参加する各種行事の開催等、地域の実情に応じた取組みを幅広く展開する。

(4) 「いじめ・非行防止セミナー」の開催

県民会議は、青少年の健全育成に取り組む地域の実践者同士が、優良事例の共有化を図りながら「いじめ・非行防止」のあり方を改めて考え、これまでの活動に対する気付きを得るとともに、今後の活動に向けた課題解決に結びつけるために、「いじめ・非行防止セミナー」を開催する。

(5) インターネット利用に関する研修会の開催

県民会議は、地域の大人による青少年のインターネット利用環境の理解を目的とし、青少年健全育成ボランティアや学校関係者等の指導者を対象に、ネットに起因した被害等の現状やその防止策等を学ぶ機会を設け、安全で安心な利用環境づくりを推進する。

(6) 県内民間企業等と連携した啓発活動

県民会議は、県内民間企業等と連携し、効果的に広報活動を実施する。

2 山形県青少年健全育成県民大会の開催

青少年の健全育成に携わる行政・各種団体が集い、“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の一層の推進を確認するとともに、県民会議は、優秀標語及びポスターデザインの表彰を実施する。

3 各種広報媒体・グッズによる啓発活動

県民運動の広報誌である「見守る目・育む芽」（市町村（原則隣組回覧）、県民運動共催・協賛団体を中心に配布。年2回作成。）において、県民運動の目的、実施内容について広報し、県民への周知を図る。

また、音源を使用した広報車やシンボルマークの缶バッジ、啓発マグネットシート、横断幕等の啓発媒体を最大限利活用し、地域における普及啓発を一層強化する。

第4 主要推進事項

運 動 の 基 本 方 針	
・ 学校、家庭、地域が連携し、みんなでいじめ・非行を許さない社会づくりを進めていこう。 ・ いじめを受けて悩んでいる子どもたちが相談しやすい環境をつくっていこう。	
推進区分	推 進 事 項
学 校	① いじめは悪いことであり、人として絶対に許されない行為であることを教えよう。 ② 学校と地域・警察が連携して行う「非行防止教室」等により、児童・生徒の正義感を醸成し、いじめ・非行を見過ごさない姿勢を育てよう。 ③ いじめの兆候を見逃すことのないよう、日頃から児童・生徒に対する理解を深め、いじめの未然防止に努めよう。 ④ 児童・生徒に対するアンケート調査や面談を確実に行之、いじめの早期発見・早期解消に努めよう。 ⑤ 毎日の授業や様々な体験活動を通して、児童・生徒同士の心の結びつきを深め、豊かな人間関係をつくっていこう。 ⑥ いじめを把握した場合には、組織的に、かつ、迅速に対応するとともに、家庭・関係機関との適切な連携のもと、早期解消に努めよう。 ⑦ 児童生徒がいじめについて相談しやすい体制づくりに努めよう。 ⑧ 児童生徒がインターネットを介したいじめや犯罪に巻き込まれることがないように、デジタル機器の適切な利用方法を教えよう。
家 庭	① いじめは悪いことであり、人として絶対に許されない行為であることを教えると同時に、いじめや非行防止について親子で話し合い、十分に理解を深めよう。いじめの兆候を把握した場合は、速やかに学校や警察に連絡・相談しよう。 ② 家族とのコミュニケーションの時間を増やし、子どもの学校の様子や、子どもの変化の有無を把握しよう。 ③ 地域の子どもたちにも、自分の子どもと同じように声がけしよう。 ④ 子ども会や地域活動、ボランティア活動等多くの人と交流できる社会参加活動へ、親子一緒に参加しよう。 ⑤ デジタル機器を適切に利用するため、家庭でのルールづくりやフィルタリング設定など、ペアレンタルコントロール（保護者による管理）を行うよう努めよう。
地 域	① 地域ボランティアによる街頭運動等を通して、「あいさつ・見守り運動」を行い、地域で子どもを見守り育てよう。 ② 大人の無関心がいじめを助長します。いじめは、いつ、どこで、どんな時に起こるのか、どうしたらいじめから子どもを守れるのか、みんなで話しあったり、考えたりして、いじめへの関心を高めよう。 ③ 子どもたちが集まりやすい場所や通学路でいじめを見たら、見て見ぬふりをせず、きちんと注意しよう。 暴力等犯罪につながる行為を見たら、毅然と対応しよう。 ④ 子どもは、家庭や地域や学校で必要とされることによって大人になります。地域の行事やボランティア活動等に積極的に参加させるなど、社会の一員として育てよう。

第5 実施計画の策定と実施報告

1 実施計画の策定

- (1) 市町村民会議は、実施計画を策定して本運動を推進するものとし、別紙実施計画書を作成して、令和6年6月21日（金）まで地区協議会に提出する。
- (2) 地区協議会は、管内の広域的な活動に関わる具体的な実施計画を集約・策定して本運動を推進するものとし、別紙実施計画書を作成して市町村民会議の実施計画書とともに令和6年6月28日（金）まで山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課に提出する。

2 関係団体への協力依頼

市町村民会議は、児童福祉行政担当、学校・PTA関係、管轄警察署等の活動実践者と連携して、関係団体に対し、実施計画に基づいた運動への協力を依頼する。

3 実施報告書の作成

- (1) 市町村民会議は、運動の実施結果について別紙実施報告書を作成し、令和7年4月末まで地区協議会に提出する。
- (2) 地区協議会は、運動の実施結果について別紙実施報告書を作成し、市町村民会議の実施報告書とともに、令和7年5月末まで山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課に提出する。

別紙

令和6年度“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動実施計画（報告）書

団体名_____

活動の名称	実施場所	実施日時	主催者(団体) 及び参加者数	実 施 内 容	備 考

※今後の運動展開の参考に資するため、意見、感想を記入願います。(実施報告時)

“いじめ・非行をなくそう”

やまがた県民運動

令和6年度 優秀標語

村山地区

いやなこと
しない いわない
ゆるさない

村山市立樫岡小学校 1年

清水 晴仁さん

最上地区

その気持ち
いつかじゃなく
今助ける

最上町立最上中学校 1年

千葉 琉真さん

置賜地区

きっとある
優しい心
誰にでも

高畠町立高畠中学校 3年

内山 千咲登さん

庄内地区

「それいいね！」
ともだちよいとこ
つたえよう

山形県立鶴岡養護学校 小学部5年

青木 まこさん

県民会議の会員となり、青少年育成の活躍を応援
しませんか。詳しくは同会議HPから



いじめに関する相談は、山形県教育センターHP
教育相談のページから



15 令和7年度市町村青少年行政担当課名簿

市町村名	担 当 課	住所	電話番号 F A X 番号
山形市	社会教育青少年課	〒990-8540 山形市旅籠町2-3-25	023-641-1212 023-624-8443
寒河江市	生涯学習課	〒991-0003 寒河江市大字西根字石川西333	0237-86-5111 0237-86-2201
上山市	生涯学習課	〒999-3192 上山市河崎1-1-10	023-672-1111 023-672-3001
村山市	生涯学習課	〒995-8666 村山市中央1-3-6	0237-55-2111 0237-55-2155
天童市	生涯学習課	〒994-8510 天童市老野森1-1-1	023-654-1111 023-654-3355
東根市	生涯学習課	〒999-3795 東根市中央1-1-1	0237-42-1111 0237-43-1176
尾花沢市	社会教育課	〒999-4225 尾花沢市若葉町1-8-25	0237-22-1111 0237-24-0093
山辺町	教育課	〒990-0301 東村山郡山辺町大字山辺 1	023-664-6033 023-664-6143
中山町	教育課	〒990-0401 東村山郡中山町大字長崎6010	023-662-2235 023-662-5440
河北町	生涯学習課	〒999-3511 西村山郡河北町谷地戊81	0237-71-1111 0237-72-7333
西川町	まなぶ課	〒990-0703 西村山郡西川町大字間沢280	0237-74-2114 0237-74-3219
朝日町	教育文化課	〒990-1442 西村山郡朝日町大字宮宿2265	0237-67-2118 0237-67-3375
大江町	教育文化課	〒990-1163 西村山郡大江町大字本郷丁373-1	0237-62-3666 0237-62-3667
大石田町	教育文化課	〒999-4112 北村山郡大石田町緑町28	0237-35-2111 0237-35-3811
新庄市	社会教育課	〒996-8501 新庄市沖の町10-37	0233-23-5005 0233-23-5600
金山町	教学課	〒999-5402 最上郡金山町金山571	0233-52-2902 0233-29-2903
最上町	教育文化課生涯学習室	〒999-6101 最上郡最上町大字向町674	0233-43-2350 0233-43-2265
舟形町	教育課	〒999-4601 最上郡舟形町舟形126	0233-32-2246 0233-32-3326
真室川町	教育課	〒999-5312 最上郡真室川町大字新町124-4	0233-62-2223
大蔵村	教育課	〒996-0212 最上郡大蔵村大字清水2528	0233-75-2323 0233-75-2336
鮭川村	教育課	〒999-5201 最上郡鮭川村大字京塚1324-2	0233-55-3051 0233-55-3053
戸沢村	共育課	〒999-6313 最上郡戸沢村大字名高1593-86	0233-72-2304 0233-72-2307
米沢市	社会教育文化課	〒992-0012 米沢市金池3-1-14	0238-21-6111 0238-21-6020
	コミュニティ推進課	〒992-8501 米沢市金池5-2-25	0238-22-5111 0238-22-0498
長井市	地域づくり推進課	〒993-8601 長井市栄町1-1	0238-82-8005 0238-87-3368
南陽市	社会教育課	〒999-2292 南陽市三間通436-1	0238-40-8992 0238-40-3388
高畠町	社会教育課	〒992-0392 東置賜郡高畠町大字高畠435	0238-52-4487 0238-52-5043
川西町	教育文化課	〒999-0193 東置賜郡川西町大字上小松977-1	0238-27-1166 0238-42-3159
小国町	教育振興課	〒999-1352 西置賜郡小国町大字岩井沢704	0238-62-2141 0238-62-2143
白鷹町	教育委員会	〒992-0892 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833	0238-85-6147 0238-85-2183
飯豊町	社会教育課生涯学習振興室	〒999-0604 西置賜郡飯豊町大字椿3622	0238-72-3111 0238-72-3163
鶴岡市	青少年育成センター	〒997-0346 鶴岡市上山添字文栄100	0235-57-2108 0235-57-2104
酒田市	社会教育課	〒998-0034 酒田市中央西町2-59 総合文化センター内	0234-24-2993 0234-24-5780
	学校教育課青少年指導センター		0234-24-2901 0234-24-8093
三川町	教育委員会	〒997-1321 東田川郡三川町大字押切新田字桜木8-1	0235-64-8310 0235-64-8311
庄内町	社会教育課	〒999-7781 東田川郡庄内町余目字町132-1	0234-43-0194 0234-42-0811
遊佐町	教育課	〒999-8301 飽海郡遊佐町遊佐字鶴田52-2	0234-72-2236 0234-71-1222

山形県	しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課	〒990-8570 山形市松波2-8-1	023-630-2694 023-632-8238
-----	---------------------------	-------------------------	------------------------------

16 令和7年度子ども・若者に係る窓口一覧

実 施 機 関	窓口名称等	主 な 相 談 内 容	電話番号等	受付時間	備考
県精神保健福祉センター	ひきこもり相談 自立支援センター「巣立ち」	ひきこもりや心の健康に関すること	023(631)7141	月・火・木・金 9:00～17:00	12:00～13:00を除く 祝日・年末年始を除く
	心の健康相談ダイヤル		023(631)7060	月～金 9:00～17:00	12:00～13:00を除く 祝日・年末年始を除く
	心の健康インターネット相談			24時間受付	14日以内で回答
村山保健所（担当直通）			023(627)1184	月～金 8:30～17:15	祝日・年末年始を除く
最上保健所（担当直通）			0233(29)1266		
置賜保健所（担当直通）			0238(22)3015		
庄内保健所（担当直通）			0235(66)4931		
若者相談支援拠点	フリースペース雨やどり	こども・若者に関する相談	023(623)6622	日～金 10:00～17:00	
	フリースペースいろは		023(664)2275	火～土 10:00～17:00	
	あにまるplus+		023(616)4217	月～金 9:00～17:00	
	フリースペースまちかどカフェ たまりば		080(3144)3009	月～金 13:30～18:00 第1・3日曜 9:00～18:00	第1・3月曜日は休
	W i t h 優		0238(33)9137	月～土 9:00～17:00	冬期：土曜日は閉所
	から・ころセンター		0238(21)6436	9:00～18:00（土日可）	
	若者相談窓口一歩		0235(24)1819	月～金 10:00～17:00	
	若者相談支援拠点ひなた		0234(28)8255	月～金 10:00～16:00	
やまがた若者サポートステーション		若年無業者等の就労に関すること	023(615)9661	月～金 10:00～17:00	土・日・祝日は休み 【HP】 https://yamasapo.career-bank.co.jp
置賜若者サポートステーション			0238(33)9137	月～土 9:00～17:00	祝日を除く 予約制
庄内地域若者サポートステーション			0234(31)8383	月～金 10:00～18:00	祝日を除く 予約制
県若者就職支援センター	山形プラザ	若者の就職に関する相談	0120(695)018	月～金 9:30～18:00	祝日・年末年始を除く
	庄内プラザ			土 10:00～17:00	
県発達障がい者支援センター		発達障がいに関すること	023(673)3314	月～金 8:30～17:15	12:00～13:00を除く 祝日・年末年始を除く
中央児童相談所		こどもや子育てに関すること	023(627)1195	月～金 8:30～17:15	祝日・年末年始を除く 緊急時は随時対応
庄内児童相談所			0235(22)0790		
子ども家庭支援センター「チェリー」			0237(84)7111	月～土 9:00～17:00	祝日・年末年始を除く 緊急時は随時対応
児童家庭支援センター「シオン」			0235(68)5477	月～金、土は第2・4 9:00～18:00	祝日、年末年始を除く 緊急時は随時対応
女性相談支援センター		女性が抱える困難に関する相談	023(627)1196	月～金 8:30～17:15	祝日・年末年始を除く
県教育局	ふれあいほっとライン 家庭教育電話相談	子育ての悩みや家庭教育に関すること	023(630)2876 023(630)2874 /FAX	月～金 8:30～17:15	受付時間以外は FAX又は留守番電話対応
県教育センター	教育相談ダイヤル	学校教育に関する相談	023(654)8181	月～金 8:30～20:30	児童生徒・保護者・教職員 が対象
	24時間子供SOSダイヤル	いじめや学校生活全般にわたる悩み	0120-0-78310 023(654)8383	土日祝 8:30～17:30	
県警察本部 広報相談課	警察安全相談	犯罪等による被害の未然防止、その他安全と平穩に関すること	#9110または 023-642-9110	24時間受付	各地域の警察署でも ご相談をお受けしています
	性犯罪被害相談	性的被害による悩みや苦しみに関すること	#8103または 0120-39-8103 023-615-7130		
県警察本部 人身安全少年課	ヤングテレホンコーナー	非行や事件、いじめ、友人関係など青少年の悩みに関すること	023(642)1777	24時間受付	夜間・土・日・祝日は当直 警察官が対応
県警察本部 組織犯罪対策課	違法薬物相談	大麻、覚醒剤等に関すること	023(635)1074	24時間受付	
仙台少年鑑別所 山形少年鑑別支所	やまがた法務少年支援センター	こどもの非行や問題行動に関すること	023(642)3445 	月～金 9:00～12:15 13:00～17:00	祝休日・年末年始を除く
法務省	子どもの人権110番	こどもの人権に関すること	0120(007)110	月～金 8:30～17:15	受付時間以外は 留守番電話対応
公益社団法人 山形県看護協会		子育て相談、その他健康に関すること	メール相談 	24時間受付	回答は原則翌日 ※更に時間を要する場合あり
社会福祉法人 山形いのちの電話		死にたい気持ちに関すること	023(645)4343	13:00～22:00	

17 各種法令による青少年の呼称及び年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分
こども基本法	こども	心身の発達の過程にある者
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者	0歳～30歳代
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	満18歳未満の者
	乳児	満1歳未満の者
	幼児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
児童虐待の防止等に関する法律	児童	18歳に満たない者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳に満たない者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	18歳未満の者
	婚姻適齢	18歳
労働基準法	年少者	満18歳未満の者
	児童	満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
	第二種免許、大型免許を与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
	準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及びけん引免許を与えない者	18歳未満の者
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関する法律	満二十年ニ至ラザル者	20歳未満の者
二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関する法律	満二十年ニ至ラザル者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
山形県子育て基本条例	子ども	18歳未満の者
山形県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満の者



家庭の日とは？

山形県では、県民総ぐるみで、子育て支援・少子化対策を推進し、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため「山形県こども・子育て基本条例」を制定いたしました。

条例には、子育てにおいて家庭が果たす役割が重要であるため、家族のきずなを大切にす「家庭の日」を設けました。

毎月第3日曜日を「家庭の日」として、家族の語らいや親子のふれあいをとおして、子どもを育む家族の素晴らしさや家庭の大切さを家庭や地域で見つめ直す運動を進めています。

山形県・山形県青少年育成県民会議

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷物の紙へ
リサイクルできます。

毎月
第3日曜日は

「家庭の日」

月別の推進テーマと行動実践例です。
家族で、地域でやってみましょう！

上段が月別推進テーマです。下段が行動実践例です。

4
月

「社会のルールやマナーを身につける」

・家庭のルールを
きめましょう。
まずはあいさつから。



6
月

「家族みんなで自然に親しむ」

・自然観察やハイキングなど
自然とのふれあいや
遊びをとおして、体験を
共有しましょう。



8
月

「地域の人々とふれあい、交流を深める」

・家族で地域の行事に
参加しましょう。



10
月

「家族で健康づくりをはじめよう」

・家族一緒にスポーツや
レクリエーションを
楽しみましょう。



12
月

「家族みんなで協力して、仕事を分担して助け合う」

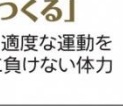
・掃除や食事の準備など
家庭の仕事を分担して
行いましょう。



2
月

「寒さに負けない心と体をつくる」

・食事や睡眠に気をくばり、適度な運動を
行うことで、寒さや風邪に負けない体力
づくりに心がけましょう。



5
月

「家族で一緒に過ごす時間を増やす」

・家族そろって
食事をしましょう。



7
月

「夏休みの交通事故や水の事故、子どもの非行を防ぐ」

・通学路や公園などよく通る
道路や遊び場を親子
一緒に点検してみましょう。



9
月

「お年寄りを敬い、お互いを思いやる」

・おじいちゃん、おばあ
ちゃんと話をしましょう。
話を聞きましょう。



11
月

「働くことの大切さを学ぶ」

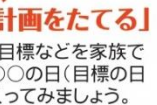
・家族の仕事について
家庭で語り合
いましょう。



1
月

「新しい年を迎え、一年の計画をたてる」

・各自の夢やわが家の目標などを家族で
話し合い、家族の「〇〇の日(目標の日
や記念の日)」をつくってみましょう。



3
月

「学期の節目を迎え、一年間の子どもの成長を祝う」

・卒園、卒業、進級を
家族そろって祝いましょう。



お問い合わせ

しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課

〒990-8570 山形市松波2-8-1

TEL.023-630-2694 FAX.023-632-8238

県ホームページ内検索

家庭の日

検索

令和6年度山形県こども・若者白書

令和7年6月発行

発行者 山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

TEL 023(630)2727

HP <https://www.pref.yamagata.jp/>

だいじょうぶ
みんながあなたの
サポーター



子育てするなら山形県

毎月第3日曜日は

家庭の日